

平成26年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 12月5日（金）

・開 会	29
・会議録署名議員の指名	29
・会期の決定	29
・諸般の報告	30
・議案等の上程（第70号～第79号）	31
・議案等に対する質疑	34
・陳情の報告	35
・議案等の委員会付託	35

第2号 12月8日（月）

・一般質問	41
田川正治議員	41
1. 学校給食センター問題について	42
2. （仮）こども館建設問題について	51
3. JR原町駅にエレベーターの設置を	55
因 辰美議員	58
1. 粕屋町の将来について	58
太田健策議員	73
1. 給食センターの入札について	73
2. 解体撤去費用について	83
3. 都市計画マスタープランについて	88
木村優子議員	90
1. 妊娠、出産、子育て期までの切れ目のない支援を充実させていくた め、産後ケアについて	90
2. 地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援ボランティアポイン ト制度について	95
福永善之議員	98
1. 粕屋町農業委員会の適正な定数について	98

第3号 12月9日（火）

・一般質問	115
-------	-----

川口 晃議員	115
1. 柚須駅の改築と近郊の交通対策について	115
2. 証明書類の取得は身近なところでとれないか	120
3. 教育問題について	121
4. 働く人の雇用のルールについて	130
久我純治議員	135
1. サンレイクかすやの不足する駐車場、代替駐車場があるのか又、新しく造るのか	136
2. 伊賀・仲原線の県道の狭くて危険な歩道の拡張工事後は	138
3. 酒殿駅裏のゴミ収集について	140
山脇秀隆議員	143
1. (仮称) こども館建設の課題について	143
本田芳枝議員	161
1. 子どもの読書活動をさらに推進するためには	161
2. 学校給食事業について	172

第4号 12月12日(金)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	187
議案第70号 粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について	187
議案第71号 粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	188
議案第72号 粕屋町いじめ防止等対策推進条例の制定について	189
議案第73号 粕屋町総合計画策定条例の制定について	191
議案第74号 粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	192
議案第75号 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について	192
議案第76号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について	192
議案第77号 平成26年度粕屋町一般会計補正予算について	195
議案第78号 事業契約の締結について	197
議案第79号 工事請負契約の変更について	197
意見書案第2号 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書(案)(継続審査分)	198

陳情第2号 集团的自衛権行使を容認した「閣議決定」の撤回を求める意見書提出を求める陳情	198
・閉 会	199

平成26年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成26年12月5日（金）

平成26年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成26年12月5日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 陳情の報告
- 第7. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範	副町長 箱田彰
教育長 大塚豊	総務部長 八尋悟郎
住民福祉部長 水上尚子	都市政策部長 吉武信一

教育委員会次長	関 博 夫	総務課長	安河内 強 士
経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	瓜 生 俊 二
社会教育課長	中小原 浩 臣	学校教育課長	八 尋 哲 男
健康づくり課長	大 石 進	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	今 泉 真 次	介護福祉課長	吉 原 郁 子
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	安河内 涉
地域振興課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	中 原 一 雄		

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

早いもので、今年も残すところあと二十四、五日となりました。今年は、日本の科学者3名の方がノーベル物理学賞を受賞されましたし、地元福岡ではプロ野球球団福岡ソフトバンクホークスが日本一に輝くなど慶事もありましたが、一方では御嶽山の大噴火や、広島など台風被害で多くの方が亡くられるなど、悲しいこともありました。まさしく悲喜こもごもの1年だったと思います。そのような年の暮れ、今年の締めくくりといってもいいのでしょうか、14日の投開票日を目指して、現在衆議院議員選挙の真っ最中であります。国民の投票結果はいかようになるのかわかりませんが、どのような結果になろうとも、国民の安寧と地方の繁栄を重視した多くの国民が安心できるような安定した政権運営を願いたいと思います。

さて、先月11月12日、第58回全国町村議会議長会全国大会が東京で開催されましたので、私出席させていただきました。「町村のさらなる振興発展を目指して」という統一テーマのもと、皆さんのお手元にお配りさせていただいていますような宣言と決議を採択しました。これをもとに、全国の町村議会ともども、鋭意努力していかなければと考えているところであります。

以上、開会に当たってご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には会議規則第127条の規定により、議長において9番久我純治議員及び11番本田芳枝議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から12月12日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの8日間と決定い

たしました。

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、諸般の報告を求めます。

因町長。

（町長 因 清範君 登壇）

◎町長（因 清範君）

改めておはようございます。

師走の大変お忙しい中、加えて衆議院の解散選挙が始まっております。そういった大変議員の皆様方にはご多忙の中、本日は全員今定例議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、諸般の報告をいたします。

今回の諸般の報告につきましては、大きく分けて4件ございます。

まず1点目は、一部事務組合の平成25年度の歳入歳出決算額に関する報告3件でございます。決算内容につきましては、配付いたしております資料のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

2点目は、駕与丁区地内にあります企業組合粕屋郡高齢者事業団の事務所移転についてでございます。当事務所は、昭和46年に町道明神一線の延長線上の里道敷地に建設されております。平成14年に駕与丁区より、行き止まりで通り抜けができない明神一線を改良してほしいという要望がございました。これを受け、数度にわたり町議会の一般質問も受けながら、このたび同事業団との協議が整いました。移転補償の契約を締結いたしましたので、ご報告いたします。来年3月25日までに補償物件の取り壊しを行うということでございます。その後の予定といたしましては、来年度に幅員5メートルの道路を新設し、通り抜けができるように改良いたします。

3点目は、平成6年度に粕屋地区1市7町とし尿汲み取り業者で構成する組合の間で締結されました協定書、覚書に関する経過をご報告いたします。この協定書及び覚書は、下水道が整備され、し尿汲み取り業務が減少していく中で、し尿汲み取り業者の規模を縮小しつつも業務の安定的継続を保持し、廃棄物の適正な処理目的として締結されたものでございます。覚書の内容につきましては、流域下水道の処理場の管理業務を代替業務として委託すること。し尿汲み取り人口が4,000人を下回った時点での金銭的補償及び補填を行うこと。これは、粕屋町は既に4,000人どころか2,000人を下回っております。その他の代替業務の提供等がございます。現在、し尿汲み取り人口が4,000人を下回った時点での金銭的補償及び補填についての対象業者2社と協議を行っておるところでございます。

4点目でございます。（仮称）こども館についての現在の状況をお知らせいたします。9月議会以降、外部委員の皆さんによる外部検討会議や近隣のこども館の視察等を実施し、ご意見等を頂戴しながらお手元の粕屋町（仮称）こども館建設基本構想を策定いたしました。これに基づき、指名の設計業者8社により11月28日に粕屋町（仮称）こども館建設基本設計、実施設計、監理業務委託者選定プロポーザルをいたしました。第1位になりました株式会社 環境デザイン機構と契約を締結する運びとなったところでございます。今後は、委託設計業者と担当課や外部検討会議など、参加された皆様と協議や検討を重ねながら、町民にとって、子どもにとって、よりよい施設となるよう基本設計を作成してまいります。

以上で諸般の報告を終わります。

（町長 因 清範君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

町側に申し入れておきます。

今、諸般の報告の中でのレジュメは、一部事務組合等の平成25年度決算についてのみであります。書類として残りませんので、報告される場合はレジュメの中にその項目を記入願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は10件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

（町長 因 清範君 登壇）

◎町長（因 清範君）

それでは、議案の上程を行います。

平成26年第4回粕屋町議会定例会に提案いたします案件といたしましては、条例の制定及び改正が7件、平成26年度補正予算が1件、事業契約の締結が1件、工事請負契約の変更が1件、以上10件でございます。

それでは、議案第70号から順次ご説明申し上げます。

議案第70号は、粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、学童保育所の受け

入れ対象年齢が小学校6年生まで拡大されたところでございます。本町におきましては、対象年齢をこれまでの小学3年生から6年生へ拡大するため、条例を改正するものでございます。

議案第71号は、粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、学童保育所の設備及び運営について省令で定める基準を踏まえ、条例で基準を定めることとなったため、新規に条例を制定するものでございます。

議案第72号は、粕屋町いじめ防止等対策推進条例の制定についてでございます。

いじめ防止対策推進法の公布により、同法第3条の基本理念にのっとり、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、近隣市町に先駆け、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、新規に条例を制定するものでございます。

議案第73号は、粕屋町総合計画策定条例の制定についてでございます。

平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、市町村の基本構想に関する規定が削除されたことで、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決については、市町村の判断に委ねられることになりました。この法改正は、地方分権改革推進計画に基づく義務づけの廃止に関する事項として行われたものであり、基本構想を含む総合計画について、市町村の自主性の尊重と創意工夫を期待する観点から措置されたものと考えております。本町におきましては、総合計画は、町民にまちづくりの長期的な展望を示し、行政運営の指針となるものであり、今後も総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定することに関しまして新たな条例を制定するものでございます。

議案第74号は、粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年11月19日に公布されましたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。今回の改正は、出産育児一時金の支給について39万円から1万4,000円を引き上げ40万4,000円に変更するものでございます。

議案第75号は、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等

の一部を改正する法律の制定により、ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化を図るため、母子及び寡婦福祉法が一部改正されました。これに伴い、同法を引用いたしております粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例、粕屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例、粕屋町家庭的保育事業等の整備及び運営の基準に関する条例の3つの条例について、一部を改正するものでございます。

議案第76号は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が一部改正されたことに伴い、同法を引用しております粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例、粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例、粕屋町営住宅条例の3つの条例について、一部を改正するものでございます。

議案第77号は、平成26年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億5,391万3,000円といたすものでございます。

歳入といたしましては、県支出金を301万7,000円増額するものでございます。

一方、歳出といたしましては、農業委員会事務費を301万7,000円増額するものでございます。

議案第78号は、事業契約の締結についてでございます。

本議案は、より良質な学校給食の提供を効率的かつ効果的に行うため、粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業を実施するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき実施するもので、粕屋町学校給食共同調理PFI事業者選定委員会の優秀提案者の選定に係る答申を受け、落札者を決定したところでございます。

優秀提案者の選定にあたりましては、総合評価方式による一般競争入札で行い、2グループから応札を受け、東洋食品グループが契約金額67億2,361万9,059円で落札をいたしました。つきましては、東洋食品グループで構成する特別目的会社、株式会社 粕屋町学校給食サービス 代表取締役 山本徳憲と事業契約を締結するにあたり、同法第12条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、履行期間につきましては、契約効力発生の翌日から平成43年8月31日までの約17年間となるものでございます。

議案第79号は、工事請負契約の変更についてでございます。

本議案は、粕屋町営住宅内橋団地屋根断熱防水、外壁改修工事請負契約を変更するものでございます。

変更内容の主なものといたしましては、附属施設のプロパン庫、物置、街灯等の改修工事を追加するもので206万2,800円を増額し、変更後の契約金額を6,821万2,800円といたすものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

4番太田健策議員。

◎4番（太田健策君）

議案番号78号について、私は給食センター解体撤去費について、PFI可能性調査時には2,640万円が精査時に7,392万9,000円に変わったということで執行部に資料の提出を申し入れましたが、情報開示で不存在ということで開示をしない通知が来ました。その後、10月23日に情報開示不服申し立て書を提出いたしました。これがまだ審査されないままに事業の締結について出されるのはいかがなものかとも思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

それは、もうそれでよろしいですかね。

ほかに質疑はございませんか。

5番福永善之議員。

◎5番（福永善之君）

議案70号粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について質問します。

提案理由の中で児童福祉法の一部が改正されたことに伴うというふうに書いてあります。まず、この児童福祉法がいつ一部改正されたのかというのを伺います。

それと、2点目が、この条例の提案が、私は提出するのが遅かったんじゃないかと。時期的に早めて提案するということを知っておりましたが、その点についてお答えください。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

児童福祉法の改正は、24年8月ごろ示されております。この施行期日は27年4月1日施行ということになっておりますので、それにあわせて現在議案を出しておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

ございませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、陳情を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。

事務局長。

◎議会事務局長（青木繁信君）

議事日程表の8ページ、1件でございます。

陳情文書表、受理番号2番。受理年月日、平成26年11月25日。件名、集团的自衛権行使を容認した閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める陳情。陳情の要旨、陳情書写し添付につき省略。陳情者の住所及び氏名、糟屋郡粕屋町柚須114-1-2階 九条の会かすや 堤卓也さん。付託委員会、総務常任会を予定。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

次に、陳情につきましては会議規則第95条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思っておりますが、これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前9時57分)

平成26年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成26年12月8日（月）

平成26年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成26年12月8日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 7番 | 田川正治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 10番 | 因辰美 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 4番 | 太田健策 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 1番 | 木村優子 | 議員 |
| 5番 | 議席番号 | 5番 | 福永善之 | 議員 |

2. 出席議員（15名）

- | | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 木村優子 | 9番 | 久我純治 |
| 2番 | 川口晃 | 10番 | 因辰美 |
| 3番 | 安河内勇臣 | 11番 | 本田芳枝 |
| 4番 | 太田健策 | 12番 | 山脇秀隆 |
| 5番 | 福永善之 | 13番 | 八尋源治 |
| 6番 | 小池弘基 | 15番 | 伊藤正 |
| 7番 | 田川正治 | 16番 | 進藤啓一 |
| 8番 | 長義晴 | | |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因清範	副町長	箱田彰
教育長	大塚豊	総務部長	八尋悟郎
住民福祉部長	水上尚子	都市政策部長	吉武信一
教育委員会次長	関博夫	総務課長	安河内強士

経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
税 務 課 長	石 山 裕	収 納 課 長	瓜 生 俊 二
社会教育課長	中小原 浩 臣	学校教育課長	八 尋 哲 男
健康づくり課長	大 石 進	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	今 泉 真 次	介護福祉課長	吉 原 郁 子
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	安河内 涉
地域振興課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	中 原 一 雄		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、毎回言っていますように、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

7 番田川正治議員。

(7 番 田川正治君 登壇)

◎7 番（田川正治君）

おはようございます。議席番号7番、日本共産党田川正治です。

質問通告書に基づき、町長並びに関係部課長に対して質問を行います。

その前に一言、解散総選挙、14日投票で戦われております。今回の総選挙、年末の慌ただしく忙しくなる12月、また12月議会が全国の地方自治体で開かれ、行政の職員も私たち議員も、大変忙しい師走の時期であります。このような時期になぜ総選挙なのか。それは、マスコミでも報道されておりますが、国会で安定多数を持つ政権与党である安倍首相が解散に踏み切ったこの原因は、先に延ばせば追い詰められる、だから今やっけてしまおうというようなことが報道されております。

先日、糟屋地区の医師会と共産党の議員団との懇談会、行いました。そのときに、総選挙に600億円とも800億円とも言われる税金を使うのであれば、子どもの医療費の無料化、このようなものに使って医療費の軽減、予算を回してほしい声が出るほどでした。消費税10%増税には、朝日新聞で反対49%、賛成39%、アベノミクスは賃金や雇用に結びついているということについて朝日新聞では、そう思わない65%、そう思う20%、集団的自衛権の行使容認は、共同通信で反対が60%、賛成31%、原発再稼働は日経新聞で進めるべきではない56%、進めるべき29%という世論調査の結果が出ております。この問題は、今回の総選挙の国民の重大な関心事で

あると思います。

このような歴史的な総選挙の中、本日12月8日、310万人を越す国民と2,000万人以上のアジアの人々が犠牲になったアジア太平洋戦争の開戦から73年を迎えます。二度と再び日本が戦争によって殺し殺される時代を繰り返さないためにも、私は日本の平和憲法第9条を守り抜く、生かしていくために、子どもや孫に平和な日本を引き継いでいくために取り組んでいくことを決意して質問に入ります。

まず最初に、学校給食センタ建設についてです。

9月議会で、学校給食センター建て替え問題で町内有志から提出された公開質問状に対する町の回答について、私は教育次長に対して、委託業者の調理師との打ち合わせは法的にできない、偽装請負になるのではないかとの質問に対して、衛生管理面から立ち入ることができる、しかも現場でモニタリングをして直接、指示してよいと答弁されました。さらに、私が現場に立ち入る法的根拠について説明をすると、法律は忘れました、このように答弁されました。また、事業契約書の保証金100分の10の数値の間違いを指摘すると、単なる担当者のミスです、修正前の数値は記憶しておりませんとの無責任な答弁がなされます。この本会議でのこのような教育次長の答弁、議会軽視の答弁であると考えます。謝罪すべきであります。まず最初に町長のこのことについての見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

細部については承知はしておりませんが、事後お答えしますとか、そういった今資料が手持ちにない、後でお答えしますとかという答弁が適切でなかったかなというふうに思います。

あと、教育委員会所管のほうでお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

9月議会で答弁させていただきましたが、2次下請の調理現場に立ち入る法的根拠に関する発言に関しましては、準備不足のためにその場で答弁できませんで申しわけございませんでした。また、事業契約書案の契約保証金に係る修正部分につきましても、単なる事務的なミスですと答弁いたしましたが、数値を記憶しておらず、申しわけございませんでした。

契約補助金に係る部分につきましては、100分の10と100分の1が混在しておりましたので、正解であります100分の10に統一しております。また、2次下請の調理

現場に立ち入る法的根拠につきましては、厚生労働省から出されております労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準の疑義応答集が内閣府公共サービス改革推進室から平成24年に出されております。地方公共団体の適正な請負事業推進のための手引の説明により、また学校給食法第7条に基づきます学校給食栄養管理者に関して、同法第9条による学校給食衛生管理基準に基づく定期衛生検査、臨時衛生検査、日常衛生検査の実施に際して、下処理、調理、配食について、作業区分ごとに衛生的に行われているかどうかを学校給食衛生管理基準を満たすために立ち入ることができるということでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今言われました国の指針、私もホームページなどを見て調べてみました。この資料は、議員にも何も説明、提出されてないんですね。今口頭でされました。しかし、一番大事なのは、この文面が大事なんですね。先ほども言われましたように、内閣府が出した公共サービス改革推進室が地方自治体向けに、地方公共団体の適正な請負委託事業の推進のための手引、発行したんですね、先ほど言われましたように2012年1月。これに基づいて、偽装請負とか委託の問題について、法的な問題に抵触しないようなやり方をしなさいということをお願いしながら、実は抵触しとることを徹底しよんですね。ですから、この手引の中で先ほども言われました。この偽装請負の関係については、特に厳しく言うとはんですね。派遣事業と請負事業との区分の基準を参考にするとということの基本にせないと、だから今の状況でいえば、請負とか偽装請負の問題などをごまかそうとするやり方を国が指針として出しとんのをそのまま言われてるとということだけなんですね。これ、私も何度も今まで言うてきましたね。二重下請のところは町から直接指導することができない。現場に入って直接指導することは、偽装請負になる。これは何度も教育次長も認められた。このことを引き続き、同じように、この説明をされてるだけのことなんです。それは、偽装請負として法的な根拠があるのかということについては何も説明されない。国の指針からそういうふうになってます。国の指針っちゅうのは、法律よりも下ですね。憲法、労働基準法があるわけです。それに基づいてのことについては、偽装請負になるということを使うとんです。それを立ち入ってやっていいというふうに指針があるから言ってるということについては、問題やないですか。そのことについて改めて答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほども申しましたけども、学校給食法第9条によりまして、学校給食衛生管理基準に基づき、粕屋町でいえば栄養教諭2名、県職がおられますが、こちらのほうで定期衛生検査、臨時衛生検査、日常の衛生検査の実施をしなければいけないというようなことになっております。その際の下処理、調理、配食についてでございますが、そこで作業区分ごとに衛生的に行われているかどうかをモニタリングしないといけないというような決まりがございますので、事細かにその作業を指示するというようなことではございません。私が申しておりますのは、衛生管理基準に基づきましてモニタリングをし、その衛生管理基準を満たしていないようなことであればそこで注意ができるというようなことでございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

何度も今まで言ってきた偽装請負の問題については、法的根拠を示さずに、法律は忘れましたとかというようなことだけで説明を今までされてきておるわけですよ。そのことについては、また引き続きまだ明らかに、また具体的に今から問題になっていく中で、調理現場との関係で偽装請負が生まれるということで、全国的にこのことは指摘されてるっっちゃうのは、私何度も今まで言ってきました。ほんで、是正を指導させられた、労働局から。ということもあるということも言ってきたんですが、まだそこは真剣にそこまで次長のほうの考え方、答弁のあり方としては無責任な内容であるというふうに思います。

次に質問いたします。

9月議会で教育次長は、PFI事業による給食センターになっても、現在の調理師を衛生管理基準に沿って指導しながら調理していく方針である。要求水準書にも記載しているということでした。それであるならば、引き続き調理師の職員の雇用、これは町が責任を持つということになると思いますが、どういうことですか。説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

今年の9月議会におきます答弁の内容につきましては、現在の学校給食センターで従事されております嘱託職員、それと臨時職員に関しての答弁でありましたが、希望者については新しい学校給食センターで引き続き優先的に従事していただくよ

うに考えております。町の雇いの職員ではございません。嘱託職員と臨時職員についてでございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

これは、今私が言いましたように要求水準書に記載しているという説明やったんですよね。ということは、企業との関係でその内容について書いてるということですね。その文書を私まだ見ておらんからわからないんですが。

それで、もう一つは、調理師の人たちにそういう説明をされましたか。そういう企業に対して、要求水準書にそういう新しい会社の場合に調理師として採用してもらうようなことにもなりますというようなことも含めて説明されとんのかどうか、そのこと。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

グループの選定に関しまして、また契約締結に関しましては、本議会でも議案に上げさせていただいておりますが、グループが決定して、今仮契約を締結しております。その中では、グループ、SPCの会社と嘱託職員、それと臨時職員については優先的に雇いますというような回答を得ております。また、嘱託職員と臨時職員についての希望をされれば新しい学校給食センターに従事できるというようなことに関しましては、まだきちんとSPCと最終的な回答を得られておりませんでしたので、まだ伝えてはおりません。これから伝える予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

ということは、この要求水準書には記載したものがあつたわけですね、そういう企業に対して今、言われたようなことが。それをちょっと確認しときます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

要求水準書の中には、具体的にはこういった嘱託職員、臨時職員を優先的に雇いなさいというような記載ではなく、地元の住民、それと近隣の住民、またそういったノウハウのある技術を持った調理員あたりを優先的に雇ってくださいというような記載の仕方をしております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今言われているのは、結局要求水準書に書いてると言うけど、今働いてるノウハウを持った人、粕屋町の給食を今までつくってきた人たちが一番ノウハウを持ってる人ですよ、料理も味も。その人たちを雇用するようにもっと要求水準書の中にぴしっと入れる。一般的に地元の人とかということじゃなくて、そのことが大事なんです。今働いてる人たちも地元の人たちが多いわけですから、そういう点をしっかり入れとかなないと、全くこの話し合いが最終的にできないでという形になりかねないので、そこはそういうふうにするように求めます。

それと、もう一つは、P F I 事業になっても指導者を立てて、現在の調理師の指導を行うということはできますというようなことでの説明でしたけど、9月議会ですね。これは偽装請負になるんですよ、何度も言うてきたように。P F I 事業になっても、現在の県とか、もちろん栄養士の人たちが直接現場に入れられないんですよ。それを何度も言うてくるんですが、こういうふうな説明があったんですね。P F I の指導者を立てて、立ててというのはP F I 事業になっても栄養士なり、そういう人たちをつくって、そしてその人たちが指導するっちゅうことでしょう。その委託業者の中の指導者がするわけじゃないと思うんですね。町のそういう給食を献立つくったり、そういうふうなのをするっちゅうたら町の人たち、直接自治体の責任を持った、そういう役割を持った人たちがするはずですね。そうしないとできない。そのところは今言ったように、何でもこういうふうなことを、偽装請負のような状態をということを公然と説明をしたり、回答するというところのことかということがあるんです。そのところの認識をもう一度確認したい。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

新たにS P Cの会社が設立、今されておまして、その調理部門に関して臨時職員と嘱託職員、希望される臨時職員と嘱託職員を雇って、その会社の中で研修をするということでございますので、偽装請負等にはならないというような考えでございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

全く法律の問題も含めて、偽装請負がどういうものかというのが理解されておる

のか、知っとしてそれを答弁しないということをしてるのかわかりませんが、今のやり方、PFI事業になっても指導者を立てて現場の調理師を指導するっちゅうたら誰がしますか、何度も言うように。そういうやり方はできないんですよということが、今まで全国的にも生まれてきた問題なんですね。

それは2010年の愛知県の春日井市、2011年鎌倉市のこの給食センターのあり方について、委託先の給食会社での調理作業工程の調整について市が勤務を命じた職員である栄養士が指導してる、あなたが今言うたと同じですよ。このことは、偽装請負に当たるっちゅうことで是正指導しとんですよ。これと同じケースのことをあなたは今、PFI事業に指導者立てて調理師を指導しよることができるっちゅうことを言うたことは、同じことですよ。そここのところの問題が、そういう問題があるという点の指摘について、あなた自身はそうじゃない、偽装請負じゃないということで、その手引の内容で説明しようとしとるわけだから、その問題についての今後、この問題っちゅうのは先ほど言いましたように、要求水準書の中身の問題とか、それとか具体的に委託業者の調理会社に対して栄養士の人たちがどういうふうな形でかかわっていくかということで明らかになっていきますので、今後それはまたそのときそのときに指摘していきたいというふうに思います。

もう一つ、関連質問です。

先日10月27日に選定委員会、学校給食共同調理場PFI事業者選定委員会、優秀提案者として東洋食品グループを選定しました。この企業は、代表企業の東洋食品が運營業務を担当するとなっております。さらに、中村学園も協力企業と運営モニタリングを業務担当することになる、このように載っておって、この7月16日にもらった資料では、SPC特別目的会社のもとに委託の代表企業と委託の協力企業、2次下請として併存するという状態になってますが、このような委託業務の関係があるんですけど、どちらが調理部門に責任を持つ企業なのか。このSPCのもとにある、東洋食品も中村学園も一緒なんですね。5つぐらいあるとこの6つぐらい。どちらが調理部門に責任持つんですか。答弁求めます。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの研修の件なんですけど、指導者というのはSPCの指導者という意味で、私言ったつもりでございます。

また、東洋食品と中村学園につきまして、どちらが調理部門を担当、責任を持って担当されるのかということでございますが、東洋食品グループの中で東洋食品の

調理部門の担当ということになります。中村学園につきましては、モニタリングです。モニタリングを中心に協力していただくというようなことでお伺いしております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

S P Cの指導者を立てて調理師を指導するつちゅうことを言われましたけど、ということは県の栄養士はこれにかかわらないということですね。事前に献立表とか、そういう打ち合わせはするけど、現場に入らないということであるということ。それを改めて関次長は言われたと思いますが、そういうことですか、それが1つですね。それは後でまた、それをちょっと説明、まず。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

法的に定められております県と栄養教諭等、給食センターの所長と、それと保健所が行われる衛生検査については、従来どおり県や保健所、町のほうで行いますが、この先ほど申しました研修につきましては、S P Cの会社の栄養士がおりますので、そちらのほうで日々研修をしていただくというような意味でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今ので言えば、いずれにしても町の職員が現場に入るということはないということについて確認をしたいと思いますね。

それともう一つ、関連して今度の議会に提案されてる議案78号の関係ですが、ここで株式会社粕屋町学校給食サービスが67億2,361万円事業契約を締結するという提案になってるんですね。これは、43年8月31日までの17年間、学校給食センターは特別会社S P Cになる元請の企業ということになるわけですが、東洋食品グループに対して落札した61億3,400万円というのがありますが、これの2つの契約との関係で、S P Cの運営管理の契約は幾らになるのかというのがわかりませんが、これについて説明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

選定委員会の内容でございますが、議案のほうにも上げさせていただいております。

すが、P F I 事業につきましては、企画提案ということでグループによって上げていただいております。それで、その内容に関しましては要求水準を満たし、またそれ以上の計画を上げてこられた最優秀提案者を選ぶということでございます。ただ、細かくこれに対しては幾ら、これに対しては幾らというような吟味をいたすものではなく、その内容に対して選定委員会で十分に審査していただいて、あと総合評価方式の一般競争入札ですので、自治法で定められております有識者等を入れて、そして価格点が30%、評価点が70%で選定していただいております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

S P Cに支払う運営管理料は幾らかということ聞いとんです。S P Cに全く払わないわけじゃないでしょう。これは、説明を受けたとき年間800万円です。15年契約、1億2,800万円ちゅうのが資料、当初出とったんですよ。その金額はどこに行っただんですかね。S P C管理料として払う、会社にはこの金額は出てきて当然と思いますが、その説明全く今の次長の話では抜けてましたけど。改めて確認で。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

維持管理、給食運営事業といたしましては、その部門だけでは38億8,623万6,000円でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

いや、それは15年間の話ですか、38億円。私がもらった資料は、さっき言った金額でしたよ、S P C運営管理料の額は。一覧表でもらった分、そうなりました。それとの関係はどういう違いがあるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

田川議員がおっしゃっておられるのは、施設整備とかも含めてのことでございますでしょうか。全額であれば、税込みで67億4,749万9,000円というようなことでございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

S P Cの元請の会社に人件費とか何か、そういう役員手当とか、そういうものになるかもしれませんが、何かその一定の額を出すんでしょう。その下にあるところの会社に対しての落札の関係っちゅうのはわかりますけど、S P Cも含めた金額であれば、この差額になるわけですか。いや、それがよくわからん。S P Cに幾ら払うようになっとんのか、それ確認で。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

いずれにしても、それは資料を後で提供してください。さっとわかる、当然S P Cに払う元請の金額はわかっって当たり前のことであって、いろいろほかの総額幾ら出すというようなことなども出てきとるわけですから、それがどういう金額であつてもこのくらい出すというふうになつるといふことはあつて当然だと思ふんですが、それが出ないということですが、時間もかかるので次に行きたいんですが。

町長にちょっと答弁を求めたいんですけど、この学校給食サービスの会社、いつ設立されて、今後責任持ってやっていける会社なのか。ここの元請がなくなったら全部なくなるという形になる可能性もあるわけですから、そういう点でどういふ、今度議案にも出されておる内容に関連するんですが、どういふ会社でどういふふうに町として責任を持てるということで判断されたのか、説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

こういふ東洋食品のグループで落札をしております。そして、この事業に粕屋町の学校給食センターにかかわる事業については、株式会社粕屋町学校給食センターという新たな会社が設立されております。そのことをございましょう。あとは中身は、やっぱり東洋食品が中心となってその会社を運営するということになるのではないかと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

東洋食品は、2次下請に入った部分の中心になるところになるんですね。元請

はあるでしょう、SPCというのが。そこが一番の責任、町から責任を持ってやってもらわないかんとこの目的会社、特別目的会社であるのは当然だと思うんですね。だから、そのことについて、町長は責任持てる、持てますということであるということでしょうから、私はちょっとそここのところをはっきり確認を、そういう点じゃ今後の問題も含めて当然出てくるわけですからね、15年、17年間。そういう点で責任を果たすということについて、しっかり町としては役割、責任を持っていくということを求めておきたいというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

もちろん新たな株式会社粕屋町学校給食センターと契約をするわけでございますので、そこを信頼しなおかつその会社が要求水準どおりの今後の運営をきちんとやっていたらということ、これはもう信じるしかないと思いますね。ということで、仮契約を交わしておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

では、次に移ります。

こども館建設についてです。

今まで町長も副町長も、国の補助金を活用してこども館を建設するということを答弁されてきました。国の補助金を含む財源の根拠、見通しについて説明を求めたいと思います。じゃあ町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

いろいろ調査、検討しております。総務部長のほうから今の現状のお話をさせたいと思います。

まず、前段に12月、今解散選挙中でございます。そういったことで、まず当初予算もきちんとした通知が来ておりません。なおかつ4兆円に上る補正予算をすること、そこら辺の内容もつかんでおりませんし、まだ国のほうもどこをどう具体的に補正するんだというような話も来ておりません。今現状の中でどういった国の補助があるのかという話を総務部長からいたさせます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

こども館建設にかかわる国の補助金を含む財源等につきまして、現在計画中のこども館の機能には、児童館と子育て支援拠点施設で構成される複合施設を考えております。国県の補助金につきましては、まず児童館部分について次世代育成支援対策施設整備交付金がございます。これは、建設規模に対する補助基本額が低いために、今回の建築予定施設規模に対する交付金は上限で3,200万円程度になっております。地方債につきましては、社会福祉施設整備事業債として補助金を除く対象事業費の80%の借り入れができますが、元利償還金にかかわる交付税措置はございません。次に、子育て支援拠点施設部分でございますが、地域活性化事業債として90%の起債が許され、これには元利償還金として30%の地方交付税の措置がございます。また、この地域活性化事業債は国県の補助事業、いわゆる前段の児童館の補助事業を取りやめまして、全てについて適用できるということでございますので、この3,200万円の国県の補助金と先ほどの地域活性化事業債、こちらの有利なほうで現在検討を進めておるところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

私この問題でいつも何度も、補助金の問題を見通しを立てながらやっていくということについて、町長もそういうふう述べておられるし、私もそういうふうに必要なことだというふうにこども館建設はありますので、ぜひ財政の見通し、財源の見通しを早く明らかにしていかなないと、また給食センターのときのように後々でいろんなことの説明ということになれば、当然問題が絡んでくるっっちゃうということになりますので、そういう点を求めておきたいと思えます。

それと次に、建設予定地としてサンレイク駐車場ということになっておりますが、これは現在でも不足する状態、駐車場がですね。子ども達が、こども館ができれば駐車場の中を歩いていくというようなことなど、なおさら事故が起きる可能性も生まれるというように思うんですね。先日の議会報告会するときにも駐車場が狭くなるので不便を感じる、今でもですね。ですから、こども館ができるとなおさら支障が出るんじゃないかという意見も出ております。こういう点からも、違うところの場所に駐車する面積が少なくなるので違う場所に変更してほしいという声もあるんですね。そういう点では、今の建設場所として進めるならば、先日説明であった民間のところの敷地の中に車をとめてもらうようなことも相談してるようなことも言っておりますけど、私はもう役場の前の広場を駐車場にしてでも確保する。もし

今の場所に建てろうとするならばですね。ということを考えるのですが、その点について町長の見解。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

駐車場の件でございます。そういったことも想定して、私はサンレイクの奥に、奥の砂利が敷いてあったところに約60台の駐車場を建設を、駐車場に建設いたしました。それにもかかわらず、今回40台ほどの駐車場がなくなります。今いろんなところでの検討を副町長にさせております。3月議会では、ここにこうするという具体的な話ができるのではないかと思います。今の経過について、副町長のほうから答弁させます。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

まずご質問の、この一般質問のほうに文面として載っております安全対策、それについてまずお答えしたいと思います。

当然、駐車場の中ではございますが、これはもう一般的にも施設ができれば、その辺の利用者に対する安全対策は万全なものじゃないといけないというふうになっております。今回、こども館の建設にあたりまして設計業者が決まりましたので、そちらのほうともこれについては密に話をしております。やはり、ベビーカーで来られる親御さんも多いですので、ベビーカーが交互に行き交えるような幅員をとった専用の歩道、あるいは車道との分離ができるように、そういったの通行路の確保を中心に場内の安全確保、これを最優先課題として、まずアプローチの件は協議を行っております。

それと2点目は、建設に伴う駐車場の不足によると。そういうかわりの駐車場はという議員さんのご提案ですけども、そういった今の庁舎とサンレイクとの間で考えられるような新たな駐車場の確保、それを検討しております。さらには、今案内があったとおりで、非常に駐車場も不足しております。タイムリーなアナウンスでしたが、これはやはりサンレイクの利用者も年々多くなっております。これは事実です。したがって、抜本的な解決策を考える必要があるかと思いますが、なかなか今町内のこの役場とサンレイクとの間にそういった場所がございませんので、多方面で考えながらやっております。その一つとして、土日、祭日につきましては、民間の土地をお借りしてその利用者に対する駐車場を提供するというのもございますが、その前に建設場所、建設の期間にあたって、当然駐車場潰れますの

で、その代替地として民間のほうにお借りするという話をもう既にしております。これは内諾も得ておる状況でございます。その後、建設した後、この利用者に対する駐車場も多方面で検討しながら確保していくつもりでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

問題は、建設場所が今のところでないところであればまたいろんなやり方もあると思いますし、駐車場問題もそれほど問題が起きないと思いますが、今のところ公共用地にそれに適したところはないというようなことなども言われておりましたので、そういう点ではこの問題っちゅうのは早く対策を立てながらやっていくべきだと思います。

続きまして、ちょっと関連して質問にも出しておりました、このこども館建設に補助金が出ないで町の予算を使ってやっていくというようになれば、今までも町の公共施設老朽化対策で優先順位を決めて建て替えなどやってほしいという要望など、いろいろ出てたんですね。4月には、この問題についても町としての計画を提出するということになっておりますが、今までも保育所の民営化に関して、古くなってるから建て替えるのに際して民営化しようという中央保育所の問題がありました。そのときに署名も集めて、保護者の方々が町立で残してほしいということとあわせて、老朽化したこの建物を建て直してほしいという要望も2項目にあったんです。1項目が民営化をやめてほしいという、2項目はそういう建て直しを含めて検討してくれということだったんですね。これが議会でも署名の請願が採択されて、そして新しくはるまち保育園ができるというようなどもでき、待機児童の解消にかなり役立っていったということになると思います。それともう一つは、町長が選挙公約で述べておられました安心して子育てできる環境づくりを進めてほしいということで、この中央保育所の署名を集めた子育て環境を考える会の保護者が町長に対して、町立保育所を含めた施設の修繕計画を求める要望書を提出されてるんですね。

この2つの署名と要望書、請願と要望書に込められた願いというのをかなえていくということも大事だと思います。こども館が、先ほど言いましたように町の税金を新たに使うということであれば、その優先順位が当然あっていいというふうに思います。そういう点で、改めてこの保育所の建て替え問題についての見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ご質問にお答えします。

中央保育所の件だろうと思います。中央保育所も含めて、今粕屋町公共施設等総合管理計画を作成するというので、コンサルに委託するにあたって、今プロポーザル方式でやろうということで今月、そのプロポーザルをやるようにしております。中央保育所については、今までのいろんな経緯がございますけども、私は子どもは毎年700人を超える出生がっております。そういったことからすれば、保育園も必要でございますけども、幼稚園も要るだろうというふうに考えてます。そういった意味では、中央保育所は認定こども園として建設を民でやるのか、公でやるのかは別にして、そういったことを考えております。

以上です。

それから、今認定こども園と申しましたけども、この認定こども園が今国の補助金をはっきりしないで、認定こども園にしたところが、もうそれを返上するといったような状況が出ております。もう少しこの辺の動向が固まるところを待って、しっかりと公共施設等総合管理計画の中で考えていきたいと思っております。どうぞご理解いただきます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

今町長も言われましたように、認定こども園については幼・保一元化ということを含めて、幼稚園の中に保育所をつくるということではこぶね保育園などもやっておりますが、今これを返上する、結局幼稚園から保育所に入れれば入れるほど補助金が減るという仕組みになっていくこともあるということで、返上してるところが増えてきているということ、今町長言われた内容でありますけど、そういう点で言えば、保育所を残すという方向のことのほうが一番大事なことだというふうに思うんですね。それは民間であろうと、町立であろうと認可保育園を責任を持って町がつくって増やしていくということこそ、この保育所の問題、子育てを本当に安心してできるという粕屋まちづくりという点では大事なことだというふうに思いますので、それは要望として出しておきたいと思っております。

次に、JRの原町駅エレベーター設置についてです。

原町駅は、博多方面に行くために階段を上らなければなりません。高齢者や障害者、骨折した人たちや足の悪い人、乳母車が必要な子ども連れの母親など、エレベーター設置を求める人たちが増えております。原町駅の平均乗客数は2年前、24年

度が2,200人ということでした。周辺にはマンションや住宅が増え、はるまち保育園も開設されるということで利用者も増えてきております。乗降客の利便性とかを考えると、エレベーターの設置が切実であるというふうに思います。また、福岡市内へのマイカー通勤を少なくするということから、このJRを使った通勤客を増やしていくということも重要だと思います。粕屋町は、福岡市への働く人たちのマイホームとしての住宅街になってるということからも、大事なことだというふうに思います。

そこで質問ですが、現在の原町の乗客数、乗降客数、何人になってるのかということと、今までこのことについて国や県やJRに対してどのような要望してきたのか。そして、今後の見通しなどについて説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

具体的な内容につきまして、都市政策部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

田川議員の質問にお答えいたします。

ただいま議員が言われたように、乗降客は平成25年3月末で、今2,200人となっております。ただ、ここの乗降客がJRのエレベーターを設置するということになりますと3,000人、条件として1日の平均利用者数が3,000人以上の駅でなければJRにおける事業実施は難しいということでございます。

この質問については、平成24年6月に小池議員からもご質問が出された経緯がございます。JR原町駅の上下線の移動については、長い階段の利用で高齢者、障害者、また妊婦さん、乳幼児の保護者の方々には大変ご不便をおかけしているのが実情でございます。ホーム内のエレベーター設置に関しましては、本当にJR主体にて行っていただくため協議を行ってございましたが、国が進めております高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で、エレベーター、スロープで段差解消等のバリアフリー化調整、バリアフリー化整備促進を可能な限り行うということとされておりますが、当然地方公共団体への支援補助の要請はございます。町単独の設置でも、現在の財政状況では大変厳しいと考えておりますので、ご理解のほうをいただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎ 7 番（田川正治君）

今説明されたのですが、交通バリア法で3,000人以上の場合は、段差の解消、視覚障害者の転落防止のための設備を整備していくということになっておいて、平成32年度までに全ての駅はバリアフリー化をしていくと。また、駅の出入り口からプラットホームに通じる経路としては、原則としてエレベーターまたはスロープによって高低差を解消するというようなことでありまして、その後、先ほど部長からも言われましたが、高齢者、障害者などの移動の円滑化の促進に関する法律では、1日当たりの平均的な利用者数は3,000人未満の鉄道駅でも可能だということがあるんですね。地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者などの利用の実態を踏まえ、可能な限り実施することになってるということなんです。

先日、私も博多駅の合同庁舎にあります運輸局のほうに電話をしました。担当者の方出られましたけど、今はこのバリアフリー法の活用っちゅうのが有意義な方法の一つじゃないでしょうか、というふうには言われました。ですから、今までとは違って国のこの法律の活用の仕方によっては、いろいろとJRに対しての話も含めて進められていることができると思います。そのときに話になったのは、柚須駅のほうはJRとの話し合いもできて、今後新たな展開っちゅうんですかね、というようにもできるようになっていくでしょうね、というようにも言われておりました。

いずれにしても、こういうことも探りながらといいますか、方法もいろいろと検討しながら、研究しながらやっていくべき課題じゃないかなというふうに思います。一つは、こういう中で私調べてみたら、筑豊電鉄の穴生駅、これ西鉄会社、西鉄電車の関係で、これから出てきた会社なんですけど、エレベーターが設置されたんですよ。黒崎駅から4つ目の駅で、所要時間黒崎から15分ということでした。そういう点では、原町までの博多駅からのこの期間と同じ条件、また穴生駅っちゅうのも黒崎からの通勤の人たちが増えてるというような場所であるということが言われてます。これは、北九州市がエレベーターの施設改修で1億8,000万円予算化したということは資料で見ましたけど、設計費が2基分で2,000万円、エレベーター設置費用が2基分で1億円ということでした。ここは、乗降客は1,225人ということで、今後の人口増も見込んで北九州が予算化したということが言われております。そういう点では、町のほうが予算化するということについてのいろんな問題点はありますが、そういうことも含めて検討してもらいたいというふうに思います。

それともう一つは、エレベーター設置がすぐにできないという状況のもとでも、その取り組みを努力してもらいながら、私は設置ができない場合でも、駅の裏側の自転車置き場のところから博多駅ホーム、博多駅方面に向けてのホームをバリアフ

リー化して改札口をつけて上がれるというようなことも検討してもいいんじゃないかというふうに思います。今表から行く場合は通路、下にくぐって行って往復で通路ができるようになってるんですが、それを利用して裏からのバリアフリーで上がってくれば、博多駅のほうには車椅子の人たちも上がれるということもできるわけでありますので、そういうことも含めて、JRも含め、バリアフリー化の活用をして研究していくべきじゃないかというふうに思います。そのことについての答弁を、今後進めていくということについての問題点についての見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

継続してJRとも協議をしてみたいですし、バリアフリー化、別の形の駅以外のバリアフリーというものがこういうあれに適用されるのか等々も含めて、今後研究をしてみたいです。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎7番（田川正治君）

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

（7番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

10番因辰美議員。

（10番 因 辰美君 登壇）

◎10番（因 辰美君）

議席番号10番因辰美です。

粕屋町の将来について、一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、来年の10月に町長選挙が行われますが、因町長の言動を見てみると、やる気満々に感じます。健康であれば再挑戦はされるのか、志をお聞かせ願いたいと思いますという質問ですが、ちょうど私と一回り違いますから、現在70歳になられていますが、非常に心身ともに元気印であり、職員よりもやる気を感じます。

これまでの3年間を振り返ってみますと、2011年2月9日に粕屋町酒殿地区内で高校生の2人が飲酒運転の車にはねられ、お亡くなりになりました。このような事故が二度と起こらないようにと県下に先駆けて飲酒運転根絶条例を制定されました。さらには、子ども達の健康を守るために、小・中学校にいち早くエアコンの設置を決断されました。私も近年の異常な暑さやPM2.5などの関係からエアコンの

設置を選挙公約に掲げておりましたので一般質問をいたしました。あつという間に実現された行動力に敬意と驚異を感じています。ほかには、大規模災害時の相互応援の協定書の締結や土地開発公社の簿価割れ処理、さらには桜を町木に制定されたこと、今回は、粕屋町いじめ防止等対策推進条例を提案されています。町長の行政運営の速さには、職員がついていけないのではと少々心配をしています。また、後援会への町政報告会も定期的実施されており、その内容は非常に前向きな志であると聞いております。

先日、町長から今回の質問はまだ早いのではないかと指摘されましたが、それは政治の詳しい方への配慮や手法であって、情報が少ない若者や女性の皆さんは、今後粕屋町がどの方向に進んでいくのか、非常に興味を持たれていると思います。後援会の方は志をよく理解されていると思いますが、一般住民から見るとまだまだわかりづらいものがあります。そういった関係から、チャンスがあれば住民に意欲的に発信されたほうが理解を得やすいと思います。町長の将来の志に住民は賛同するのかしないのか、来年の町長選挙の判断材料としてぜひ、お聞かせを願いたいと思います。そして、健康であれば再挑戦をされるのか。差し支えなければ、お聞かせを願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

衆議院の解散選挙と同じで、予想だにしない質問でございます。まだまだ早うございます。来年のことを言えば鬼が笑うというようなこともございますし、今計画、企画しております事業を粛々と遺漏なく全力で進めていきたいということではございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

先ほど文章の中にもありましたように、一般の方は、非常に町長の行動が歯切れがいいというふうなうわさも聞きます。そういった中で、やはり将来を見据えての志を述べるということは、せつかくのこの情報開示のインターネットを通じた議会でございますので、ぜひよろしければ将来の展望ぐらひは述べていただければと思いますが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

将来の展望は、次の質問にもあるようでございますので、そのときにあわせてお答えしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

これ以上言っても押し問答になると思いますので、やはり自分の考えを表に出すということは、非常に大事なことであると思いますし、悪いって言う人もいますけども、やはりぜひ、そういった方向性を粕屋町の住民に示していただければと思っております。

次に、以前、町長選挙において合併が争点となり、6町合併を公約した候補を多くの町民が支持し、粕屋町の将来ビジョンを開示していただきたいと期待をしておりましたが、議会の反対により住民への情報開示が閉ざされてしまいました。町長がかわられた今、これからの粕屋町をどの方向に牽引されるのか構想をお聞かせ願いたいという質問ですが、平成19年12月議会で6町合併の法定協議会の設置について議案を提出されました。結果はご存じのとおり、賛成8、反対8、議長の裁決により議会は否決を選びました。否決の理由は、6町の枠組みが反対であって、中部3町や福岡市との合併あるいは古賀市を含む糟屋郡の一本化など、合併の枠組みを外せば4分の3の議員は合併の議論は必要であると判断されており、粕屋町の将来が単町の方で決まっているわけではないことをここで補足しておきます。

これからの行政運営は、住民福祉の運営が難問になると思っています。政令都市の首長が、よく記者会見で住民福祉の規模は30万人ぐらいが一番適しているとよく発言されています。このような観点を含め、ずばり合併の構想はありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

平成の合併の総括もできておりません。合併したところの被害も聞きます。十分慎重にこの問題は考えていくべきだろうと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

私たち、ちょうどこの粕屋町が昭和32年3月31日に旧大川村と仲原村が合併いたしております。こういった中で、私たちもちょうどその時期に生まれたわけでございますけども、その当時は交通網、それから通信網、非常に不便でありました。交

通網では、まだ大川にバスが通ってなかった。通信網では、もう役場とか農協あたりに電話があるぐらいで、今のように携帯もなかったといった形で、そのときに合併されたわけでございますけども、今の状況から考えると福岡地区、糸島から宗像までが合併するぐらいの規模であったと考えております。しかしながら、これだけの交通から通信網が整備されている中で、60年前の規模と全く同じの行政が栄えるだろうかと私は考えております。そういった中で、ぜひそういった構想、検証もあるかも分かりませんが、そういった構想があればと思いましてもう一度、再度質問をいたしたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

今、第5次の総合計画に着手しております。昨日もシンポジウムやワールドカフェでいろんな住民の方のご意見を私も輪の中に入って、いろんなお話をいたしました。

私は、第5次の総合計画は市政を目指した計画にしたいと思っておりますので、市になるための足腰を、都市らしいまちづくりをしていきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

それは、単町で市になるという意味でございますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

10年前から、今人口の増加を見ますと約7,600人増えております。1年に700人を超える人口増加がっております。そういったことからすれば、来年が国勢調査、これは5万人の基準というのは国勢調査の年の基準になります。その次が20年、その次が25年でございます。25年度の国調には5万人になるだろうと、5万人を超えるかもしれない。今既に酒殿の区画整理事業も、あと組合をつくる手前に来ております。それから九大農場跡地もございます。そういったものだけで約2,500ぐらいは人口が伸びます。そしてあとは粕屋町の中で、自然増加の中で十分補える人口だと思えます。今私も町長会、毎月あつてます。今おっしゃったような話は、一言も出てまいりません。やっぱりあの合併はどうだったのか、やっぱり平成の合併の反

省が非常にどこの町もあるようですので、今は合併の話というのは出ておりませんし、今は市のほうが、町、村じゃないで市のほうは道州制、これ県も含めてですけども、道州制のほうのお話があります。国のほうは一応お預けになりましたけども、また新たな周辺の合併というのは、やっぱり今のところはちょっと沈静化してるようです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

平成の大合併につきましては、もうどうにもこうにもならない行政が合併をされたということで認識をしております。どうにもこうにもなる行政はやってないわけですね。そういった中で、やはり粕屋町っていうことは本当に立地条件もいいし、糟屋郡を見ても本当に県庁も近いし、福岡空港も近いし、博多湾も近いということで、非常に立地条件がいいので、やはりそういった中で合併をする必要性というのは迫られてなかったということでされたんでは、そういった議論がなされなかったということが主な理由ではなかったと思います。

しかしながら、このような立地条件でそういった将来構想をやっていかないと、何か置き去りにされているような気分がいたしてなりません。ですから、合併の検証というものは、どうにもこうにもならない行政と一緒にしてからしても、やはりよくなるはずはないと思います。こういった糟屋郡みたいに、単町でも十分やっていけるという自治体がこの糟屋郡には8つもありますから、そういった中で共同して将来を見据えていこうという意識の中があれば、やはりまた違った点があったんではなかろうかと思います。今の糸島を見ても3町が、旧3町ですね、が合併されておりましたけども、やはり今方向は糸島のほうを向いております。ですから、あれだけ福岡市に遠い糸島のほうが糟屋郡よりも目を見張るような発展をしてるということは非常に残念なところもあります。

それから、先ほどから5万人の市政をしくというような形で語られましたけども、前原町が前原市になりましたですね。これで、どうしてもやはり糸島市のほうがいいと思われたのではないかと思います。やはりもう少し大きな行政があったほうがいいと思う。それとまた、古賀市が一部やはり住宅化をされまして、5万人を目指し市政をしかれたわけでございますけども、やはり5万人ぐらいのレベルであれば成長はしないっていう、本当にどこを見て将来いくのかというのが難しいような行政運営ではなかったかと思います。先日の、町長も来られておりますけども、個人演説会の中である県議が言われました。どこを目指して山を上るのかとい

うものをやはり明確にされたほうがいいと。富士山を目指して登るのか、若杉山を目指して登るのかというものが、もう初めから考え方、そういったことが違ってくると。やはり目標というものはもっと大きな目標を持ってやらないと、前向きな改善はできないというような発言をされておりますので、ああ、もっともだなと思っておりますので、5万人の粕屋町の市がゴールではなく、やはりもっと大きな行政を目指していただいて、将来のこの立地制のいい糟屋郡を、ぜひ展望を開けるような行政運営を頭の片隅にでも入れていただいて、今後の運営に邁進していただきたいと思えます。

次に、3番目に移ります。

先ほど田川議員のほうから、こども館について質問をされました。多少重複すると思えますが、質問をさせていただきたいと思えます。

今回、こども館建設に全力を尽くされていますが、担当所管の厚生常任委員会では建設の緊急性を感じていませんし、優先順位が違うと思っております。なぜそんなに急がれるのか理由をお聞かせくださいという質問ですが、先日11月22日午前10時8分ごろ、長野県北部白馬村を震源として最大震度6弱の地震が発生いたしました。幸いにも亡くなられた方はいませんが、住宅の全壊が33棟、半壊が65棟、道路が80センチほどの陥没をしている映像が放映され、自然の猛威には人間は無力であると改めて痛感をいたしました。この地域は有数の豪雪地帯であり、これから冬本番を迎えるこの時期に今なお162名余りの住民が避難をされており、行政の避難場所の重要性を再確認いたしました。遠いところからではありますが、衷心よりお見舞いを申し上げ、1日も早い復興をお祈りいたしたいと思えます。

粕屋町も地震は例外ではなく、筑紫野市吉木付近から須恵町付近に長さ約13キロの宇美断層があります。この断層は、須恵町から北西方向に10キロ延長する可能性があり、粕屋町を通り香椎浜まで総延長23キロの断層となっています。この断層全体が1つの区間として活動した場合、マグニチュード7.1程度の地震を発生する可能性があると言われております。

今年の4月22日に総務省から、平成26年度から28年度の間には公共施設総合管理計画を策定し、提出しなさいと通達されておりますので、各自治体は調査を早急に行わなければなりません。私が所属する厚生常任委員会の管轄では、中央保育所と仲原保育所は耐用年数を過ぎており、災害時の避難場所でありながら老朽化がかなり進んでいます。今後予想もつかない地震で老朽化した園舎に園児たちが押し潰されないかといつも心配でなりません。厚生常任委員会は事あるごとに指摘しておりますので、災害が起これば、園児にもしものことが起こった場合は、こども館建設で先送りされたのであれば、行政の人災であると判断せざるを得ません。再度忠告をいたし

ますが、子どもたちの生命にかかわることですから早急に調査し、一日も早い改善を求めておきます。

また、今定例会の開会日に駕与丁公園のみずとり橋が崩落したと町長から報告がありましたので、早速現地を見に行きました。みずとり橋は平成8年のまだ新しい建造物でありながら崩落したことはまことに残念であり、恥ずかしい思いでいっぱいです。駕与丁公園は粕屋町のシンボルでありますから、早急の調査、改修を要望しておきます。このような事故が起きたことをきっかけに、公共施設総合管理計画を早急に調査、策定し、徹底的に施設状況を把握し、改善の優先順位が明確になった後、総合的な判断でこども館の建設を進めてはと思いますが町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

こども館の建設についてのご質問です。それに関連して、みずとり橋であるとか等々の地震への備え等々のご質問がございました。

まず、こども館の関係でございますけども、今建設準備外部検討委員会というようなことをつくってやっております。先ほど副町長のほうからもあったと思いますけども、こども館の設計については、プロポーザルの結果1社が決まりました。大変素晴らしい計画を持っております。なお、建設準備検討委員会等での報告をしますと、こんなに待ち焦がれてあったんかといった感がいたしております。私は9月でご答弁を申し上げ、こども館についての思いを申し上げましたけども、今はその思い以上に強いものになっております。こども館の検討委員会等で委員長を務めております副町長のほうから、その後の話についてはいたさせます。

なお、みずとり橋については、今工事請負業者を早速議会の初日、私が報告いたしました。その日に呼びまして、現地のほうに行かせて調査を今やっているとところです。本当におっしゃるとおり、あつてはならない、まだ16年しかたっておりません。恥ずかしい話でございます。きちんと調査をいたしまして早く対応をしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今町長が申し上げましたこども館の必要性、これは実は10年ほど前から、子育てに関する相談体制の強化とか情報提供を充実してくれ、そして気軽に利用できるよ

うな施設が欲しいということにつきましては、非常に議論をいろんな場でされておりました。それが表立ってはっきりその計画として出てきましたのは、これは国が平成15年に次世代育成支援対策推進法、これ策定しました。これを受けまして、粕屋町におきましても23名の委員から成ります策定協議会の審議を得ました。その結果、次世代育成支援行動計画、これが平成17年に策定されました。議員も、これは策定の結果、ちょうどそれぐらいに議員におなりになったと思いますけども、ごらんになったかと思います。この計画の中に気軽に利用できる子育て支援拠点の整備の必要性、そしてつどいの広場の事業の推進、そしてファミリーサポート事業の推進、それらがさまざまな形で支援計画を支援をしてくれという計画の必要性がうたわれました。

また次の年、翌18年には粕屋町総合計画、これは再三私も申し上げてきましたけども、子育て世代が生き生き暮らせるやさしい地域づくりという大きな命題の中で子育て支援の拠点施設、子育て支援センターの検討、これが盛り込まれておりました。10年ほど前とはいいましても、当時の住民人口、それから以降の住民人口あるいはその出生率の高さ、これをその時点で予想されておる計画だったというふうに私も感心します。その後、住民ニーズ調査も昨年行いましたけども、この施設の必要性、要望につきましては、目に見える形であらわれてきました。

しかしながら、さまざまな事情、これは財政的な事情が大きいんでございますが、この整備が実現せずに現在まで至っております。この間、地域の公民館等に地域が利用される時間を合間をお願いする形で、子育て応援団や地域住民の方々の大きなご支援によりまして、つどいの広場や親子サロン、これを開設、運営してまいりました。この間、子どもや親子が安心して集まったり、遊べたり、また楽しめるようなイベントがあったり、そして子育てに困られた親御さんが気軽に相談したり、情報がいつでも取得できるような、そういった場の設置など、非常に切実な要望が多くの方々から集まっておったのは事実でございます。

そういった状況の中、今回この計画をしておるところでございますが、議員がご指摘の老朽化施設、これも当然町としては優先課題として取り組むべき問題と思えます。並行しながら十分審議を行って公共施設管理等計画、これもはっきりした形で計画を実施してまいりたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

こども館は、子育ての拠点となる施設をつくりたいという思いから計画されてい

ると聞いています。主に保育所に預けていないゼロ歳児から3歳児の幼児を中心に着眼されていると原課から説明を受けましたが、建設場所はサンレイクの駐車場でよいのでしょうか。それとゼロ歳児から3歳児の保護者はどのような家庭環境で子育てをされているのか、お答えいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長から答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

ゼロ歳児から3歳ぐらいの子どもさんっていうのは、家庭保育をされている方がたくさんいらっしゃいます。その方達は、現在つどいの広場に行ったり、それから各公民館で親子サロンをしていただいているところに行ったり、それから各保育所の子育て支援を利用されたりとかそういうところで行っておりますが、なかなかいろんな相談とかも、健康センターあたり、健康センターや子ども未来課でも相談とかを受けておりますけど、やはり粕屋町に、粕屋町、ご存じのように転入の方もたくさんいらっしゃいます。単発的にどこにっていうのはあるんですけど、それをまとめる最初に行くところっていうのがなかなか、こども館みたいなものが今までなかったから、そういうすぐわかる、相談にもすぐ行ける、それからいろんな子育ての親子で集える場所、そういうところがあればいいなと思ってます。今ご質問のようにゼロから3歳ぐらいの方たちは、先ほど申しましたようなところで今子育てをしていると理解しております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

こども館は、育児ノイローゼ、ネグレクトの支援が最重要であると思っておりますが、なぜ子育ての拠点場所がサンレイクの駐車場なのか理解できません。お母さんたちが本当に悩み、困っているときは行政の敷居が高くなります。本当にサンレイク駐車場で間違いはないですか。行政の選定委員会の方は、本当にお母さんたちの立場に立って建設場所を選定されているのだろうかと思いたくなります。お母さんたちは、子どもを授かったときから健康センターにお世話になられています。母子健康手帳の交付に始まり妊婦指導、それから乳幼児健診まで常に保健師から親密に指導を受けています。健康センターや保健師の方は、お母さんたちの心のよりどころ

であり、困ったときには一番相談に行きやすい施設であると思っています。このような観点から、住民目線で考えると子育ての拠点は健康センター内が最適であると思いますので、増築での対応ができないかと考えています。健康課長の所見と健康センターの利用状況について説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

大石健康づくり課長。

◎健康づくり課長（大石 進君）

因議員のご質問にお答えいたします。

ただいまの健康センターの稼働率ということで、平日の日数をあたりましたところ、あき日数、1階部分の多目的室ですけど、あき日数は年間75日となっております。ただし、これ30%ほどの率ではありますが、どうしても健診等は夏場暖かい時期に行いますので、そこを集中的に見ますと健診時のあき日数、10月では4日間、11月ではたった2日間、12月も4日間と不規則で不規則な利用状況でありますので、常駐的に持ってくるということはちょっと考えにくいものもございまして、さらには、子どもの遊び場となりましたらば遊具の出し入れ等、準備にも大変時間がかかりますので、臨時的な使用を健康センターで行うことはちょっと効率的には悪いかと私は判断いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

今の状況では、やはり使いづらいということは理解しております。しかしながら、場所を変えるということは、やはり利用者の方には非常に行きにくいところがあります。私も先日、先日というか数年前に兵庫県の小野市に行きましたけども、ここに行けば必ず何か処理をしていただけるというような施設、それが福祉センターをきちっと建てておられました。そういった中にも福祉協議会も入っておりますし、そこに行けば必ず何か対応していただけるというようなことでございましたので、やはり住民が迷うことなく、健康センターに行けば必ず処理していただけるというような安心感が必要であると思います。そういった中で、こども館だけ別の場所にできるということにつきましては、やはりどこに行っても迷われるという一つの点もあるかと思っております。ですから、増設という可能性はないのかと思っておりますが、どうでしょうか。町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ありません。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

先ほど、一般質問中に放送がありましたけども、やはり同じ駐車場にするなら、私は下のほうがいいと思うんですね、どっちかと言うたら。わざわざ上に、サンレイクのほうが使える場所のほうがよりも下のほうが行きやすい。押し車を押ししていくにも下のほうがいい。そういった中で、やはり危険性も少なくなる。同じ駐車場するなら、下でも構わないのではないかという発想もあります。

そういった中で、今先ほど放送がありましたように、こういった駐車場が必要な場合、職員の駐車場をサンレイクの一番下の駐車場に勧めるという中で、そういった場所の確保というものがあるのではないかという意識もあります。ですから、やはり職員自体でそういった場所を確保するのではなく、やはりそういった住民目線での建設をぜひ目指していただきたいと私は思っております。

一極集中した見ばえのいい箱物づくりを行政はよく好みますが、サンレイクから遠いお母さんたちは果たして来るでしょうか。最初は、物珍しさに施設利用は多いと思いますが、将来的に近隣に限られてくるのではと危惧しています。これからの行政は、箱物を建て、住民が来るのを待つ事業のやり方ではなく、ゆうゆうサロンのように出向くほうが住民サービスになり、成果が上がると思います。各公民館に指導員が出向き、子育てのストレスの解消や育児指導を行い、悩みの症状が重たい方を絶対に見逃さないように早期発見し、指導員と保育士が密接に連携し、保健師が直接個別訪問をしたほうが成果が上がると思うのですが、部長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

今おっしゃってありました地域の公民館、そういうところに指導員を出す、その指導員を育てるというのもこども館でやりたいと思っております。まさに地域の公民館で、今ゆうゆうサロンのように広がって、今子どもサロンも数カ所、応援団のおかげでなっております。それをまたさらに広げていくには、こども館でボランティアの育成をしたり指導員を育てたりして、地域に派遣をしてやっていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

非常に行政は拠点づくりが好きなんですね。ですから、常にここにつくって集まっていたきたいというような、やはり住民目線ではなく行政目線にしか見えないわけですね。その点を十分認識していただきたいと思います。

ちょっとそのほかに関連して質問いたしますが、施設の拡張によりまして設計費が500万円を追加補正し、総額1,500万円の設計費となりました。先ほど業者が選定されたと聞きましたが、この設計費はどの時点で業者に支払われるのか、担当課長に支払いをお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内子ども未来課長。

◎子ども未来課長（安河内 渉君）

支払い、今現在契約に向けてやっているところです。契約に向けて28年度を含めて、先ほど議員2,500万円と言われましたが2,060万円だと、1,500万円と560万円を足したところと認識しております。その支払い時期につきましては、出来高で払っていききたいというふうに思っています。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

ありがとうございます。

これは、必ず建設しなければならないというルールはないわけですね。ちょっと再度聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内子ども未来課長。

◎子ども未来課長（安河内 渉君）

建設のただいまの26年度予算で補正したのは、設計についてでございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

それから、現在民間委託して新築されました、わかば、ヴィラ、大川、青葉の各保育所と町営の老朽化した保育所が同じ保育料です。平等性に欠けていると思いますが、大変保護者に申しわけなく思っていますが、町長のその点の見解を求めたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、古い、新しいの問題ではないんじゃないかと思います。これは保育の料金は条例で決めておりますし、国の基準もございますので、それに従って保育をしてるということです。老朽化した施設には、支障がある部分については逐次補修しておりますし、そういったことで、さきの質問にもお答えいたしましたように、公共施設の今、委託しております老朽化対策の関係もその補助、これをしとかないことには補助金が出ませんので、そういったことで対応していきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

老朽化して、その期限といいますか、もう38年ぐらいになりますかね。大体木造が35年ですから、過ぎております。こういった中で、非常に追加追加で補修するのは、一番高いやり方だと思います。やはり古いものに幾らずっとその都度やっていっても、やはり根本的なものは余り変わりませんので、そういった基準等になることはそういった耐用年数というものを基準にされながら、ぜひそういった思い切っ、やはり建てかえなりやられたら、そういった追加工事が発生いたしませんので、そういったものを前向きに検討していただければと思います。

それから、先ほど中央保育園の場所に認定こども園の構想があると発言されましたけども、その根拠についてお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

粕屋町には約4,000人の子どもがおります、未就学児童がですね。その中の約半数が保育園なり幼稚園に行っております。あとの半数の2,000人の子どもたちは、私は他市町村の幼稚園にも通ってる子どもがおりますし、本来は粕屋町にあれば、なおそういった2,000人の子ども達のお母さんたちが、保護者が預けるだろうというふうに思います。そういったことで、こども園ということで幼稚園と保育所が一緒になった園が必要ではないかというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

今粕屋町は人口が増えてますよね。また、今まで中央とか、いろいろ小学校、中

学校が増設されてます。そういった中で、中央小学校ももう満杯になってるかと思っておりますので、私は小学校をあけて、そういった対策にされるのかと思っておりましたが、違いますか。わかりませんか。今の保育所を外に出して、中央小学校のそういった増設をしないで済むような形であげられるのかという思い、中央幼稚園を中央小学校から出して、そのスペースを中央小学校の増設にならないように利用されて、その幼稚園を保育所と一緒に一元化するというような構想ではないかと私は理解しておりましたが、違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

中央小学校は6教室増設をいたしました。当分はこれでよろしいかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

いや、ですから、中央保育所の跡地に認定こども園、幼・保一元化の施設つくるといった形の構想があると聞きましたから、それは幼稚園をこっちに持ってくるという、それは中央幼稚園を出すのではなく新たに幼稚園をその中につくるという構想ですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今中央保育所をこども園にというのは、今から調査をして決めることでございませし、今具体的にこれはどうか、これはどうかというふうなご質問を受けても、なかなか答えにくい部分があります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

幼・保一元化というのは、やはりそういった構想がないとなかなか理解ができません。ですから将来的にはそういった人口増になりますから、その方向性を持っておられますというような構想があれば理解できますから、今後どうなるかわからんというような認定こども園の発言च्छゅうのは、ちょっとなかなか、私も厚生常任委員会にいますけど、理解がしにくいという思いがあります。ですからやはりそういった、ただ、そういった思いつきといたらあれですけど、思いがあるの

であれば、やはり何か理由があるのではないかと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

理由を申します。

粕屋町は、毎年700名を超える子ども達が生まれております。当然、必要な施設になるだろうということが根底にあって、今構想をお話ししたところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎10番（因 辰美君）

これ以上言うても、ちょっとかみ合いませんので、もうこれでやめます。

るる今まで質問いたしましたけども、住民はあるいは議会から見ると、こども館建設は、行政の自己満足のように感じております。箱物行政は、見かけはよいが中身が伴わないときもあります。土地開発公社の簿価割れした10億円を見てわかるように、行政の皆さんは失敗をしても、誰も弁償はいたしません。だから、箱物建設は、より一層慎重にしていきたいと思います。政治家が住民の支持を受けるために、貴重な血税を湯水のように使って箱物をつくる時代はもう終わりにしなければ、いつまでたっても財政はよくなりませんし、将来の粕屋町の子ども達に借金のツケを回すだけです。今後、粕屋町の中で、いつどこで何が起こるかわかりません。政治家は住民に夢を与えることも重要ですが、場合によっては現実をしっかりと見据え、考え直すことも重要です。

今回の駕与丁公園のみずとり橋の姿を見ると、とにかく情けないし、町民の失望ははかり知れないと思います。粕屋町も駕与丁公園のみずとり橋のようにならないように、まずは町内既存施設の建造物をしっかりと調査された上で、こども館建設の判断をされることを切に要望して一般質問を終わります。

（10番 因 辰美君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前11時15分）

（再開 午前11時25分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

4番太田健策議員。

(4番 太田健策君 登壇)

◎4番(太田健策君)

議席番号4番太田健策です。

通告書に従いまして質問させていただきます。

まず、給食センターの入札についてお尋ねします。

1番には、設計金額はどうやって出されたのかと、また幾らやったのかということをお聞きしたいと思いますが、私たちが全協で聞いたPFIの調査時に出されました0%から15%の削減率ということで明細を、資料をもらいましたが、その中の大体どれをとられたのかということも私聞いた記憶がないので、その辺のところを説明していただきたいと思いますが。

◎議長(進藤啓一君)

因町長。

◎町長(因 清範君)

教育委員会所管のほうからお答えいたします。

◎議長(進藤啓一君)

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長(関 博夫君)

太田議員のご質問にお答えいたします。

設計金額はどうやって出されたのか、また幾らなのかというご質問でございますが、PFI事業として実施しております粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業につきましても、PFI事業方式の性格上、町が設計図書に基づき入札に付するものではないです。そのため、設計図書自体は存在しませんので、設計金額としてはございません。VFM算出の根拠となる従来どおり町が直接実施する場合と、PFI事業として実施する場合の金額については、粕屋町全員協議会におきまして説明させていただいておりますとおり、従来どおり町が直接実施する場合約70億8,100万円、PFI事業として実施する場合約66億3,800万円となっております。

以上でございます。

◎議長(進藤啓一君)

太田議員。

◎4番(太田健策君)

今のやつは、削減率が何%のときの金額ですかね。

◎議長(進藤啓一君)

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

P F I 事業で実施する場合、全員協議会で報告しましたとおり、15%を削減できるものについては15%の削減をした合計額でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

15%の削減額は、この表を見られて言われよりも。金額違うんですか。私、表見よりもすけどね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

P F I 導入可能性調査に係るV F M算定の精査の部分の表は、見てお答えしておりますが、そのP F I 事業の金額の内訳として支出のトータルは約68億3,300万円ということで、収入がございますのでその収入を引いた部分、その収入を引いたら66億3,700万円、約800万円というようなことになろうかと思いますが。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ちょっとこの表見たら、後から言われる金額がちょっと見えませんが、その言われるとおりでであろうと思いますが、そしたらこの落札金額61億3,446万151円というのは、入札予定価格62億2,647万7,000円ということは、入札予定価格はどれから出されたんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

入札予定価格は、導入可能性調査における金額を精査した時点の金額で出しております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

その精査っていうのが、精査した金額っちゃうのがどういう精査の仕方をしたのか。P F I 事業で出された金額やから、その辺はどういうふうにして、どういう形で納入予定価格を出しましたということびしゃっというておいていただかんと、今の発言では全然わかりませんよ。どうしてこういう予定価格がそれからしてなった

んですかと聞きよんですね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

以前、全員協議会のほうで報告いたしております事業別に、議員の皆様には資料を配付して説明させていただいておりますが精査時の額でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

精査時の額というのは、その62億円っていう数字は、SPCへの支払いが62億7,990万1,000円になっておりますけど、これと数字が合いませんけど、予定価格がですね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

予定価格の62億3,000万円に関しましては、税抜きの価格でございます、金額でございます。税抜きの金額で一応予定価格で総合評価方式によりまして一般競争入札に付したものでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

税抜きの、いや、私が言いよるのは、この表、15%の表、わかります。62億2,791万1,000円と書いてあるんですよ、税抜き、SPCへの払いが。それとこの金額が違うんですね。これの98.5ちゅうことですか、なら。

◎議長（進藤啓一君）

どうでしょうかね、太田議員。

数字は大事ですけど、なかなか傍聴の方はわかりにくいと思いますが、少し詳しく質問されたほうが傍聴の方もわかりやすかろうかと思えますね。

関教育委員会次長、いいですか。

どうぞ。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

税抜き価格で見積もり、予定価格を公表いたしまして入札に付してるんですが、今回上げております事業契約の締結の金額は、その入札結果に基づいて消費税を加えて、そしてこの金額を上げております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

いや、何かかみ合わんですね。私が言いよるとは、ここに税抜きの価格をこうやって62億2,799万1,000円って出とうとが、この予定価格と違いますからね。その意味は何ですかと聞きよるんです。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

予定価格は、あくまでも入札前のうちのほうが提示した予定価格でございます。それ以内で入札されますので、今回きちんと入札が終わりましたので、東洋食品グループが入札するにあたって提出した額がきちんとした細かい、今太田議員が言われた額になります。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

だから、その入札予定価格はどうして出されたのですかと聞きよると。わかりません。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほどもお答えしましたが、入札予定価格は導入可能性調査の精査時、アドバイザー契約をして精査いたしました。全員協議会で議員の皆様にもご報告しましたとおり15%、PFI事業で15%削減できる分に関しては15%を削減した額で報告した額、これが入札価格、入札の予定価格で上げております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

だから、その辺がやはり金額が合ないかんでしょう、今言われた、特に予定価格を参考にして書いてあるのがこれと違うわけですよ。62億2,647万7,000円になっておるわけですよ、ここでおたくのほうでぴしゃっと予定価格を書いているのは。そしたら今言わっしゃったら、こっちと合ないかんでしょう。それが合わんから何で違うのかという質問をしようですよ。

◎議長（進藤啓一君）

お互いの資料がそれぞれにちょっと相違しとっちゃないですか、手持ちの書類が。

太田議員さん、どうですかね。時間がたつばかりですが、数字の確認は後からされたらどうでしょうか。

◎4番（太田健策君）

これ全員協議会の資料、26年2月6日に出された資料ですよ。その資料の中に15%削減値が載つとう金額とこれとが、予定価格等が違うと。だけえ、どういうわけで違うんですかということをお尋ねしよんですよ。もう違うたなりでもいいんですか、それ。全部響いてくるでしょう、これ違うとったら。

もう議長、ちょっと後から資料もらいましょうか。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎4番（太田健策君）

ほな、次に行きます。

ほいで、2番目としては、入札予定価格は決めてありますけど、これは設計金額とは一緒なんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

先ほどもお答えいたしました、PFI事業として実施する場合は66億3,800万円ということで、その収入見込み相当額の約1億9,500万円を加えたものが68億3,400万円ということになりますので、それから消費税及び地方消費税を除いた約62億2,600万円を入札予定価格として設定しております。だから、設計金額の何%になるのかというのは設計金額がございませんので、入札予定価格はそのように設定しております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

何か今言われよう資料と資料が全然合わんから、議長これ以上質問したっちゃあ、後で説明をしていただきましょうかですね。

それから次行きます。

落札金額は予定金額の98.5%となっておりますが、これは本来はSPCちゅう特別目的会社PFIが出した金額で入札をされたんですが、大体PFIがこれは、この入札はもともと町が関係してないのに、金も出してない、何も知らんとに町が

それに絡んで金を出すっちゃうのは、P F I 自体がこれ入札をせないかんことやないかと思えますけどね。違いますかな。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

P F I が入札するということがちょっと私理解できないんですが、この落札金額につきましては、予定価格の太田議員おっしゃっておられますとおり98.5%となっております。この本事業に関しましては選定委員会を設けまして、設置いたしまして、大学教授等の有識者4名を加えまして、副町長と5名でその選定をしていただいたわけでございます。その選定の内容から2社で入札を行ったわけでございますが、これは地方自治法等に基づいて競争は担保できるといようなことの選定委員会の審議の結果でございますので、とりあえずP F I 法に基づきまして行っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そやけえ、先ほどもあなた言わっしゃった、P F I がお金は出したんでしょ、これ。町は関係してないんでしょ、何もお金出すのには。そしたら、P F I が入札するのが本当やないですかね。町は判断されんでしょ、資料がないってあなた言われたから。どうしてそれに絡んで町が金額を、自分たちで全然設定も何もしてないのに落札金額こうやって決めたっちゃうのは。何か腑に落ちんというような気がしますがね。どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

そのシステムを含めて、もう少し詳しく説明。

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

P F I 事業といいますのは、P F I 法に基づきまして、民間資金を活用して公益的な事業を行う事業のことをP F I 事業といいますので、民間資金を活用して行う事業のことをP F I と呼んでおるわけでございまして、これは基本的にはP F I 事業をする場合、町が行うと、その選定までですね。要求水準、入札説明書等交付、実施方針交付、これは町が行うということになっておりますので、予定価格も町が決定して、そして総合評価方式の一般競争入札に付したわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

一般競争入札されたということですが、61億円ぐらいの仕事になると、これは2つのグループということで入札されておりますが、これは従来からしてこの61億円ぐらいの工事になるとあるいは入札する、これはグループでしょう、会社っちゅうのは数を決められとっちゃないですかね。違いますか。2社ぐらいでもいいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

PFI事業につきましては、特に全国的にも給食センターのPFIに関しましては、もう40以上実例がございます、その中でもグループを取り決めて、グループ同士で総合評価で行っていただきますので、そんなにたくさんのグループが一般の工事、町が行います入札とは違いまして、当初粕屋町も3グループ応募があったわけでございますが、その中で辞退、1グループ辞退がされまして2グループで一般の入札、総合評価の入札にかけたわけですので、その2グループともきちんと企画提案書を出しておられます、要求水準書以上ですね。それで、競争性は担保できたと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そういう説明で理解しておきましょう。

それと今回落札業者、東洋食品グループ、株式会社東洋食品代表取締役 荻久保英男さんということになっておりますね。しかし、私たちが聞いた、もらった全員協議会の資料では、SPCへの支払いが幾らということで書いてあります。SPCっちゅうのは特別目的会社っちゅうことに、会社ってなっておりますね。これはグループですね。そのグループにこれとの接点は何ですか、この。会社じゃないでしょう、これグループでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

PFI事業を行います場合は、事前にコンソーシアムっていうグループを、仮のグループです、コンソーシアムというのはですね。粕屋町の学校給食整備運営事業に関しまして、グループを仮に、コンソーシアムのグループをつくっていただいて、そして検討していただく。そして、それで粕屋町の総合評価の一般競争入札に

手を挙げていただいて、そしてその中で2社残りましたが、2社を選定して、その時点ではコンソーシアムでございます。落札いたしまして、落札したほうのグループが新しい粕屋町の学校給食サービス、議案のほうでは株式会社粕屋町学校給食サービスの代表取締役山本徳憲様、これで上げさせていただいておりますが、落札したほうが登記をいたしまして、会社を設立して、その新しい会社に対して契約するというような段取りでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

ここでは、しかし特別目的会社SPCへ支払いするんでしょう。その食品グループに落札させるというのは、会社をつくってから会社の名前で落札させんといかんじゃないですか。そうして、また契約書にはそういう今言われた違う名前が出てくると。初めて聞きますよ、これ。株式会社粕屋町学校給食サービス代表取締役山本徳憲さんですか、これ。初めて聞きますね。そんな、この61億円からのお金を名前がころころころころ振りかわって、結果安心か安心じゃないかにしたっちゃ、ぴしゃっと同じ名前で同じ契約してするのが普通やないですかね。PFIやったらそういうことをせんとですか。幾らPFIというても、落札したとこと契約でしょう。名前が違ったらおかしいでしょう。違いますかね。ここは合うとかないかんですよ、誰が考えても。落札した会社が町と契約することになったら、またここで名前変わると。それは説明つきますか、そんなもの。説明すると上手でしょうから、都合よう説明しんしゃろうばってん、本来はそれはいかんっちゃないですか。町長、どう思われます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

一般の事業の工事とかの請負契約とは違いますよ。太田議員さんがおっしゃっているのは、例えば道路改良工事とか建設工事とかというのは、もう会社をつくった事業所が入札に参加します。それは落札をすれば、入札に参加した名前と一緒に会社と契約をするということになりますけども、PFI事業というのはそのグループをつくる、つくった代表者が入札に参加します。そして、落札した段階できちんとした会社を登記をして、そしてその会社が、今回の給食センターの事業では、株式会社粕屋町給食センターどうのこうのという名前で会社を設立されておりますので、そのグループの会社がそういった名称で登記されたら、代表者も東洋食品の代表者が頭になって会社をつくったということでございますので、そこと町は契約をする

ということになりますので、一般の工事請負契約とかとはちょっと違いますので、そこをご理解していただきたいと思います。

次長、後でそこら辺から説明して、もう後できちんと。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

今町長がわかりやすい説明をしていただいたごとばってん、町長今、東洋食品の代表取締役が会社をつくってっちゅうことですが、これ名前が違うんですよ、名前が。代表者が会社をつくって、代表者がまた全く違うから、何ですかと、その全く違うところに契約を、また悪いことはないんでしょうけど、しかし61億円から15年間契約するんでしょう。ということになれば、こういうあやふやな、名前がころころ最初から変わるというようなことでは、私らは信用されませんよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

要らないことを申しました。代表者の名前は、私が言った名前とは違います。それは新しく会社をつくったときの代表者の名前が新たに粕屋町給食センターの運営会社になるということでございます。先ほどの代表者の名前は、私の思い込みで間違っておりました。訂正いたします。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

訂正されたらわかりますけど、そやからですねこういう誤解は生まんように、落札業者はやはりこの名前の人と一緒にであるというようなところの説明が何もないから、落札したところがこれどういうつながりがあるとかは全然わからんでしょう、これでは。やっぱり、その辺は、この件に関してはいろいろ質問してきとりますから、なおさら、何でこういう形に役所が、どうしてこういう何か間違えたような契約の仕方、名前を、また代表者の名前も間違えたりとか、そういう無責任きわまりないと思いますがね、本当。もうちょっと慎重にですよ。15年間の61億円の仕事を契約するっちゅうふうになると、もうちょっと真剣にやってもろうたほうがいいっちゃんないですかね。

それと、ついでですけど、私商工会の会長もした関係でありますけど、このグループ、地元は粕屋殖産だけ入っておりますね。もう少しやっぱり地場育成、地場業者が何とか入られんかなというようなことを考えてやらないと、全部これ結局税収

ないんですよ、これ。殖産だけは幾らかありましようったい。ほか全部持っていくんですよ、町外へ。その辺は、やっぱり税務課や収納課もあるとなら、やっぱりその辺もかかわり合うてきて、税金がよそに逃げていかんような方法も考えてやらないと、税金は取ったわ、仕事は全部よその人が持っていくじゃあ、15年間でしよう、その間も。やっぱり、その間で何か細かく地元を使うとか使わんとかということをしておればいいでしょうけど、そういう話は一つもありませんから。だから、もう町は冷え込んで、こういう業者がまた町にお金を落としてくれれば、また潤うかもしれませんけど。町は潤わんですよ、これは。商工業者は、町の。

それと、町長が行かれよりもす田寿司屋さんも、もうやめましたよ。

◎議長（進藤啓一君）

そのあたりは。

◎4番（太田健策君）

至らん挨拶をしましたけど、そういうことで、やはり地元の仕事は地元にならなくてもやっぱりお金が落ちるようなふうを考えてやらないと、ほかの人は言う機会がありませんから、私がかわりになつてこうやって言いよりもすけど、本当に厳しい中やから、町長さんにはその辺の心遣いをしていただきたいと思います。

次に行きます。

選定委員会の委員さんちゅうのはどういう選び方をされて、その審議内容ちゅうのは、議員さんたちには公表はされないんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

選定委員会の委員につきましては、地方自治法施行令の規定に基づきまして、学識経験者2名以上となっておりますが、会計学、PFI、給食経営管理、建築環境、設備などの専門分野において、より専門的に選定していただくように、粕屋町におきましては学識経験者4名を含め5名の委員により審議していただいております。その結果につきましては、もう既に先月の11月27日に粕屋町のホームページ等において公表しておりますが、またこの議案、契約に至った報告としまして、総務常任委員会のほうで経緯と結果の報告をさせていただく予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

それで、選定委員の選考の方法なんですけど、もう町のほうで大体ずっと決めてある同じ人が選定に入って選定をされようと、だから常日ごろの言いたいことも言え

ないというようなことはないんですか。このたび新しく、初めて選定されたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

給食センターの整備運営事業に関しましては、新たに選定しております。学識経験者等を含めまして、こういった知識があられる方、先生方を出していただいて、そして初めてお会いしに行ってお願ひしております。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎4番（太田健策君）

それでは、続いての質問に入らせていただきますが、再三解体撤去費用についてちゅうことで、再三質問をさせていただいておりましたが、資料がないということで情報開示のほうが返ってきました。その前に9月24日に町のほうからもろうた解体撤去費用についてちゅう1枚の資料をいただきましたね、これ。これについてちょっと説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

太田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

P F I 事業っていうのは、当初から申し上げておりますように、従来型の発注の方法と違うということをまずご確認いただきたいと思っています。

町がいろんな事業をするときに、設計は幾ら、管理は幾ら、施工は幾らっていうことを部分的に合計を出して、総額を出すというやり方が従来方式としますと、P F I 方式というのは、今までのよく似た事業をトータルいたしまして、それで平均を出した額で進めていきます。どういう利点があるかといいますと、1つ1つ注文するよりも総合的に注文したほうが、町の財源が非常に確保できるということ。それから、時間的に非常に能率的であるという2点からP F I 事業が高く評価をされているところであります。

もう少し具体的に言いますと、太田議員が明細を出せと、項目を出してほしいというお願いをたくさんいただきましたが、P F I 事業はそういう方向から明細がないわけでございます。ちなみに、導入可能性調査のときには、全国で375件のP F I 事業の総額で検討されましたし、それによっては額が非常に格差が激しいものですから、学校給食センターにおけるP F I 事業、全国におけます34件、これの数字

をもとに平均の平米の坪単価というようなことを出しているわけでございます。ですから、まずそのことを太田議員にご確認いただきまして説明をさせていただきたいと思っております。

具体的な9月24日の解体撤去費用の数字につきましては、次長のほうで説明します。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

解体撤去費用の件でございますが、導入可能性調査の時点では、設備に関する撤去費用とか、そういうのを加えておりませんでしたので、今回、アドバイザーの精査時に関しまして、解体撤去に係りまして施設本体と設備、それとあともろもろの費用、これを含めました平成23年度の名古屋になるんですけども、給食センターの解体工事、この解体工事が大体1,639平米でございましたので、その単価等と比較しましても遜色ないというようなことで説明しております。今回、アドバイザー業務の最終段階で労務費と資材がちょっと急騰いたしましたので、その人件費、資材に関しまして10%の上積みを見せていただいております。解体撤去費用に

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

P F I 導入可能性調査時に2,640万円が精査時には6,720万7,500円と、それを10%プラスして7,390万9,000円になったということなんですが、普通考えて2,640万円で建物が崩れると。中の設備器具だけを見て2倍、3倍近くになるというのは、誰が考えてもおかしいと思うんじゃないですか。もともと崩すやつよか倍ぐらいになって、おかしいと思わんやっただすか、教育長も。数字には強い教育長が、何でこの辺が何でこげな金額が出てきたっちゃうかと、おかしいっちゃんいだろうかと、こういうことで何で追求されんやっただのか。その辺がわかりませんね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

当然、太田議員がおっしゃるように2,640万円が倍以上ですよ、3倍近くになっています。当然ですよ、こりゃあ。もちろん、私も業者に質問いたしましたが、

ちょっと話それますけども、私給食センターに行きまして、一番変えたかったのは食器なんですよ。食器を変えてほしいって言ったら、この食器洗浄機を全部変えないかん。もう相当な金額ですね、何億円という金額。それが入ってなかったんですよ。ですから、太田議員おっしゃるように2,640万円が、それは躯体を撤去するだけの、バーッと壊せばいいわけですよ。それが2,600万円。坪単価にして1万7,000円ですかね。ところが、その3倍近くなってるというのは、今次長が説明しますように、建物の解体だけでなくて厨房機器撤去工事、中に入れたらわかると思いますが、大釜とか食器洗浄機だとか御飯の炊けるところとか、油を揚げるところとか、そういったところは入ってない。それから、設備機器等の撤去工事も入っていない。外溝の解体工事も入ってない。ただ建物を壊すだけが2,600万円で、そういうものを全部入れると3倍近くになってるという説明を受けました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

中の部品なんちゅうのは、今は手で崩すっちゃないとですよ。機械で崩すんですよ。それで、そういうやつを地金として買い取るんですよ、今廃品業者が。そやけえ、そういうごまかしをされたような話に乗って、それをそのままこうやって提出されるちゅうのは、私はその業務に携わっておって、これはこういう金を無駄使いされると町民にもう申しわけないなと思うんですよ。何でここで、やはり環境課の課長あたりも、こうやって解体費用がおかしいって言われようが、ちょっと聞いてみちゃらんと言いんしゃったら、常識的な金額が出てきとうと思うんですよ、私から追求されても、いや、こうやって調査しましたと。しかし、この金額ということが出てきましたという、そういう、何もありません。自分たちは全然かわりやられん、明細も見られん。何も見られんで、言うてきたばかりの金額、そやけえ建物あたりもわからんっちゃないかと思われるでしょう、これが。そんなことが役所で通っていいんですか。

私は、もうちょっと慎重に、それでこれは資材、人件費の上昇を見込みとか書いてあがね、資材いらんんですよ、解体する時には。崩すほうやから、資材が何が要りますか。人件費は幾らか要りましようけど。やはり、その辺の対応がもうちょっと、私、何遍も言うけえ、少しぐらいは対応してちょっとその辺はこぎろうかと、おかしいっちゃないかと、PFIの業者に言うて、変えて言われるのが普通じゃないかと、私はもうトップも、町長もその辺、建設課おらっしゃったちゃけえ、わからんですか。ああいうのは指示してやらないと、ぴしゃっと。幾らPFI

やけえ、特殊な仕事って言われても。環境課の課長にもちょっと調べちゃってんや
いって言わっしやらあ、そんな資料すぐ出てくるんですよ。そしたら、これが正しい、
私が言いよんのが正しいのか、次長が言うのが正しいのか、ようわかるんですよ。
そして、私が突っ張って言いようぐらいのことしか議員の皆さんたちから思われ
とらんのですよ。それでは、やはり私としても、そこら辺はぴしゃっとはっきり
せないかんと。白黒はっきりせないかんとという気持ちになりますよ。

だから、私は見積書とりましたよ。解体屋連れてって、あそこ現場見せて。今
日、もうそれ見せたらいかんけん、持ってきとりませんよ。そこまでしとるん
ですよ。そうばってん、それを何もしない、自分たちがほんならその機会に、見積
もり、都市計画の部長もおんしゃっっちゃあけん、ちょっと調べちゃってんやい
って言わっしやらあ、出てくるんですよ、そんなもんはすぐ、建築物価本でも。
PFI やけえ、そやけえ3倍にもなるような金額にはならんとですよ、物価本見た
っちゃあ。建設物価本っちゅうのがあるんですよ。あんたたちもそれ見らっし
ゃったら、ようそれに書いてあるんですよ、ぴしゃっど。

そしたら、ここがおたくたちからもろうた資料、施設撤去費7,392万9,000円
って書いてある。単体工事であり、削減は認めないちゅうことなんですよ、
これ。だから、このまんま、このままいうことなんですよ、金額的には。
この中に入っとるのは、契約の中に。入っとる金額がこのままなんですよ。
そしたら、どげんになります。これはおたくからもろうた資料、これ何
ですか、何%になっております、これ削減が。入札価格は予定価格の
85%って書いちゃんですよ。ここはあんた、単体工事であり、削減は
見込めないってなっどんですよ。それをあんたが持ってきた資料は
85%を引くって書いちゃんですよ、ここへ。それどうなりますか、
これ。そしたら、入札価格も違うてきやせんですか。そうならん
ですか。85%ってちゃんと入札価格で予定額書いてあるやない
ですか、これ資料に。教育長、書いちゃあでしよ。書いちゃあ
ないですか、書いてあるでしよ。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

資料に書いてあるとおりでございまして、先ほど申しましたように、精査時の坪
単価は4万3,500円でございますけれども、入札の85%の場合は3万6,975円
でございます。したがって、当初申しましたように1万7,000円の坪単価と
比べまして、給食センターの撤去費用、これは下に資料をお示しして
おりますけれども、中部地方でございまして3万3,059円となつて
おりますので、本体粕屋町における3万6,975円とそう大した差は
ないと私は個人的に思っております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

その参考資料がですね・・・・・・誰が信用されるとですか、これ。そんならその資料ごと持ってきて、つけなでしょう、これに。ただ何かこう・・・・、そんなことで何千万円を簡単に理解させろと思うのは、間違いじゃないですか。こんな子どもだましと言いますよ、みんなこれ見せたら。こげなことで簡単にごまかされようとね、あんたたちはって言われますよ、どこへ行ってでも。もうちょっと間違いは間違いで真剣に取り組まんですか。それをがんとして受け付けないっちゃうのは、なら何かある、これは恐らく動きよるじゃないかという、変なふうに思われますよ。教育委員会だけやないですよ、粕屋町全体全部、おう、そげなことしようで、町はって思われますよ、明らかにしないと。そう思われんですか。町長もそう思われますよ、それ、はっきりせんやったら。町全体がそんなわけのわからんことしようとはいねと、皆さん迷惑しますよ、ほかのとは。

◎議長（進藤啓一君）

それで、質問は、その考えについてということによろしいですか、お答えは。関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

解体撤去費用でございますが、VFM算定時に説明いたしましたアドバイザーの件では15%の削減は、解体費用につきましては、単体工事でありますので見込んでおりませんというような答えをいたしております。また、これ既往事例、他市町の既往事例で持ってきております予定価格でございます、この撤去費用はですね。それも予定価格に対しての見積もりでございます。今回入札が行われたというようなことでございますので、この金額が解体費用としてそのまま企画提案書に付加されて、その金額になったわけではございません。民間のほうは民間のほうで、グループのほうできちんと解体費用が、既存の配置図等、設備等を公表いたしておりますので、1個1個調理部門の解体される分に関して、各関係企業が積算して出されたのを金額が入札価格に反映しております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

あなたに何ぼ言うたっちゃあ、どうもこうもならんですね。こういうことを、ほんなら書いて出さんどきやあよかつとたい。あなたがこういうことが、入札価格

85%という調査、精査時の金額の下にきちっとつけとうから、これは信用されないかんでしょう。あなたたち文書の世界でしよう、みんな。それをああじゃない、こうじゃないっていいわけばかりして、今からでも遅うないとですよ、変更させりゃあ。これはあんた契約してしもうたら変更でけんでしょう、できるかできんかはもう約束事やから。本当に、もう金がないないって町は言われよって、ほかの課は予算が削られて往生しようしゃんとうにくさ、ここではそういう金の動き方して。15年間もそれを町は、町じゃないですよ、町民ですよ、払っていくのは。それ少しでもこのぐらい、こげなことやったら安うしちやろうやという動きがなからんと、本当じゃないですか、それがあって。

ちょっと時間がないから、次へ行きます。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎4番（太田健策君）

それと給食センターの解体撤去については、廃棄物は施設整備費の中で処理されるということを聞いておりますけど、新しく建てたときに廃棄物が出てきますね。これは調査されたときの資料にもちゃんと載っとります、廃棄物が出るということで。その廃棄物については、処理せないかんですね。あそこへまた、それを戻すわけにはいかんですから。外に処理せないかん、廃棄物として。その費用は、この契約書の中には入っとるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

施設整備費の全体といたしましては、解体撤去に係る廃棄物と、施設整備に係る廃棄物処理は含まれております、契約金額の中に含まれております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

そしたら今度新しく工事される、その出てくるごみも入っとうということですね。わかりました。

そういう説明も前に質問しましたけど、あやふやではっきりした返事がなかったから、ちょっと追加とか何とか出てきた場合には、はっきりその辺はしとってくださいよ。

ちょっと時間が中途半端になりましたんで、ちょっとだけ都市計画のマスタープランについて、これはいつ作成されたか、その後に見直しはされたんでしょか

ね。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

太田議員のご質問にお答えいたします。

現在の都市計画マスタープランは、平成22年10月に20年後の平成42年を目標年次として、粕屋町のまちづくりの基本的な指針を策定いたしております。見直しについては、平成22年の策定からまだ4年余りの経過でありますので行っておりませんが、おおむね中間年度でございます10年後の平成32年ごろの見直しを予定しております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎4番（太田健策君）

先ほどから、町長の話の中にもありましたとおり、もう人口も増えて、町も変化しておるとい状況の中で、私たちがいつも聞きますのは、粕屋町は総合計画の中で駅の周りから発展するって書いてありますね。駅の周りどっこも発展してない。ずっとそのまんま。何でかという、マスタープランの見直しをしないから、変わられんのですよ。もう民間はいっぱい変わって出てきたいという業者がいっぱいおりますけど、マスタープランがそんなもんやから、町に行けば、・・・・・・・・・・・・・・・・・・ませんとか、そういうことばかり言われる。そして、この国道607号線沿いも、やっぱり近隣商業地域に変更して、物が進出してきて町が発展するごとしないと、今見てんですか、シャッター通りになって低い建物で、やはりそういう広く町をどうして発展させようかということを考えていただいて、マスタープランの見直し。それで、マスタープラン見直しなんて町がやりゃあやれるんでしょう。県が反対する理由はないんでしょうから。ほかの町はほかの町ですよ。粕屋町は粕屋町ですよ。やはりその辺をどんどん見直してやらないと、この前一種専用、住居専用地域の問題も議会報告会で去年もおととしも出ました。40%を60%に、もう住むとに往生しておりますというようなことで、その辺も一種住居地域は多いんですよ、粕屋町は。調整区域も多い。だから、ここで思い切って、やはり町長の決断で見直してまちづくりを見直そうというようなことをぜひとも考えていただきたいのと、今総合計画をつくられておりましたよけど、やっぱりその会議されるメンバー、やはり今まで決まったような、町が決めた人ばかり呼び集めて、どうするこうするって言いよったら、もう町自体の主体になってしまいます。いっちょん変わりません、だから。やはり住民協議会あたりを立ち上げ

て、活発な意見を述べさせて進めていかれたら、また違う考え方が吸収されていいかなと思って助言させていただきます。よろしく願いしときます。ありがとうございました。

(4番 太田健策君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの質疑の中では、給食センターの関係、数字を含めて行き違いがあったようでございますから、最初のほうの数字を含めて詳しく説明しとってください。

これにて午前中の部を終わります。

再開は1時15分からしたいと思いますので、よろしく願いします。

では、休憩いたします。

(休憩 午後0時25分)

(再開 午後1時15分)

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

1番木村優子議員。

(1番 木村優子君 登壇)

◎1番（木村優子君）

議席番号1番木村優子です。

通告書に従って質問いたします。

さて皆さん、ここにいらっしゃる方々は男性が多うございますが、産後ケアという言葉をご存じでしょうか。産後ケアは、出産後の女性の心身をサポートすることです。女性は、出産すると体に大きな負担がかかるのに加え、ホルモンのバランスが崩れたり、夜の授乳で生活のリズムが乱れたりして、強いストレスにさらされます。精神的に不安定になりがちで、産後うつになったり最悪の場合、子どもを虐待するおそれなどあります。母親はもちろん、産まれてきた子どもたちのためにも、今産後ケアの体制づくりが求められているところであります。

粕屋町は、高い出生率であると町長も事あるごとにお話をされておられます。出生率が高ければ、それだけの産後のお母さんたちがいるわけでありまして。粕屋町だからこそ、この産後ケアの充実に向けて手を打つべきと思い今回の質問をいたします。

まず、1番目の質問です。

粕屋町が行っている産後ケアについてお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長のほうにお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

それでは、お答えいたします。

まず、町の保健師と妊婦さんとのかかわりは、妊娠届を提出したときから始まります。母子手帳の交付時に、対面による相談で妊婦さんの様子や問診等を通して、お母さんの心身の状態に気を配り、不安の強い方には、その後、継続的に連絡を取り合いながら必要に応じて訪問等を繰り返し、そして出産を迎えます。出産後は、こちらからお電話をかけ、状況を確認し、全てのご家庭を訪問いたします。その際は、出生時の発育や発達の確認だけでなく、お母さんの状況、家族環境等、抱えている問題の把握をし、問題解消につながる町の事業やサービス等の紹介をしながら利用までの手助けを行います。また、質問表形式による産後うつスクリーニングを行い、不安の強い産婦さんについては定期的に連絡を取り合い、訪問を繰り返し、状況が落ち着くまで寄り添います。

また、医療機関との連携をとり合う妊娠期からのケアサポート事業により、妊娠中から産後にかけてサポートが必要な方の把握ができて、早期からの訪問等で対応ができるようになりました。さらに、必要な方には、有料とはなりますが、福岡市東区のほうに産婦人科で開始されました産後ケア事業の紹介もしております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

私は、予算、決算の際にも産後ケアについてお聞きをしておりました。今お答えいただいた内容と相違なかったと記憶をしております。また、東区のほうでされているのをご紹介されているというのは知りませんでしたけれども、そういった取り組みをなさってあるんだなというふうに今、聞かせていただきました。

わかればで結構でございます。今聞いた内容のほかにお電話で、そしてずっと定期的に訪問をし、また寄り添っていかれているという内容ではございましたが、新生児の訪問などをなさるときに、またそういったことを聞いていらっしゃるということも聞いておりますが、例えばそのときに沐浴であったりとかおむつ交換など、指導を行ったり、また一緒に今言ったようなこと、おむつ交換などを行ったりを保健師さんがやってくださったりということはございますか。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

その件は、ちょっと健康づくり課長に答えさせたいと思います。沐浴とかおむつ交換につきましては、お母さんたち、子どもさんが産まれる前にお父さんと一緒に、お父さんになられる方と一緒に、指導を日曜パパママということでやっております。

◎議長（進藤啓一君）

大石健康づくり課長。

◎健康づくり課長（大石 進君）

木村議員のご質問にお答えいたします。

今部長が申しましたように、日曜パパママという事業を毎年、年3回やっておりまして、大体、初産の方で40組から50組のお客さんを毎回受け入れております。そこで沐浴とか着がえさせ方、そういった指導も一通り行っておりますが、先ほど木村議員言われたように、個別に全戸訪問に回ってるときも行っております。保健師がやっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

わかりました。そういったことを行っているという回答でございましたので、私そこまで把握をしておりませんでしたので、産後うつのスクリーニングということでは行っているということでお聞きをしておりましたので、そこまでやってくさっているんだなということでも今ちょっとわかった次第ではあります。

新生児訪問で、例えば産後のお母さんたちとかかわっていくというだけでは十分なフォローはできないということで私は申し上げたいんですけども、新生児に対してのケアが充実を、粕屋町してきているなというふうに思いまして、大変喜ばしいことだと思っております。しかし、保健師の仕事は多く煩雑で、今の体制では現状がもう精いっぱいなのではないかなというふうに思っております。でも、産後ケアまで十分に行き届かないのではないのかなというふうには思ったりはします。

ここで、2番目の質問でございます。

産後ケアに対する視点から、現在の町の課題について、そして今後行っていくケアなどについて考えていることがありましたら、お聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

現在は、お母さんの心や体が不安定になった場合には、ファミリーサポート事業や一時保育事業等の紹介や、先ほど申しましたように全額自己負担ではありますが、東区の産婦人科で開始されました産後ケア事業の紹介など、最終的にはご家族のご協力をお願いするという状況にあります。そのため現時点では、現在行っている保健師とのつながりをさらに綿密に、何でも話せる関係づくりを目指し、産婦やその家族と、それから保健師の信頼関係がよりしっかりしたものにできるような質の高い保健師の育成に努めています。今後は、産褥期の母子に対する育児支援や、簡単な家事等の援助を実施する養育支援サービスや、施設に母子で通所または宿泊して母の心身のケアや休養等を要する方への支援を行う産後ケア事業について、まずは近隣市町村の情報を収集し、どうやれば粕屋町に合った切れ目のない支援を充実できるか検討してまいりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

産後6から8週間は、家族や周りの人の助けを借りて家事はできるだけ避け、新生児の育児を無理せず行い、自分自身の体調の回復に努めることが大切になります。しかし、今は産科医不足などにより、出産後わずか数日で退院させられ、体力が十分回復しないまま、あとは母子の自助努力に任されることになりがちです。近年、子育てを行う母子を取り巻く環境は変化をしております。高齢出産が増えている現状、また里帰り出産をしても自分の父母も高齢化をされていて十分な手助けを受けられない。中には、両親を介護しつつ出産しなければならないこともあるといいます。また、仕事が忙しい夫はあてにできず、孤立化を深める母親も多いのが現状であります。

粕屋町には、出産できる病院と、それから助産施設などがございません。過去に誘致したこともあったと聞きましたが、現在の状況と伺っておりますが、ここで関連なんです、今後産科病院を誘致するといったような計画はあるのでしょうか、お聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

2年前だったと思います。今セキスイハイムが分譲をつくっておりますが、あの一画に誘致を、呼びかけをいたしました。しかし、残念ながら誘致には至りません

でした。これは、1つは今医学部の学生が非常に産科志望が極端に少ないということ、それからこれは出産、命にかかわる、これは医者はみんなそうでございますけれども、特に産科医はすぐ裁判とか、リスクが大きいといった部分もあるようでございます。今後引き続き産科の進出について、継続的に機会あるごとに呼びかけをしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。今後もぜひ続けていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

産後ケア事業を考えると、広域での取り組みも考慮しなければいけないのではというふうに考えてはおりますが、町でできることもあると思っております。産後ケアでは、先ほど住民福祉部長もおっしゃられましたけれども、宿泊型や訪問型があり、また産前産後ヘルパー派遣事業として導入している自治体もございます。私が目にとまったのが、横浜市の産前産後ヘルパー派遣事業です。

簡単にご紹介しますと、サービスの内容が家事に関する援助、例えば食事の準備であったり片づけ、それから居室などの清掃、整理整頓。そして、衣類の洗濯、補修、生活必需品の買い物などです。そして2つ目に、育児に関する援助でございます。例えば、授乳であったりおむつ交換、沐浴介助などでございます。産前に聞いておりましたも、やはり出産後に実際の赤ちゃんを、自分の子を抱えて、こういった沐浴であったりおむつ交換をする際に、あら、ここはどうだったかなってやっぱり思ったりするものであります。私も本当に戸惑ったこともございました。ちょっと余談ではございましたけど。利用回数などは、月曜から金曜の9時から5時までの1回2時間以内。1日2回までで、産前産後各20回、多胎児出産の場合は産後40回以内で、料金は市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料、市民税所得税7万7,100円以下の世帯は500円、それ以上は1,500円というふうに、こうなっております。これ一部を紹介をさせていただいたわけでございますけれども、今の粕屋町の現状、そして私が紹介をしたことなどお聞きになった上で、町長は産後ケア事業に対してどのように考えられるか、見解を問います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

専門家の所管課並びに保健師等と十分協議をして、先ほど部長がお話ししました

ように、粕屋町に合った産後ケアというのをつくり上げていきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

各市町村の事業をまた参考にされながら、産科がないといったことも含めて考えながら、我が町に合った、母子のニーズに応える産後ケア事業を早期に導入できるようにしていただきたいと思っております。産後ケアは、産後の育児不安の改善や保健指導だけにとどまるのではなく、虐待防止など、子育て全般に潜む問題の予防にもつながります。今後の行政に期待をしております。

それでは、2問目の質問に入ります。

先ほどの質問も地域包括支援の一部と考えられると私は思いますが、今度の質問は、高齢者に対する地域包括ケアシステムについてです。昨年6月議会におきまして、初めて質問いたしました介護支援ボランティア制度についての再質問になります。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を送れるよう、一体的に医療や介護などの支援サービスを受けられるシステムを整備していくというものであります。このシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される中学校校区など、日常生活圏域を単位として想定をされます。具体的な仕組みは、保険者である市町村や都道府県が地域の特性に応じてつくり上げていく流れであります。介護支援ボランティアポイント制度は、介護支援ボランティアの活動実績に応じてポイントを交付、ポイントは介護保険料や介護サービス利用料に充てることができ、実質的な保険料負担軽減にもつながります。それだけでなく、高齢者が活動を通じて社会参加、地域貢献ができ、自身の健康増進を図ることにもつながり、いわゆる介護予防にも役立ちます。

第6期介護保険事業計画を現在作成中で、第9期計画までの見通しをつけながら作成をされていると思います。昨年度、課題などを踏まえ検討していきたいと考えていると答弁をいただきましたが、進捗状況をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

地域包括支援関係は、今からの高齢者の見守り、それから今は病院で亡くなると、最期を迎えるというのが普通になっております。そういったことを自宅で迎えられる地域包括ケア、これが本来の目的で、そうすれば医療費も、終末の医療費

も、そしてまた本人も、本来は病院じゃない我が家で迎えたいといった気持ちが大変強いと聞いておりますので、そういったことを含めて今、計画もしておりますし、今後の粕屋町の支援のあり方について介護福祉課長のほうから答弁いただきます。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず前段に、ご意見いただきました地域包括ケアシステムの関係でございますが、制度改正を踏まえまして、本格的な地域包括ケアシステムの構築を目指した第6期介護保険事業計画を現在策定中でございます。この地域包括ケアシステムの構築についての方向性としまして、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年、この間は高齢者の増加だけでなく、その生活支援ニーズの増加に対応するホームヘルパーを中心とした介護の担い手の人材不足が懸念されておりました、その25年をめどに重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体となって提供される仕組みを構築するものでございます。

その1つとしまして、まず健康寿命を延ばす元気高齢者づくりの介護予防と、2つ目は高齢者が互いに支え、支えられる生活支援体制づくり、この2つの柱を2本柱としまして新総合事業と呼ばれる事業を町の実情に合わせて整備していくことでございます。この事業は、原則平成27年4月から導入することになっており、整備が間に合わない市町村におきましては、時期をおくらすことも可能でございますが、全市町村が遅くとも平成30年には導入しなければならないということになっております。今後10年間の取り組みはとて重要で、スタートが遅れば遅れるほど2025年への影響は大きいと言われ、また第7期、第8期への保険料高騰の可能性も大きくなっていきます。

それらのことを考えまして、現在粕屋町は、この新しい介護予防生活支援新総合事業を平成27年4月開始に向けて準備を進めているところでございます。ご質問いただきました介護予防支援ボランティアポイント制度についてでございますが、第6期介護保険事業計画の中に位置づけ、平成27年度から取り入れていく方向で検討しております。具体的な内容につきましては、これから詰めていくこととなりますが、今の段階ではこの仕組みの趣旨であります介護予防の新しい介護予防の考え方を踏まえまして、まずは保険料を納めておられますが、介護給付を受ける必要のないお元気な方で、主体的に介護予防に取り組む方たちに対して、より励みにしてい

ただけるような還元できる仕組みを検討しているところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

早期実現に向けて取り組んでいただけたことに大変感謝するとともに、大きく期待をいたすところでございます。

今、触れられました健康な方ということでのご答弁いただきましたけれども、これに関連して1つ、ちょっとお尋ねをしたいんですが、文部科学省が2020年の東京オリンピックを見据え、スポーツに関心がない人たちに運動をしてもらおうと、来年度から運動や検診などをポイント化する健康ポイント制度を導入する自治体に補助金を出して、全国に推進していく方針を固めております。高齢化で医療費が増え続ける中、運動や健康教室への参加、それに健診など、健康づくりに取り組んだ人が、ポイントを受け取って商品券や地域の名産品などに交換できる健康ポイント制度を導入して、医療費の抑制を目指す自治体が増えております。子どもを含め、全市民が参加できる制度で、しかも補助金が国から出るということでございますが、これに今回の分も含めて考えていくということは可能でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

吉原介護福祉課長。

◎介護福祉課長（吉原郁子君）

今、ご意見いただきましたものは、年齢を問わずということでございますので、介護保険制度の中の高齢者を対象といたしました介護予防の支援ポイントとは若干趣旨が異なるかと思えます。平成27年度から考えておりますのは、介護保険制度の中になります。運動をされる教室に参加された方に対してのポイント等もつけるように、同じような考えだと思えます。対象は高齢者でありましても、主体的に介護予防に取り組むというところでポイントをつけることと、あとは今年度後半で計画、1月から計画しておりますが、介護のサポーターの養成講座をしております。そういった方と、もう一つ運動のサポーターも来年度取り入れようとしておりますので、そういった点では先ほどいただいたご意見と若干似てるのかというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎1番（木村優子君）

ありがとうございます。

これがまた全町民に向けて、こういうことがまた進んでいくとなお、いいのではないかという思いがございまして、また例を挙げさせていただいているんですけれども、静岡県袋井市では、健康マイレージ制度として今年度の予算を285万円組んで、7年前より実施をされております。生活習慣改善にご褒美、そして商品券で町を活性化、社会貢献の寄附も可能としており、日々の健康づくりに大いに役立っているようであります。大変におもしろいというか、とてもいい取り組みだなというふうに思いました、紹介をさせていただいたわけでございます。

今、粕屋町の計画の中にも、これと似たような取り組みがございましたので、また子どもから取り組めるとまたさらにいいのではないかという思いから発言をさせていただいております。今回町で計画をされている事業は健康粕屋として、また介護予防に大きく役立つと確信をしております。私もしっかりアピールをしてまいりたいと思いますし、またどんどんアピールをしていただきたいなというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(1番 木村優子君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

5番福永善之議員。

(5番 福永善之君 登壇)

◎5番(福永善之君)

本日は、粕屋町農業委員会の適正な定数について質問いたします。

その前に、2点ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目が今、解散総選挙です。私も今し方、期日前投票に行つてまいりました。先月の11月後半、ドイツでは国家予算を将来のツケとなる借金を発行することなく国家予算を組んだと。これは実にドイツでは46年ぶりということでありませう。一方で日本はどうか。昨年度国家予算、約96兆円。そのうち国債の発行、将来のツケですね、40兆数億円。国家予算の約4割が将来のツケとなる国家予算で組まれてます。

さて、今回の衆議院解散、各政党の主張をよく読んでみると消費税の増税は先送り、これに異存はないというふうに全て言っております。皆さんはどうお考えでしょうか。国家予算の約半数近くが将来のツケとなる借金で賄われてるという現実、自分の家庭に例えて、そういう運営を是とするのか、もしくは、今投票権のない将来の子ども達、その人たちのことを考えてそのような国家予算、当たり前になってる借金を発行しなければいけないという国家予算、それを是とするのか。私はすごく、私も末端の政治家であります、国会議員のだらしなさ、これをつくづくと今

回感しました。私はこのような現在の国家予算を見る限り、何らかのやっぱり国民に負担を求めなければいけないと、そういう認識でありますので、今回は消費税は上げないといけないと私は思っております。

次に、2点目ですね。

◎議長（進藤啓一君）

なるべく簡潔にお願いします。

◎5番（福永善之君）

簡潔に行います。

これも11月に起こった事案です。アメリカの29歳の女性、この方が脳腫瘍という宣告を受けて余命6カ月ということを医師から告げられました。彼女は11月の上旬にインターネットを通して、私は人間らしく生きたい、人間らしく死にたいということで安楽死を選択しました。さて、日本ではまだ安楽死という法律はございません。しかし、日本尊厳死協会というところが日本にも尊厳死を認めるべきじゃないかと、そういう議論がっております。

今回のこの安楽死の報道に関しても、これは世論が真っ二つに割れるでしょう。それを是とする人もいらっしゃれば、それをだめだという人もいらっしゃる。ただ、人間が人間として生きる権利は、これは保障されてると思います。しかし、人間が人間らしく死に至る、そういう過程がこの日本では物すごく法整備がされてない。私は先月、彼女がそういう安楽死という道を選んだということに対しては、これはもう日本でもやっぱりすごく考えていかないといけないなと、そういうことを思って、一政治家として、私もやっぱり尊厳死というのを日本のほうで法整備していきたいというふうに考えております。

では、前段はこれぐらいで終わりにして本題の粕屋町農業委員会の適正な定数について質問いたします。

昭和32年7月に同委員会の定数条例が制定され、選挙による定数は13名となりました。現在、選挙定数13名と町長が選任した委員を含め、計17名となっております。

まず、初めの質問ですね。粕屋町が考える農業委員の役目とは。担当地区制と考えてあるのでしょうか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

担当地区制ではございません。農業委員会を1つの委員会として、粕屋町の農政をどう取り扱っていくのか等々についての行政委員会でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

全町的な農地に対する見識を持ってられる委員さんで構成されとるといふ、そういうお答えでよろしいですね。

◎町長（因 清範君）

ということで思っておりますし、これは選挙です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、今粕屋町に農区が14あります。農区から選挙で出られる方っていうのは13になってると思います。近年、農業委員会の選挙が施行されてないというのは、先ほどの答弁と今の現実の選挙が施行されてないという現実を見られて、どう判断されますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

選挙は、前々回ございました。ないということではございません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

それでは、これは一般的な認識として申し上げるならば、選挙により定数というのが13名ですよ。粕屋町には14の農区があると。若宮の農区からは、誰も選出はされてないという現実ですよ。

一般的に申し上げるならば、担当地域という認識は行政としては持つておられないということであると思っておりますけど、実際問題は長年、粕屋町だけではなくて、これは全国の地方自治体も言えると思うんですけど、これは農地行政のベースになってると思うんですね、この地区から委員さんを出すというのがですね。それはそれとして、その当時は仕方なかったという認識で私も思っておりますけど、農業が今現実問題として、農業で生計を立てるのがかなり困難な時代、また農業の後継者、これを育てるのもかなり困難な時代ということになれば、やっぱり地域の農業という認識ではなくて、粕屋町の農業をどう考えるかという認識に立って、そういう認識に立って行政として粕屋町の農業をどうしたいのかということに立てば、今の農業委員会の定数のあり方というのを昭和32年から今まで考えられて、定数に関して

どうお考えになってるかっていうのをちょっとお聞きしたいなど。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、粕屋町の耕作農地は285ヘクタール、これは糟屋郡で何番目と思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

糟屋郡で、私はわかりませんが何番目でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

1番目です。そういったことから考えますと、粕屋町が13名の農業委員が多いというふうには受け取っておりません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

多い、少ないという問題というよりも、これから2番目の質問から順々に質問させていただくんですけど、必ずしも多い、少ないという基準ではないです。定数というのは、やっぱりどういう判断に基づいてやっていくとか、粕屋町が農業委員会という行政委員会に対して、どのようなことを求めるかっていうのも視野に入れられて、その中でやっぱり判断していくべきものだと思うんですね。

その中で、2、3、4を一括してちょっと質問いたします。

まず、農業の戸数の減による定数の判断。次に、農地面積の減による定数の判断。次に、選挙人の登録人数の減による定数の判断はいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

総合的な答弁を、まず地域振興課長のほうからいたさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安松地域振興課長。

◎地域振興課長（安松茂久君）

ただいまの2番目の農業戸数の減による定数の判断と3番目の農地面積の減による定数の判断、4番目の選挙人の登録人数の減による定数の判断につきまして、定

数の判断でございますので、まとめさせていただきます。ご説明をさせていただきます。

農家戸数、農地の面積、選挙人の登録人数の減による定数の判断でございますが、農業委員は地域の世話役として地域の担い手にかかわることはもちろん、営農や後継者問題など、幅広い内容についての相談活動や農業及び農業者に関する事項について意見を公表したり、ほかの行政庁に建議し、またはその諮問に応じて答申する業務がございます。農業者や地域の農業の立場に立って、その進むべき方向とこれを実現するための政策のあり方を明らかにしていくことは、農業者の代表として選ばれた農業委員で構成される農業委員会の極めて大事な役割と考えております。

このようなことから、農家戸数、農地面積、選挙人の登録人数の減による定数の判断とは考えてはおりません。しかしながら、平成26年5月に国の規制改革会議が農業委員の選出方法や農業委員会の定数及び構成など、農業改革に関する意見を取りまとめ、公表をしておりますので、町としましても粕屋町農業委員会と十分に協議検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

所管の事務局の方のお考えというのは、正直わかるんですよ。それは、農業委員会という組織についてのどうあるべきかと、そのお考えを今述べられたと思うんですけど、私がこの定数の関係で質問はしておりますけど、実際の話は農業、先ほど申しましたように、農業で生計を立てるのがかなり困難な状況、プラス後継者を育てるのがまた、困難な状況。こういう視点に立って、やっぱり組織を変えたくないとか守りたいというのは、それはわかるんですよ。どの組織でもそれは、壊すことはかなりやっぱりいろいろ抵抗がありますから。ただ、農業としてこれから発展していくというか、農業が農業で暮らしていける、生活していける、そういう観点から立ったときに、定数の問題もちょっと絡めるんですけど、この定数で果たして本当に大丈夫なのか、本当にそういう議論ができるのかとか、そういうところをちょっと私のほうから質問を投げかけてるんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

粕屋町の農業をどうするか、農政をどうするかということでございましょう。こ

れ農業委員だけでどうする、こうするということは難しいと思います。これは農協も入って、地域の農業者も入って、150万都市の控えてる大都市近郊の農業が、一部が粕屋町は花卉園芸と言って花でハウスをたくさん持っていてございました。今でもそのハウスは残っておりますけども、一部ではネギをつくったり等々に転換をされております。そういったことで、今からやっぱりもうかる農業をしないことには、若者は農業の後継をしない、そういったことで今、農政改革のさなかであります。安倍晋三首相も、農業は成長戦略の一つであるというふうに言っております。そういう中でしっかりと、今日たくさん農業委員さんお見えになっております。あなたがどういう質問をするのか、興味を持って、たくさん来てございますよ。だから、農業委員さんの皆さんと一緒に、今後の粕屋町の農業をしっかりと考えてきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

その心意気というか、その心意気がいれば、これは一例ですよ。兵庫県に養父市というところがあります。これは人口2万6,000人、粕屋町よりも1万人ほどですかね、2万人か、2万人ほど人口が少ないところがあります。これは、農業委員会というところが農地の権利移転、農地から例えば宅地にするとか、農地から工業団地にするとか、そういう許認可を今農業委員会がお持ちですよ。その養父市に関しましては、国家戦略特区として、ここは政府のほうにそういう申請を上げちゃったんですよ。その手順というのが、やっぱり農業では食っていけないから、やっぱり農業で食っていけるような、そういう政策をしよう。もう一つが後継者の問題。どうしても後継者に手を挙げてくれる人がいないから、やっぱり農業が農業で生活できるような仕組みをつくって、これからの若者たちに農業をやっていかせようと、そういう感じのことを明記されて、これを政府のほうに上げて国家戦略特区というふうに受けられたと。

その中で、初めは農業委員会のほうでも、やっぱり自分たちの許認可、これを養父市長のほうに渡すのはいかなものかと、そういう意見が大半だったみたいです。ただ、やっぱり市長の利便というか、これから衰退していく農業をどうにかやっていかんといかんと、その中でやっぱり農業委員会の方たちとお話をされて、定数削減ではなかったんですけど、許認可というか、農地から宅地に変えるとか工業団地に変える、そういう許認可をまず農業委員会のほうから市長のほうにお譲りくださいと、そういう感じでやられたところがあるんですよ。私は、先ほど町長が

農業委員会の定数は適正だと。それはそれでいいでしょう。ただ、今後の農業委員会のあり方として、今農家の皆さんが来られてると言われてますけど、やはり今の組織を守って、実際にじゃあ今後農業をして、生計が立てられるのか。育成として今からの若い人たちが粕屋町で農業をやっていこうと、そう思われるのか。その視点に立てば、やっぱり農業はどうあるべきかと。やっぱり、地域の農業というよりも粕屋町の農業をどうやっていくのかと、その辺が行政がそういう視点を見ないことには、農業委員会にも何も提案というか、そういうこともできないと思うんですね。その辺いかがですか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これは、粕屋町の農業の今後についての計画は、一応つくっております。しかし、先ほどおっしゃったどこかの町かな、養父市がどういった県の位置にあるのか、どこら辺の、もう農業しかない、もうだんだん疲弊していく、人口減少になっていくという町なのか。粕屋町のような環境の町なのか。その町々で農業のあり方ちゅうのは違うと思います。ただ、今、農業者の後継者がいないというのは、一つは農区は結構借家あり、倉庫あり、いろんな部分で糟屋郡内でも他の市町村の農業者とはかなり違う部分がございます。そういったことで、農家でもサラリーマンになるよりも、農業でもうかる農業ができるといったものを、農業委員さんも含めた、それで農協も含めた、また今九大農場ございますので、九大の先生方等も話しながら、今からの農業、粕屋町農業のあり方をきちんとしたものを考えていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

先ほど言われたように、地域地域によってその地域がどのような実態なのか、それはおっしゃるとおりですね。先ほどの例に例えた兵庫県の養父市、これは近い将来、人口がかなり減っていくだろうと言われる、そういう観点もあった伺っておりますけど、粕屋町と現状は、現実っていうのは正直似通ってないとは思いますが、ただ全国的にやっぱり農業で生計を立てることはかなり難しいというのが、今日本の現実じゃないかなというふうに私は思っておりますよね。だから、その中でやっぱり今の現実のいろいろな組織とか、今まで築き上げたことに対することを変えることっていうのはかなり抵抗はあると思っておりますけど、やはり農業で食っていけ

るためにはどうしたらいいのかっていうところを提案していくには、やはり言いたくないことでも、たとえ嫌われても、抵抗があっても、そういう信念に基づいて言っていかなどいかなどというふうには私は思っておるんですよね。

ちょっと済いません、定数の問題に返らせていただきますけど、選挙人定数は13人、これは先ほど町長、これで十分だというふうに言われましたね。あと町長が選任するのが4名以内というふうに条例には書かれていますね。その中で、今粕屋町としては、町長としては3名任命をされてるということです。その3名については、これも必要な人数だというふうにはお考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

3名のうち2名は議会のほうから出ていただいております。あと一名を私が指名すると。具体的には、農協とか、そういったところの推薦によるということでございますので、できるだけ幅広い人材で粕屋町の農政、農業を偏りのない形で考えていこうということであろうと私は認識しております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

ということは、議会推薦の2名も町長が選任された1名も、必要だということでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

必要だから任命をしております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

では、国が調査してる農林業センサスがあります。先ほど昭和32年7月に農業委員会というのが発足いたしましたね。農林業センサスというのは、5年ごとに調査が行われます。昭和35年、耕作面積は約826ヘクタールありました。平成22年、耕作面積が250ヘクタールになっております。その間、農業委員会の定数というのは全く不変というか、一時期条例の改正で一旦、増えたんかな、増えた時期もあったと思いますけど、定数17名というのは変わってないと。その耕作面積が昭和35年から平成22かけて約600ヘクタール減少したという事実について、定数と含めてどう

お考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

耕作面積のお話をしますと、志免町は72ヘクタール、粕屋町の4分の1。農業委員数何人と思います。農業委員数、何人ですか。

◎議長（進藤啓一君）

いや、それはわからないでしょうから、もう。

◎町長（因 清範君）

お答えします。13名です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

町長、私はこれは議員定数とも同じような論理なんですよ。やっぱり減らすということに対しては、それにかかわる人たちというのは、これはかなり反対という意見のほうがかなりこれ強いです。国会議員の議員定数にしろ、やっぱり内部で解決するのはすごく難しいというのがあると思うんですよ。今志免町のことを話されましたけど、そういう他の自治体さんとの比較ということの視点では、私は正直ないんですよ。粕屋町をどうするかというその視点で述べていただきたいんですよ。どこの町が、どこの市がこうやから、うちもそれに倣ってこうしろっていうのは、そうして来たら、正直、自分たちの独自性というのがありませんよね。どっかのやつをまねて、自分たちもこうしよう。それだったら、成長も何も、農業がこれから成長していこうという、そういう戦略を立てられても、それは成長しませんよ。自分たちはこうしないといけない、農業をこうしていきたいという、そういう視点がないから、そうやって他町はこうやから自分たちもこうやとか、他町はこうしてるのに何で自分たちだけ突出しないといけないんだとか、そういう論点であれば、全く成長しないと思うんですよ。その辺、今先ほどの志免町の例を例えましたが、いかがですか。粕屋町としてどう思われますかということですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほど、質問者は養父市等の話をされました。私がどういう養父市というのは環境にあるんですかという質問をいたしました。こういう市もあるんですよ、それは違うでしょう。環境が違うでしょう。あなたは、農地の面積で定数を言われまし

た。だから、農地の定数でいえば、志免町は13人ですよというお答えをしたところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

じゃあ、次の質問に移りますよ。

農業委員会で審査件数がありますね。これの、これは過去3年間、どのくらいの推移で動いているかお知らせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

事務局の地域振興課のほうでお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安松地域振興課長。

◎地域振興課長（安松茂久君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

審査件数の年度毎の推移ということでございますが、農業委員会といたしましては、3条、所有権移転の審議、4条、所有権移転を伴わない農地の転用の審議、5条、権利の移転を伴う農地転用の審議をしております。23年度から報告をさせていただきます。23年度は、審議件数は45件っております。24年度につきましては43件、25年度は55件、26年度の11月の農業委員会まででは28件となっております。

以上が件数でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

今、過去、26年は途中経過なんですけど、過去3年間を単純に今、農業委員会というのは定例会で月一やっておりますので、単純に12で割ると、月の平均の検査申請というのは4件弱ということになりますね。この4件弱を17名の委員さんのほうで審議してると。

町長、この4件弱の審査で13名の委員さんは、先ほど町長必要と言われた。町長選任の3名の方も必要だと言われた。月の平均審査件数というのが4件弱に対して17名。もう一度お考えください。適正な定数だと思われませんか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

農業委員さんの業務というのは、農地の転用ばかりではございません。粕屋町の農政をどうするのか、いろんな提案をいただく、全体の粕屋町の農業を考えていただくという機関でございます。むしろ、そちらのほうの機関が主の機関でございます。ということで、定数に対しては現状で適正だということを再度申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎5番（福永善之君）

適正と言われれば、それはいたし方ないんですけど、私からすると、町長私これ嫌われても言いますが、やはり今議会のほうから2名出しております。これは町長が提案していただきたいなっていうのが、正直私からするとあるんですよ。経費的な節減、今農業委員会の事務に年間約600万円ぐらい使われてます。経費的な節減も含めて、実際に農業委員会が必要という認識であれば、それはもうそれでよろしいでしょう。ただ、耕作面積も年々やっぱり減少傾向にある。選挙人の農家の方たちも、やっぱり減少傾向にある。農家戸数も、やっぱり減少傾向にある。専業で農家をされてる方っていうのは、これはもうまだいらっしゃるのはいらっしゃるんですけど、ほとんどの農家の方っていうのがやっぱり兼業農家、この農林業センサス見ても兼業農家でやられてる。その中を含めると、やっぱり本当に必要であれば、町長、それでも結構です。ただ、やっぱり町長がそういう提案をしていただかないことには、我々としても審議ができないんですよ、本当に必要か、必要でないかっていうのはですね。先ほど私申したように、自分たちのやっぱり不利益になることを身内で審議しようとしても、これはかなり難しい。これはもう、反対がかなりあるからですね。だから、とっかかりとして、やっぱりそういうご提案を投げさせていただいて、その中でやっぱり審議していただく。例えば、今議員から2名出してますけど、本当に必要なのか、必要じゃないのか。審議するために、本当にその人たちがいないといけないものなのかとか、そういうことを判断されてからご提案していただきたいなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

（5番 福永善之君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて本日の一般質問を終了いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆様にお知らせをいたします。

本日は5名をもって終了いたします。よって、あす9日火曜日にも4名の一般質

問を行います。仕事等、差し支えなければ、またあしたもお越しいただきますようにお願いとお知らせをいたします。ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時18分)

平成26年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成26年12月9日（火）

平成26年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成26年12月9日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番 議席番号 2番 川 口 晃 議員
7番 議席番号 9番 久 我 純 治 議員
8番 議席番号 12番 山 脇 秀 隆 議員
9番 議席番号 11番 本 田 芳 枝 議員

2. 出席議員（15名）

1番 木 村 優 子	9番 久 我 純 治
2番 川 口 晃	10番 因 辰 美
3番 安河内 勇 臣	11番 本 田 芳 枝
4番 太 田 健 策	12番 山 脇 秀 隆
5番 福 永 善 之	13番 八 尋 源 治
6番 小 池 弘 基	15番 伊 藤 正
7番 田 川 正 治	16番 進 藤 啓 一
8番 長 義 晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青 木 繁 信 ミキシング 高 榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	因 清 範	副 町 長	箱 田 彰
教 育 長	大 塚 豊	総 務 部 長	八 尋 悟 郎
住民福祉部長	水 上 尚 子	都市政策部長	吉 武 信 一
教育委員会次長	関 博 夫	総 務 課 長	安河内 強 士
経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭

税務課長	石山裕	収納課長	瓜生俊二
社会教育課長	中小原浩臣	学校教育課長	八尋哲男
健康づくり課長	大石進	給食センター所長	神近秀敏
総合窓口課長	今泉真次	介護福祉課長	吉原郁子
道路環境整備課長	因光臣	子ども未来課長	安河内渉
地域振興課長	安松茂久	都市計画課長	山野勝寛
上下水道課長	中原一雄		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それではただいまから一般質問を行います。

2番川口晃議員。

(2番 川口 晃 登壇)

◎2番（川口 晃君）

皆さんおはようございます。

議席番号2番日本共産党の川口晃です。これより一般質問を始めたいと思います。

私も緊張しておりますが、緊張を緩めて気楽に、気楽にとはいかんけど、厳粛に答弁していただきたいというふうに思います。

それではまず最初に、柚須駅の改築と近郊の交通対策について質問いたします。

後ろに傍聴者がたくさん来ております。非常に興味を持って柚須区としては考えておりますので、正確なところをお願いします。

柚須駅の改築に関して、まず最初に計画中の南側プラットホーム建設計画の進捗状況についてお伺いします。

私は昨年の6月議会で、駅のホームが狭くて快速が通過するときの危険性について述べました。今年の3月議会では、野中前都市政策部長は南側駅舎側にもう一本のホームを増設する改修案を、また現在のホームの上の南側に防護柵を設置すること、さらにホームにつながる道路をスロープに改良してバリアフリー化を実現する改修案を考えているという趣旨の回答をされました。非常に実現性のある改修案ではないかと私も思いました。その後、吉武都市政策部長のもとでJR側との折衝も何度か進められたように聞いております。その進展の状況について、工事の方法とか金額とかその配分とか、いつごろから改修が始まる予定であるのかなど具体的に、まさに今年の流行語のアナと雪の女王ではないですが、レット・イット・ゴー、ありのままにですね、おぼろげであるかもしれませんが答弁をお願いしたいと思います。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まず、相対的な概要についてご答弁申し上げます。

これは、駅の改良については、さきに田川議員から昨日ご質問がございました。柚須駅は5,000人を乗降客超えております。今国は駅のバリアフリー化を進めております。その対象は3,000人を超える駅ということでありまして。J R九州が管轄する駅では、3,000人を超える駅は100を超えると、100駅を超えるとというふうに聞いております。5,000人を超える駅というのは、もうあと3駅か4駅になっているということで、ぜひとも柚須駅についてはバリアフリー、それからホームの、先ほどご質問者がおっしゃってましたように、ホームが狭いということで、特に快速等が通るときは風圧でよろよろするというようなほど危険な、幅が狭いために危険があるというようなこととございます。そういったことで、先ほど概要について質問者からお話がありましたけども、そういった方向での改良をしようかということになっております。これは国が進める事業でございまして、国が3分の1、J Rが3分の1、関係自治体が3分の1といった負担で行われるものということとございます。つきましては、当駅については3億数千万円かかるということとございまして、J Rとしては、J Rが私のところに来まして、その話に来まして、ちょっとそれは金額が大き過ぎやせんかというような話をいたしました。その後、法務局がまいりまして、いろいろありましようけども、国が進めている事業でございまして、何とかご協力、ご理解をいただきたいということで、国からも参りました。そういったことを含めて、再度J Rも金額について見直しをできるだけ安くできる方法はないかということで、かなり研究をしておるようでございます。それでもやっぱり3億円を超えるというようなことで、27年度事業にJ Rとしては工事にのせたいということは、今年度中に国に要望したいということでまいっております。それにつきましては、町としてもやっぱり乗降者の危険というのは、非常に事故にでも遭ったら大変だというふうな認識を持っておりますので、そういうのも一日も早く、来年度でも工事を着手してほしいという話をしております。それにつきまして、私は柚須駅が5,000人を超えてると、長者原駅も5,000人を超えておるということで、快速をとめてくれという話をしております。J Rも何とか努力しますといったふうなお答えをもらっております。これは、快速の停車というのは確定したものではありませんので、そういった要望をしているということとございます。

あと詳細のホーム関係とかバリアフリーの関係につきましては、所管の都市政策部長のほうからお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

先ほど町長のほうから申しましたけど、今後の今JRとの協議でございますけど、事業主体がJRということで、実施に向けた詳細設計が終了いたしまして、総事業費が3億4,000万円ぐらいということで、国に対する事前協議中であります。今後順調に協議が進み、事業採択内示がされますと、早ければ平成27年度の、7年度末の工事着手、28年度中の工事完了の予定でございます。

内容につきましては、このバリアフリー化の事業による工事概要でございます。スロープによる段差の解消、多機能トイレの新設、手すりの整備、視覚障害者の誘導ブロックと音響案内等の整備、それにまたスロープ設置に伴う既設ホームの改良及び新設ホームの設置と通信機器室の移転でございます。また、バリアフリー化事業の中には、駅舎自体の建築はございません。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

詳細な報告どうもありがとうございました。

地元住民としては、28年度完了が万全に行われることを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、2番目に移ります。

駅舎建築の予定はどうなっているのでしょうかということです。駅舎の建設については、今年3月議会での町長の発言では、今の状況では今ある駅をどうこうするという事はちょっと難しいと。もう場所を変えるしかないかなというような状況でございますというような答弁がありました。私は、都市計画の専門ではありませんが、それがどうこうとは言えませんが、東京では新宿副都心とかの構想が出されて再開発がなされました。粕屋町の西の玄関口であります柚須駅は、乗降客がどんどん増加し、このつい1カ月ほど前いただきましたこの青い冊子の要覧によりますと、平成25年度では5,900名、1日あたり、乗降客があると。私の予想以上になっておりました。もう6,000名ぐらいはなってるかなという感じです。その状態は、柚須駅から電車が発車する時刻が迫ると、道路は人と車と自転車が入りまじりまして、テレビでよく報道されているあのベトナムの状況と同じです。本当に危険な状況です。私は6月議会で、阿恵橋歩道の拡幅、柚須信号から阿恵橋信号までの歩道の拡幅を述べましたが、つい10日ほど前、児童と自動車の接触事故が発生したそうです。これは大事に至っていないのが幸いでしたが、柚須駅付近についても同様に事故が発生しない前に何らかの方策が必要だと思いますが、どうでしょうか。これ

はちょっと間違えました。上のほう。ちょっと方向を間違えました。工場とか会社がですね、ずっとあるんですが、そこにマンションが増設されますと、もう收拾のつかないような都市計画になります。それゆえに、潤いのある住みやすい安心・安全の町にするためには、マスタープランの話がありましたが、駅舎を含めたまちづくりの計画がどうしても必要じゃないかというふうに思います。そういう意味で考えると、駅舎をどういうふうにつくっていくかっていうのは重大なことだと思いますが、町長どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員、これは2番と3番一緒っちゅうこと。

◎2番（川口 晃君）

いえ、2番で。

◎議長（進藤啓一君）

2番の。

因町長。

◎町長（因 清範君）

川口議員もご存じのとおり、高尾木材があった時代に、あそこを買収して柚須駅の全体的な見直しをしようというお話があったようでございます。時の首長は、そこまで用地買収が来ておりましたけども、あと幾らかの上積みをしてくれという関係で断念をしたようでございます。大変残念なことでございます。今再び駅舎をとということになれば、これは私は、この改良とあわせてできないかなということもJRにお話ししました。しかし、やっぱりJRとしては、もうおっしゃるように6,000人近い乗降客があるので、事故が起こる前に早く改良をして、安全なホームに、駅にしたいということでございますので、今後、どういう方向で駅の改良、建て替えをするのか等々については、駅という駅はほとんどない、ほとんど駐輪場で、駐輪場が駅みたいな感じになっておりますので、今後長くなると思えますけども、検討をさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

駅舎の件は相当な費用がかかりますので、そう簡単にできるというふうには考えておりません。しかし、駅を中心としたまちづくりという構想が考えられてもいいんじゃないかというふうに思いまして質問しているわけです。

それでは、次に移ります。

近郊の道路の歩道の設置についてということで、まず最初に柚須駅と向かい側の

居酒屋うえすたん側を結ぶ横断歩道についてです。これは非常に難しいとの回答でした。野中前都市政策部長は、対案として、駅より南側の会社のほうに横断歩道を出し、そしてそこからミヨリ緑道のほうへ横断歩道をつくるという案を出されました。これは一考に値するというふうにも思いました。現在の状況は、まさにベトナムの状況です。私は6月議会で、さっき言いましたように、阿恵橋の歩道のことも言いましたけど、そういう事故も発生しました。早く方策を打たないと同じような事故がまた発生するかもしれませんので、因町長、どのように考えてありますか。非常に難しいと思いますが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

交通安全の所管で、粕屋警察署とも協議をしております。協働のまちづくり課のほうに答弁をいたさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安川協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安川喜代昭君）

うえすたんさんの近くの歩道の関係なんですが、まあ議員も言われましたとおり、現状、道路の現況の状況からするとかなり困難だと。まずは、理由につきましては、言われるように歩道、たまり場がないんですね。歩道がない、たまり場がない。それから、柚須踏切と近接してかなり危ないというふうな状況であります。今言われました南側のほうの事業所等々の用地を拡張して横断歩道を南側のほうにつくるという分につきましては、道路環境整備課のほうの課長のほうが適切ではなからうかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（因 光臣君）

ただいまご質問にありましたミヨリ緑道からの対面の工場のほう、そういうところにつきまして、前回野中のほうからも意見を申し上げてます。それにつきまして、私どもも今後検討していきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

非常に難しいことですから、次に進んでいきたいと思えます。

次は、柚須駅東側道路、これは通称町道筒口中溝線といわれる問題で、ここの拡幅の問題です。柚須駅東側の道路の件です。この道路は、狭くて歩道がありません。それで、ミヨリ緑道が今歩道の役割を果たしています。この道路の東側には、H鉄工所というのがあります。また、小さな食堂なども並んでいます。2年ほど前ですが、この社のほうでは将来が心配で思案中だというふうに言っているというふうに聞きました。町としての買い上げなどは考えられませんか。この話がうまく進めば、私が柚須区長のときに育成会やPTAから依頼されて区として申請しました柚須西信号の歩道の設置、これは小池さんも質問されましたが、それも一挙に解決するのではないかというふうに私は考えております。そういう考えひとつ、そういう話もありますが、町長、どういうふうに考えておられますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ご提案をいただきましたので、地権者のほうにどういうふうなお気持ちか当たってみます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、健闘を祈りたいというふうに思います。

それでは、2番目の、大きな2番目の項に移ります。

証明書類のうち、簡便なものは身近なところで取得できないかということです。私はずっと以前から思っていたんですが、印鑑証明とか住民票など、わざわざ役場までとりに行かなくても身近なところでとれないだろうか。例えば関東とか関西では、そういう都市近郊では、駅とか例えばいろいろなコンビニとかそういうところでとれたりして、非常に住民の方には喜ばれていることがテレビで報道されました。県道607号線は、4車線になって車は流れ、便利になりましたが、ふれあいバス等に乗っていかれる高齢者とか障害者の人などは、役場まで行くことそのものが困難で、とても不自由なことなのだと私は察しております。例えば柚須文化センターには嘱託の館長と非正規の職員も勤務しています。今年にはインターネットも接続されたように聞いておりますが、種々の問題、例えば利用度の問題とか、また個人情報保護の問題とかという面もありますが、それらを考慮しての仕組みを考えて、取得できるようになれば非常に住民から喜ばれると思います。町長もご存じのように、柚須文化センターは、他市町の人を含めて1年間で約2万5,000人を超え

る人たちが利用しています。近郊には郵便局もあるんですが、郵便局も同様に大勢の人たちが利用していますから、結構設置すれば利用されるのではないかというふうに思っています。そうすると、その分役場のほうも込まなくなります。成功すれば一挙両得だと私は考えておりますが、町長、検討の価値はありませんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今、お話しになった内容等につきましては証明関係でございます。住民福祉部長のほうから、一応検討はしているようでございますので、答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

水上住民福祉部長。

◎住民福祉部長（水上尚子君）

ご質問いただきました証明書類の取得の件ですが、今のところ証明書の発行を増やすということは考えておりませんが、増やすとすれば、コンビニでの証明書交付がよいのではないかと考えております。しかしながら、コンビニで各種証明書の交付を行うためには多額の費用がかかり、また証明書取得のために必要な住民基本台帳カードの発行なんです。これは27年度末で発行停止となり、平成28年1月から住民基本台帳カードにかわって個人番号カードの交付が決定されております。今はその過渡期でありまして、個人番号カードの詳細がまだ確定しておりませんので、個人番号カード利用開始後に、コンビニ交付の実施も含め検討したいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私は少し考えが違いまして、やはりコンビニは人が集まって、そこですぐとるということは可能です。しかし、住民の交流とか社会教育的な触れ合いとかということも行われません。やはり公的な施設で、支所的な役割をするようなところが必要ではないかというふうに考えております。それで、できるなら一番利用度が高い柚須文化センターではどうだろうかという発想に立っております。いろいろな考え方の違いもありましようけども、今後、今日を最初に検討をしていただきたいというふうに思います。回答は要りません。

それでは、次に移ります。

3番目に、教育問題について質問いたします。

最初に、夏休みの短縮及び教育費の値上げ問題についてお伺いします。

10月の末に総務常任委員会で、東京都の杉並区の施設の視察をしました。また、次の日は文部科学省に行って、教育問題で子どもの現状や問題点の説明を受けたり、懇談をしてきました。私は大変勉強になりました。また、この懇談の中で夏休みの短縮についての意見交換もなされました。私は、夏休みの期間についての規定がどうなっているのかと質問したんですが、担当の職員のほうは、回答は授業日数の下限は決められているが、上限は決められていないと。授業日数は、子どもの負担にならないようにということだというような回答でした。他の議員さんからも、アンケートの説明文の、アンケートというのはそちらでとられたアンケートですね。説明文の2学期の始業日を1週間ほど早めることにより、学校での子どもに向き合う時間を確保することというくだりについて、どういうことなのかなどの発言もありました。この項については、アンケートの意見の欄にも授業はするんですかとかの意見も書かれておりました。

教育長にお伺いしますが、具体的にはどのように進められていくんでしょうか。授業はするんですか。それから子どもに向き合うとはどういうことをするんでしょうか、回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

川口議員のご質問にお答えする前にお礼を申し上げたいと思います。この12月1日から町内各4小学校ではエアコンがついておりまして、温かい雰囲気の中で勉強が進んでおります。去年までは、ストーブを抱えて子ども達がやけどをしないかはらはらして見ておったけれども、これで安心して学習を進めることができますという声が、私学校回りまして先生方のほうからたくさん感謝の言葉が届いております。町長のご英断並びに議員各位のご支援に対しまして改めまして感謝を申し上げます。

ただいまの川口議員のご質問ですが、エアコンがつかなくても近隣の市町では夏休みを短縮して、学力の向上あるいは子ども達と向き合う時間を確保するために出校日出てきておりますし、そのことについて保護者からも、エアコンがつけば当然、夏休み短くなるんでしょうねという声を聞きますし、また消費税が上がりましたが、学校給食につきましては据え置きのままになっておりまして、その件につきましても教育委員会の案件でありますので、ただいま申し上げましたように保護者のアンケートをとらせていただきました。アンケートの作成、実施、集計をいたしました。学校教育課長のほうから答弁をいたさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

10月1日付で、保護者の方に夏休み短縮及び給食費についてアンケートをとらせていただいたところでございます。アンケート結果につきましては、現在ホームページに掲載してお知らせをしておるところでございます。アンケート結果の概要を申しますと、夏休み短縮については、賛成が約5割、反対が約2割という結果になっております。この結果を踏まえまして、町内の校長先生方にご意見もいただきながら、11月の定例教育委員会に諮ったところ、現在の各学校での夏休みの取り組みを尊重しまして、2学期を1週間早めるのは見合わせるという結論に現在立っております。本年度、町内小・中学校の夏休みの現状は、希望者や特定の学年ではありますが、3日間から6日間、学校や地域の公民館で補充学習を現在行っております。来年度は、夏休みの補充学習等について各学校で計画される予定でございますので、さらに充実して取り組みをされるものと現在、思っているところでございます。そういった方向で進んでおります。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

確認しますが、来年度は見合わせるということですか。そういうことですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

そのとおりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。

次は、給食費の値上げ問題について伺います。

単純に考えれば、1週間分、この項も見合わせるということですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

給食費の値上につきましては、消費税、物価上昇、それから質や量、回数の確保の観点から、給食費値上げについても同時にアンケート調査を行なっております。

保護者の意向を確認させていただいたというところでございます。結果は、値上げについて約7割がやむを得ない、反対が約1割という結果でございました。この結果と直接結びつくものではございませんが、給食の内容、額については市会計でありますので、例年年明けの2月初旬ごろに開催されます学校給食共同調理場運営委員会の中で、次年度の給食の内容を協議しまして、給食費を含めた内容等について決定されていくものと思っているところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

この件について、私は意見を持っております。私は、西小学校出身の議員ですから、西小学校と粕屋中学校の保護者の意見を重点的に読んでみました。両学校とも給食費はどのくらい上がるのか、給食費が上がるのが厳しいとか、給食費は無料にしてほしいなどの意見も数多く寄せられています。値上げのアンケートをとること自体がもう値上げを想定しているのだから、保護者の中には、学校がするので仕方がないと思われて、給食費の値上に賛成された方も多いのではないのでしょうか。そういう意味では、給食費を値上げしないでほしいと意見を書かれた人は相当勇気のある人だと察せられます。ある意味では、それほど生活は厳しいのです。このアンケートをとるに当たって、教育委員会としてはどの程度、検討協議されたのでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

給食費値上げの件につきましては、教育委員会では結果報告になります。実際に決められるのは、学校給食運営委員会の中で、PTA会長、校長、どうするかということですね。教育委員会の立場としては、結局値上げを、近隣の中で粕屋町が一番給食費安いわけですが、値上げをしないでほしいということになりますと、給食の食材を落としたり、回数を短くしたりすることで調整がききますですね。ただカロリーとか、学校給食には決められた基準がありますので、それを確保しなければならないということで、やむを得ないということであればその辺の検討とか具体的にPTA会長、校長で議論されるものと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

事情はわかりました。今日の新聞に報道されてますように、昨日内閣府が8日発表した7月から9月期の国内総生産、GDPの季節済みの確定値を出しました。前年度に比べて0.5%減ですか、年率費で換算しますと1.9%減になっております。経済は確実に悪くなっております。企業の設備投資も0.4%減と、速報値が0.2%減ですから、これも悪くなっております。実質成長率のマイナスは、消費税が増税された分もあって、なかなか向上の見通しは立たないんじゃないかというふうに思っております。そういう時期でありますので、何か給食費を値上げしない方がいい方法というのは考えられませんかでしょうか。私は、今年の3月議会の予算の審議のときですか、給食運営費は黒字で、何か1,000万円ほど蓄えもあるような、何かそんなふうな報告があったように感じるんですが、学校給食センターの、神近さん、何かそういうことはありませんか。幾らだったですか。ちょっと名指しいたらいけないですかね。

◎議長（進藤啓一君）

わかりますか。

神近学校給食センター所長。

◎給食センター所長（神近秀敏君）

ただいまのご質問でございますが、25年度の決算額の部分につきましては、繰越額として215万7,280円でございます。給食費を値上げしない努力といたしましては、センター側といたしまして今のところは、例えば鳥肉の部位を若干もも肉から胸肉に変えたりとか、あとは野菜とかの部分でブロッコリーをインゲンとかに変えたりとか、そういうふうに子ども達に栄養価の落とさないような形で誠意努力をしてる途中でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。保護者の意見にはこういうのがあります。給食費に対する補助を拡大していただきたいという要求も書かれています。憲法では、義務教育は無償と明記されています。給食も教育の一環だというふうに給食法では何か書いてあったと思います。その本来の意味からいって、本当は無償でやっていくべきじゃないかというのが私の考えです。教育長、何かいい方法はありませんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校教育に対する教育は、義務教育は無償であるというのは、これは授業料が無

償です。ですから、子ども達を買うノートとかお稽古道具とか、そういったものは自己負担になっておりますし、学校給食法の第11条に学校給食に係る経費は市町村が負担しますけれども、食べる食材費は保護者の負担となると、学校給食法第11条に書いてありますので、その基本はやっぱり守っていきたいなと思っております。保護者の方々には大変生活は厳しいという状況ですので、教育委員会といたしましても近隣に合わせるんじゃないで、できるだけ現状に合わせて、辛抱できるところは辛抱してほしいと給食センターをお願いしていこうかなと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私は、憲法の規定が一番正確な規定だというふうに解釈しております。今日冊子、本も持ってきてたんですが、大企業の中には相当な収益を上げながら、税金は500万円とかしか納めてない、そういう大企業もあります。そういうところから税金を取ってしていけば日本の経済は変わってきます。そういう立場で考えていくと、日本の財政もそんなに捨てたもんじゃないというふうに思っております。

それでは、次の項に移ります。

文科省が10月に行った平成25年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、これについては先ほど述べましたように、10月の文科省との懇談会の冒頭に挨拶された加藤専門官が、このように言いました。調査によると、問題行動等の児童が、2010年、4万2,000人であったが、推計によると2040年には5万5,000人に増加する。2013年は、不登校の児童が5年ぶりに増加したとの警告の報告をされました。また、詳細について報告しました……というお方ですが、その人の報告では、10月30日に、不登校フリースクールに関してのフォーラム、11月24日には、省内で、文科省の中で、不登校と教育に関するフォーラムを開く等のことも発言されました。教育委員会がつかんである情報があれば簡潔に報告していただきたいと思えます。

また、粕屋町において、これは見過ごせない情報だとか、注意を喚起する課題とか、参考になるいい情報とかがあれば、詳細にお余簿なくても結構ですので、簡潔に報告していただければと思います。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

議員さんの言われる調査につきましては、これは毎年度末に文科省が実施しております。内容につきましては、国公立の小・中高等学校。特別支援学校に対しま

して、暴力行為とかいじめとか出席停止、不登校についての調査でございます。

概要としましては、重大事態、長期間の不登校であるとか、生命、身体が脅かされたりといったものが全国の私立学校で181件発生しているということでございました。また、今議員さんが言われましたようにいじめの認知件数でございます。18万5,860件で、過去最多だった平成24年度より昨年は1万1,000件減少しているものの、依然高い水準であると公表されております。さらに不登校件数につきましては、平成19年度がピークで年々減少していった件数が6年ぶりに増加に転じ、小・中合わせて12万弱の子どもが今現在不登校状態であると報告されております。

粕屋町の状況でございます。昨年度の状況は、不登校が小・中合わせて60件、それからいじめが7件で報告をしているところでございます。ここ数年、不登校、いじめの発生件数の差は大差なく推移している状況ではございますが、各小・中学校の校長先生による学校経営報告会の中で、不登校の発生件数がゼロから2名で推移していたものが、3から5名と増加傾向にあるため問題点として取り上げられた小学校が2校、今回ございました。また中学校においては、不登校の出現率が全国の出現率と比較すると1ポイント以上高い数値を示していることから、両中学校の課題として現在力を入れて取り組んでいる状況でございます。現在の状況でございます。10月末までの今年の前年比較は減少傾向を示しております。来年2月には学校経営報告会を予定しておりますので、そこで直近の状況については、また報告させていただきたいと考えているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

東中学校の研究会だったですかね、そこでも何か不登校の数が減っているということを言われましたんで、私自身は喜んでおります。先生方の検討が塾したんじゃないかというふうに考えております。今後も頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは少人数学級、35人以下学級を目指していく上での方策の問題について質問します。

35人以下の学級を目指していくことは、文科省も含めて、父母、教職員の方々、また当粕屋町の議会でも請願が受理されるなど、ほぼ意見の一致するところだと思います。小学校の1、2年生は35人以下学級の制度ですが、これはどのような法律あるいは規定でなっているのでしょうか。粕屋町はどの制度を使って実施しているのですか。そのことをちょっと簡便に報告してください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

定数は、教員定数法に基づいて35人学級になっております。詳しくは学校教育課長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

現在小学校1年生、2年生は35人学級で学級編制を行なっていますが、2年生につきましてはちょっと違いまして、各学校に配置される、配ると書きますが、加配教職員を割り当てて35人学級を実施しているところでございます。ご存じのとおり、各小・中学校の教職員は、教育の機会均等、教育水準の維持向上を図る観点から、県費負担教職員制度によりまして、福岡県が教職員を町に配置しているところでございます。学級編制は最終的には町に裁量権があるとされておりますが、費用の問題、教育水準の維持、担任を持たせる等のクラス間の公平さ、それから教室不足等を考えると、現行以上の町独自の35人学級を推進していくことはちょっと困難ではないかと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

小学校2年生の加配については、県から加配が来てるということでしたが、小学校2年生の加配ってどのような加配制度があるんですか。例えば、いじめの問題の加配とかなんとかかんとか、具体的な加配の制度というのはどういうものでしょうか。どれを利用しているんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学級数の標準学級数に応じて、各クラス担任プラス教員が、4人の教員がつけていただくことができるわけですね。それを加配教員と呼んでいます。担当は、少人数指導に当たったり、生徒指導に当たったり、校務分掌としては担当あるわけですが、それを加配と呼んでいます。18学級当たり18人じゃあ、学校の先生が風邪引いて休んだりしたときに入る先生いないでしょ。だから、そういうときに、加える、配ると書きます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

その加配の、例えば名称です、何か名称があるんですか。ない。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校によって具体的に校務分掌で少人数指導教員とか、そういう名前をつけてお
ります。

◎2番（川口 晃君）

少人数指導教員。

◎教育長（大塚 豊君）

それだけじゃないですけど。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

そういうことをどんな制度があるのかというのを聞きたい。少人数。加配の制度
の。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

具体的な数字は今記憶にありませんが、20学級を超えると教頭が2人配置すると
か、養護教諭を2人配置するとか、そういう取り決めが決まっております、18学
級以上には加配教員が1人とか、生徒指導担当教員が1人とかですね、そういうの
が細かく県の段階で決まっております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

詳細については、また報告を聞きたいと思います。大体そういう制度があるとい
うことですね。はい。

また、文科省の説明では小学校3年生では町単独で採用できるというふうに、こ
の前報告がありました。さっき八尋学校教育課長は、町単独ではなかなか難しいと
いうようなことを言われましたけど、生徒数がどんどん増えている中で教員を増や
していくのは大変だと思いますが、何かいい方策というのが考えられることはな
いでしょうか。教育長、何かいい方法はないでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

なかなか難しい問題ですし、選挙前に、生徒の名前出すのははばかれますが、ある生徒のときに、1年生が35人学級になりました。これはもう学校現場の昔からの要望でございまして、教育長会でも国のほうに上げております。文科省のほうは、年次を決めまして、今年低学年1年生を35人学級にする、来年度は3、4年を35人学級にする計画があったんですよ。ところが、財務省のほうになって予算がばっさり切られるということですね。財務省は何と言ってるかといいますと、児童はどんどん減ってるじゃないか、毎年少子化が。それに教員の定数は維持しているので、実質教員の数は増えていることになっているよと言ってるわけですね。それから、35人学級に1年生したけど、学力は上がっているのかと、そういう実証がない。なら、もとに戻せと、1年生を40人に戻せとまで財務省は言ってるわけですね。ですから、文科省はいいんですけど、私も上京したときに議員の方々にぜひお願いしたいという声をかけさせていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

私も35人以下学級を実現したいために、何か方策があればということで考えていくつもりですし、教育委員会のほうもやはり少人数学級にしていくことが教育力も高めることになりますので、努力してほしいということを最後に言いまして質問を終わります。

それでは最後に、働く人の雇用のルールについて質問します。

私は、9月議会で各課の説明を受けた際に、職員についての報告がありました。その際、非正規職員の多さに唖然としました。私たちが就職したころは、半年ぐらいの臨時雇いという制度はありましたが、正規職員が当たり前でした。非正規職員が存在することは、もともとは職員が不足しているからです。本来、同一労働、同一賃金、同一保障の原則が当たり前であって、その原則を破った安上がりの働かせ方だというふうに思います。これは重大な人権問題だと私は考えています。まず、正規職員の人数、非正規職員の人数、それについて報告を受けたいと思います。正規職員、男性、女性、非正規職員、男性、女性の人数を具体的に述べてください。町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

人事管理をしております総務部長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

川口議員の質問にお答えいたします。

1番目の正規職員及び非正規職員の員数につきましては、本年度、4月1日現在におきましては、正規職員が215名、非正規職員が241名でございます。非正規職員の内訳は、嘱託職員70名、臨時職員が171名となっております。次の男女別の非正規職員の雇用の実態についてはちょっとわかっておりませんので、また後ほど終わりましたお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

正規職員の男性と女性は、数はわかりますか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

詳しくはわかりませんが、嘱託職員、臨時職員の実態をみますと、女性のほうが多いんじゃないかと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、正確を期すために後で人数を教えてくださいと思います。

それでは、移ります。

非正規職員の雇用の形態と賃金について伺います。

非正規職員の分類した場合、どのように分類されるのでしょうか。例えば名称で呼び名、例えばパートとかアルバイトとか、何かそういう呼び名があるんじゃないでしょうかね。それとか労働時間による分類とか、そういうふうな雇用の形態、それを述べていただきたいと思うんですが。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

非正規職員の雇用の形態についてでございますが、常勤いたします職員、特定の

資格、技術を持った職員が嘱託職員、このように呼んでおります。粕屋町の嘱託職員に関する規程において採用をしておるところでございます。勤務形態につきましては、嘱託職員は一般職と同じ1日の勤務時間は7時間45分でございます。その他の職員が臨時職員に該当するわけでございますが、一般職の補助的な職員ということで、フルタイムの勤務は71名、短時間勤務者ですね、1日2時間とか3時間とか、こういうふうな職員が100名となっております。臨時職員のフルタイムの勤務時間は7時間30分というふうになっております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。議事録がありますから、後で議事録を見て正確に判断したいと思います。

続きまして、正規職員の2種類の俸給表について伺います。

私は、正規職員の一般職給料表というのをいただきましたんで持っております。高卒、短大、大卒または専門学校卒などの初任給が大体、きちっと卒業の仕方が年齢でぴしゃっと卒業できた人、それが採用されて初任給ですね。そこは何級の何号給になるんでしょうか。教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

高卒、大卒等の初任給についてのご質問でございます。

本年4月1日現在についてお答えをさせていただきますと、一般職は、高卒が1級9号俸で14万6,500円、大卒が1級25号俸で17万4,200円となっております。それから、もう一つの職種であります単純労務職……。よろしいですか、それは。

◎2番（川口 晃君）

短大卒はありますか。短大に匹敵する。それはない。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

ちょっと給与表、ここにありませんが、高卒が1級9号俸でありますので、1年に4号上がりますので、その8号上というふうな格付でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

大体わかりました。

次は、定期昇給についてお伺いします。

私は国家公務員でしたから、国家公務員は1年に1号俸ずつ昇級していきます。役場の職員は、さきの9月議会で来年1月1日に昇級する号給が1号給減らされるということが決まりましたが、残念で私はたまらないんですが、現在の昇給を教えてください。何級の何号は大体何号給上がるのかとか、そういう規定、どういったらいいですかね。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

一般職の昇級につきましては、1月1日から12月31日まで、1年間を通し、良好な成績で勤務した場合につきましては、いずれも4号上がるというふうになっております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

時間がないので、全部には行かないと思います。しかし、私はなぜこれを聞いているのかというと、私も国家公務員になって、自分の将来がなかなか見通せませんでした、入って。どういうふうな給与体系でどういうふうになっていってという将来設計がなかなか描けなかった。役場の若い人たちも、私と同様な気持ちがあるのではないかとということで察しているわけです。やはり給与というのは自分の将来を決めるものでありますので、そのことをしっかりと自分で判断していく材料として皆さんに提示することは大事だということで正確にしているわけです。

じゃあ、特別昇給とはどうなっていますか。大体、私たちの場合だと5年に1度か、6年に1度、特別昇給がありました。役場はこういう制度というのはあるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

これにつきましては、人事担当課長であります総務課長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務課長。

◎総務課長（安河内強士君）

今のところで、私手元の資料中に特別昇給の関係を持っておりません。今知識の中である中で申し上げれば、成績が特別優秀な人事評価がある場合にそういうことがある市町村はありますが、今のところ粕屋町におきましては人事評価による特別な昇給ということはいたしておりません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

わかりました。そういう制度が今のところないということですね。

さて、もう時間がそんなにないんですが、次に移ります。

次に、現業職給料表について伺います。

私は、資料として現業職の条例ですかね、これを持っておるんですが、職員の職種の問題では、自動車運転手、用務員、給食調理員、それからこれらのものに類するものというのがあります。条例持ってあります。それで、私が聞きたいのは、これらのものに類するものとは何でしょうかということですが、答えられますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

いわゆる一般職と違った単純な労務に属するものというふうに解釈しております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

例えば具体的に該当者いますか、今。働いていますか、そういう人っていうのは。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

それらの以外の者というふうなものについてはわかりませんが、単純労務職員が現在のところ学校給食センターの調理員とか、小学校の用務員でありますとか、保育所給食センターの調理員がそれに該当しております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。

学校給食センターの調理員の件なのですが、給食調理員さんは集団で採用されます。班長さんとか部門長さんとかなんかいらっしゃると思うんですが、そこには職階はあるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

単純労務職につきましては職階等はありません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

ないということですから、それでは現業職給料表はなぜ185号給まであるんでしょうか。その意味です。

◎議長（進藤啓一君）

八尋総務部長。

◎総務部長（八尋悟郎君）

現業職給与表は185号までであるというふうなご質問でしたけれども、現業職につきましては中学校卒業で採用された場合、15歳から定年の60歳まで45年間ありまして、一般職のような昇格制度がありません。同一級の中で、1年に4号給の昇級となりますので、4号掛ける45号で最低180号給は必要ということになりますので、185号給まで現在のところ規定しておるわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎2番（川口 晃君）

時間が来ましたので、質問を終わります。残りは3月議会に行いたいと思います。

以上です。

（2番 川口 晃君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

9番久我純治議員。

（9番 久我純治君 登壇）

◎9番（久我純治君）

おはようございます。

議席番号9番久我純治、通告書に従いまして質問します。

3問、質問します。

1問目、サンレイクかすやの不足する駐車場、代替駐車場はあるのか。また、新しくつくるのかについて質問します。

平成27年度中に建設予定の（仮称）こども館ができると、サンレイクの駐車場スペース約40台分がなくなるといいますが、（仮称）こども館ですが、以降こども館として話させていただきます。このこども館は、いろんな子育て支援等の町の核になる建物ということですが、利用者の年齢も0歳から18歳までということで、行政の話ですが、いろんな機能を持った建物ですから、いろんな人たちが出入りすることになります。現在は、社会全体、車社会の時代です。よく行政は公共の乗り物を利用してくださるとよく言いますが、そういうことが余り通用しない時代です。また、こども館を利用する人たちもやはり土曜日、日曜日はやはり利用者が多いはずで。我が粕屋町は、小学校校区において分かれていろんな行事もあり、小学生は親と同伴でなければ校区外には行かず、やはり車だと思います。岩田屋産業跡もなくなり、また数少なくなったサンレイクの駐車場、ドームやサンレイクのいろんなイベントも土曜日、日曜日に集中しております。現在でも駐車場が足りないのに、行政として不足分の駐車場としてどう考えているのか。また、新しくつくる代替駐車場を考えてあるのか。先日からの何度もの同じような問題ですけど、ぜひもう一回聞かせてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

駐車場の関係は、副町長が今検討をするようにということで指示しております。少なくなったというふうには、私は理解しておりません。というのは一番上に60台の駐車場つくりました。ご存じですね。ということは、去年60台増えたんですから、少なくなったということは思っておりませんが、この駐車場ができてもう30年を超えます。そういった時代に役場の駐車場もつくったということでございまして、全体的には2月から始まりますけども、税務の申告あたりについてももういっぱいです。それで、サンレイクの駐車場に限らず、役場自体の駐車場も不足する状況になっております。いろんなところの点をおろすにあたっては、副町長が今、いろんな部分で研究をしております。副町長のほうからお答えします。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今町長が申しあげましたように、去年サンレイクの上のほうに60台の駐車場をつ

くっております。それでは、今健康センターの健診等の行事とか、サンレイクの行事等で非常に不足している状況がございますので、これはこども館の建設の検討委員会の中でも非常に大きなウエートで議論をしておる最中でございます。その中で、民間の、昨日もご答弁申し上げましたけども、民間の土地をお借りできないかということも検討しまして、事実内諾ももらっている状況がございます。そういったものも恒常的に、土日に関しては使わせていただくというのも一つでございますし、今この役場、サンレイクにあります駐車場、これを立体化する方法も検討中でございます。設計額等の費用関係の算出も試みております。その他平面駐車場の増設と、多方面で検討しておる状況でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

先日からいろいろ副町長のお話も聞いておりますけども、役場の裏の福祉センターのところの駐車場は職員の人たちの駐車場で利用してあると思います。ないからしょうがないかもしれませんが、代替駐車場がないならば、これも提案として聞いてほしいのですが、まず役場前の庭園を少し小さくして駐車場をつくれば、またサンレイクの分ぐらい浮くのではないかと思います。また、駕与丁公民館の先で、道路とJRの鉄道の間にくぼ地がありますよね。あそこを埋め立ててすれば結構台数がとれるんじゃないかと前から思っていました。それから、先日副町長おっしゃったように、民間のというか、お隣に今西部ガスさんがおられますよね。個人名で出すなど言われましたんですけど、あれも大きい駐車場ちょっと利用させてもらえば、土曜、日曜日されるんじゃないかなと、そりゃまあ話してみらなわからんと思いますけどね。それと今から先、やっぱりどうしてもこども館をつくれば、車で来る人が増えると思うんですよね。だから、町長、60台つくったと言われましたけど、あの砂利道のときさえ、そのままとめていたんですよね逆に言うと、ぴしゃっと区画したもんだから台数がとめられなくなったんですよ、あれは。前は余分にとめてたんですよね、ぴしゃっとひっつけてとめよったから。だから、もう一度やっぱり駐車場のことはもうこれ以上言うたった同じことでしょうけど、とにかくいろんな方法を考えて、それかと思ったらバラ園の奥のほうにありますよね。これは民間の土地ですけど、大きな土地があいてますよね。今雑草のごと、前はカボチャやらつくってあるところ、もう知ってあると思いますけど、あそこなんか結構大きいですよ。よかったらあそこ話しても、あそこずっともう耕作してないからですね。そんなふうな行政の考えはどんなでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

貴重なご意見ありがとうございます。今、議員がおっしゃった案の中で、ほとんどの部分については、その検討材料に上がって、実は上がっております。前向きに検討して、総合的に検討して、いい駐車場ができるように部内でも話しておきたいと思えます。ありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

だけん、こども館つくるとは大変いいことなんですけども、とにかく坂道になってますからね、とにかく乳母車やいろいろな人の車で来ると、バリアフリーやら考えてあるということをお聞きしておりますけども、十分にやっぱり考えて、子ども達が来て事故に遭わんように、結局サンレイクの中で事故がありましたじゃ済まんからですね。そこを今後十分に考えて、やっぱり駐車場の確保、ちゃんと別にしてほしい。もうこれ以上言いませんけど、もう次に移ります。

2問目に移りますけど、伊賀仲原線の県道の狭くて危険な歩道の拡張工事のその後については話します。

歩道設置予定の土地の地主さんとの話もついたとのことですが、今だに工事がなく、その後の進捗状況はどんなところまで進んでいるのですか。また、いつ完成するのですかについて質問します。

思えば過去、県とも話し合った後、土地買収用のお金が県としての予算が下りましたが、2回とも地主による納税猶予という壁のためにだめになりました。県としてもよいと思われて進められていたのですが、税務署の方は法を盾にして、当時はどうしてもだめということになり、拡張工事もなくなってしまいました。行政の縦割りかもしれませんが、当時の県の人たちも、何も悪いことをするのではないのと税務署に言われたそうですが、現実はそのようではありませんでした。一昨年秋、地主さんからの電話があつて、県と町に話してほしいとのこと私の思いでしたか。昨年の秋に拡張工事が完成すると思っておりましたが、その後1軒の民家の話がありましたが、いろいろなことの工事の延長になったと思えますけど、その後の工事の着手が進んでいるのが見られません。結局はどんなになったか、今までの進捗状況または完成するのを教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

久我議員のご質問にお答えいたします。

県道伊賀仲原線の南仲通付近の歩道拡幅工事の進捗状況でございますね。これは、事業主体が福岡県でございますので、福岡県県土整備事務所が事務を行っていることでございます。計画カ所の用地交渉は、農地部についてはもう今終わっております。それで、現在宅地部の用地及び建物補償の調査のほうを行っているということです。工事については、用地交渉が終わって、農地部を本年度中に着手予定ということでございます。完成時期につきましては、施工方法や場所が狭いところでございますので、交通規制等の協議により変わりますので、現在のところいつ完成しますということはちょっと申し上げられません。それも引き続き県土整備事務所のほうと協議をしまして事業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

この狭い歩道は、長い間の地元の人の念願であったんですよ。そして、これがちょっと聞きますけど、片面側だけしか歩道が広くならないって聞いたんですけど、それをちょっとお伺いしたい。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

それは、工事の現状が狭い道路なんで、警察と協議して一方通行とか通行どめとか、そういうふうな工事の仕方しないとできないということなんで、工事のやり方ですね、その進め方によるということです。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

今私が言いよるのは、歩道が片一方しかできないような話をちらっと聞いたんですよ。それをちょっと聞いたんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

今後の問題でしょ。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

済みません。片側だけですね。そういうことになります。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

これはせつかく県の事業ですから、できたら1メートルほどでも結構なんですよ。やっぱり原町駅のほうから来ると右側ですよ、狭いのが。左側もつくらんと、あそこだけつくっても結局、左側の住宅の人なんか全部があそこへ行くんですよ。私も毎朝立っとなんですけど、左側を通らんで、右側行く人も多いんですよ。だから、やっぱ県に一応要望して、何とかならんとですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（因 光臣君）

今議員さんが申されております件につきまして、今既存の歩道関係が1メートルほどの狭いところがございます。それを今回の計画におきましては2メートル20ほどの計画として拡幅すると。もう片方につきましては、路肩部の確保等をしまして1メートル20ほどの路肩を確保するというごこととお伺いいたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

それで安心しましたけど、とにかくあそこ今狭いんですよ。もう知ってあるとおり、雨のときなんか子どもが傘さして通ると、車が来ると危ないんですよ。そして、風が強いともう見ちゃおれんとですたいね、あそこでいつも。だから、一日も早く、やっぱ県のほうに、いつできるかわからんってさっきおっしゃいましたけど、要望して、まず歩道を広げて、民家のほうとは別としてもらってでも、できるところから今からやったら、工事はやってるやないですか。できるところから。ぜひひとりあえず歩道でも早く広げてもらって、民家の話はその次にしてもらおうような要望してもらって、道の歩道を広げてもらうように努力してもらってください。これ要望です。

3番目に移ります。

酒殿駅裏のごみ収集について。酒殿駅裏の住民のごみ回収ができないため、収集車が入るようにしますという答えでしたが、その後の進捗状況についてお尋ねします。

今、酒殿駅のところはきれいです。あのぼうぼうとして立ちはだかっていた草も

刈られて、年に1度しか刈り取りませんが、いつも今の様子では犯罪も起こりにくいと思います。いつもの酒殿駅周辺は、夜は薄暗く草ぼうぼうで、いつも犯罪の温床となっておると思います。駅にも入りにくく、道が狭く、以前からごみ収集車が入れずに困っておりましたが、以前の一般質問のときに、ごみ収集車が入るようにしますとの返事でしたが、地元の人たちに言われたのですが、いつできるのですかということです。前の一般質問のときは、地元からの問い合わせがないと、また地元の意見が大切だと言われました。一般の人たちで行政の人や区長さんたちにいるいろと話せるのは一部の人たちです。大体の人たちはあきらめているのところですよ。行政側から見るとたわいないことのようにございますが、一般住民の人たちにとっては、やはり大事なことも多いのです。行政と一般町民との壁は高いのです。壁をなくして、住民と行政と二人三脚でまちづくりしなければならないと思います。我が町は、福岡市の完全なベッドタウンになっております。町なかの商店街も地の利がよいばかりに衰退して、どんどん小売店はなくなっています。博多駅から約10分で、博多駅まで行くと何でもあります。フォーラムの駐車場は、久山や須恵、志免町等の町外の人たちのよき駐車場です。3時間は無料ですから、私の知人たちもよく利用しております。地元から言ってこないからといって何もしない。これが現状ではないでしょうか。特に、道路のインフラは大事だと思います。現代の車社会の中、酒殿駅周辺のように道路が狭いと何もできません。今後とも地元からの要望がなされない以上は何もしないということではなく、これもまた、ごみ収集車の車の入れるようになるのはいつごろでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

ご指摘のほうの床版工については改修するに当たり、現状が水道管とかNTTの支線柱がございます。その移設が来年の1月末ぐらいにしか移設ができませんもんで、工事が遅れている状況でございます。

それから、今言われました地元からの要望がないから工事をしないと、そういうことじゃございません。私が申しましたのは、あくまでも地元要望の、区長さんからの要望が大事ですよと、そういうことです。地元が要望がないから工事をしないということではございませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

それと今工事すると言いよるのはガードのところと思うんですね。多分。鋭角

に曲がるどころ。逆に言うと、私その工事費使うんやったら、用地買収で駅から直線の大きい道をちょっと四つ角からのあれを広げたほうがよっぽどお金がかからんんじゃないかなと思うけど、どんなふうですかね。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

その件に関しては、前回のときもお答えしましたけど、地元の用地関係、地権者の問題があるんですよ。うちのほうがそういうことをするにしても、やはり承諾がないと、地元地権者の承諾がないとできませんので、そういうところを地元区長さんと協議して話していきたいというふうなことです。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

そしたら、それは鋭角のところ田んぼでしょうが。あれはそのままできるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

だから、その場所は用地にかからないように広げるということです。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

私、あそこ見る限りは4トン車が曲がるようなカーブがとれるように思えないんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員、部分的な工事の技術的な問題でございますから、後から十分話されたらどうでしょうかね。その以上のこと何かあれば。

久我議員。

◎9番（久我純治君）

とにかく道路はインフラが一番大事と思うですから、粕屋町結構道が狭いんですよ。だから、とにかく道を広げることも考えてほしいし、今後マスタープランの中においても、用地買収とかいろいろそりゃ確かにあると思うんですよ。だけど、今後のまちづくりを考えると、まず道を広げんと、今の粕屋町は狭いところばかりやないですか。そんなことも考えてもらって、ぜひ今後のマスタープランに役立

てほしいと思うんですが。

◎議長（進藤啓一君）

吉武都市政策部長。

◎都市政策部長（吉武信一君）

道路拡幅については、うちのほうも全然考えてないっちゃうことじゃないんですよ。やはりそれに用地がやっぱり伴いますんで、歩道を広げるにも道路広げるにも、やはり地権者とのお話とか、用地を拡幅しといて工事をするというふうになりますんで、そういうことをこれからも考えていきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎9番（久我純治君）

わかりました。私の要望は、いつも何か身勝手なように思われますけども、とにかく私も人一倍粕屋町のことを思っておりますので、ぜひそのまちづくりに関しては十分先のことを見越して、ぜひマスタープランでも何でも計画立ててほしい、思いつきでやらないでほしいと私は思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（9番 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時05分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

12番山脇秀隆議員。

（12番 山脇秀隆君 登壇）

◎12番（山脇秀隆君）

12番山脇秀隆でございます。早速通告書に従い、質問をいたします。

昨日、今日と（仮称）こども館建設の課題について質問がっております。所管の委員会の審議内容ということもあり、他の委員会には余りその情報が来ていないのが現状でありますので、そうした観点から質問をいたしますので、聞いた質問もダブるような質問も出てこようかと思っておりますので、ご理解をしていただき、ご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、早速質問をいたします。

因町長は、粕屋町の子育て環境の現状に触れ、（仮称）こども館整備の構想を立

てられました。その現状とは、1つには、就学前の児童の約5割が保育所や幼稚園に通っておらず、何らかの子育て支援が必要であること。2つには、核家族化に伴い、子育てにかかわる親の孤立化が進み、不安感、負担感が増大していること。3つには、現状の子育て支援事業の拠点となる施設が不足していること。そして、室内型の遊び場、親子で集う交流の場が欲しいという子育て世代からの要望があったことであります。そうした現状を踏まえ、こども館構想を立て、基本設計業者や建設場所の選定が行われ、結果的に、サンレイクかすやの敷地駐車場内に建設場所を決められました。また、庁舎内部の検討会議や外部検討会議を経て、最終的に延べ床面積1,500平米の2階建ての建築物を建てることをプロポーザル方式で設計業者を決めたということでもあります。

こうしてみると、こども館建設には十分な根拠と目的を持って進められていると感じられます。しかし、所管の委員会での審議では、こども館の建設が問題にされているように感じられます。町長の構想でもある、こども館建設の是非が所管の委員会で問われていることをどのように思われるのか、まず聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

9月に、こども館建設にあたっての設計の増額の補正をいたしました。9月の段階で厚生委員会でもいろんなご意見があったと思います。が、最終的に補正に対する予算の反対は1人です。ということは、私は大部分の方に、99%のかたにご賛同いただいたということだと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

議員ほとんどの方が、このこども館建設に対しては賛成ということだろうと思います。先日行われました議会報告会の中で、こども館の建設の中の話が出たと思うんですけど、その中で所管の委員会の委員長が、委員会としては審議が足りないというようなことで、説明も足りないということで、今回のこども館の是非については委員会同意のもとで、要するに反対じゃないけれども疑義があるというような言い方をしております。この件について、町長は1人しか反対されなかったということで、ほとんどの議員は、こども館建設にはもう承諾を得てるんだという認識に立っているというふうなお考えを今示されました。私は所管の委員会ではないので、

その辺の審議の内容等は全くわかりませんが、漏れ聞こえるところによると、老朽化している施設があるので、そちらのほうを優先的にやるべきではないか。こども館建設には賛成だけれども、時期をずらしてやるべきではないかというようなことだろうというふうに思います。しかしながら、町長は来年こども館を建設して、早くにその建設の根拠となったものを踏まえて、早急に子育て支援を充実させていきたいというような思いであろうかというふうに感じました。ということで、こども館建設と老朽化対策は別の問題だろうというふうに私も考えておりますので、しかしながらそういった意見がある以上は、やっぱ同時並行的に進めていかなければいけない問題でもあろうかというふうに思います。

続きまして、建設場所の決定の経緯についてであります。

建設場所については、私有地を含め幾つかの町有地を検討されたと聞いておりますが、サンレイクかすやの敷地に最終的に決められた、その経緯を聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

建設場所の決定については、副町長のほうからお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

建設場所ということですが、私を筆頭としまして、内部の部長、課長等で構成します粕屋町こども館建設準備内部検討会議で、まず検討いたしました。回数にして約4回。その会議の中で、多数の候補地が上がりましたが、面積、そして利便性、そしてまた建築がそこに可能かどうかの法的な問題も含めて可能かどうかということ、さまざまな切り口から検討しまして、今、ご提案しておりますサンレイクかすやの駐車場に決定したところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

昨日からの質問を聞いてる中で、駐車場の問題っていうのがクローズアップされてるんですよ。今の副町長の答弁だと、駐車場の問題がなかったようなふうを感じ取られるんですが、その内部検討会議の中でこの駐車場の問題というのは出てなかったんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほどの議員の方にも、ご質問の中にありましたので答えましたが、この検討会議の中で、当然駐車場が利用者の方の利便性という観点から、これは議論の対象にももちろん上がりました。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

交通のアクセスや建設面積、駐車スペースなどが上げられましたよということだというふう感じております。中でも駐車スペースの問題は多分、大きい問題だろうというふうに受けとめております。

今回のこども館の構想では、対象をゼロ歳から18歳と幅広く設定していますが、この施設のキャパ、許容人数はどれぐらいと想定してますか。それによる駐車場設置台数をどのように考えているか、教えてください。

利用者が利用される曜日によって若干違いはございますけれども、台数にしてやはり40台ぐらいは必ず確保する必要があるだろうと思われまます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ということは、施設に来られる方は、例えば就学前児童40人というふうな想定ですか。要するに施設のキャパによって、来る人たちっていうのがわかってくると思うんですね。一時期、例えば何かのイベントを開いたときには多くの方が来られると思うんですけど、その許容人数って、サンレイクでもそうですけど、許容人数ってあると思うんですよ。施設のですね。その施設の許容人数というのは幾らとして想定してるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

今回のこども館につきましては、利用形態が子育て支援、これはゼロ歳から未収園児の子どもさんたちの集う場所、それはやはり通常はやっぱり20人ぐらいじゃないかろうかと思えます。曜日によって、やはり40人ぐらいは来られるだろうと思えます。その他、教育相談室とか、小学生、中学生が来ますけども、これはもう車じゃないだろうとは思えます。したがって、先ほど言いましたように、車の台数でいうと、やはり40台は想定すべきという意見が主流でございました。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

そうすると、この1,500平米で建物が建つわけですね。そのほかに40台が要るとい話ですよ。この1,500米で削られる自動車台数って何台ですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

40台程度でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

そうすると、80台の、このこども館がサンレイクの敷地内に来ることによって80台の車の駐車スペースが新たに増えるという想定でいいですよ。いいですよ。ということは80台不足するということですね。ただ、先ほど答弁の中で、町長はその裏手の、サンレイクかすやの裏手のほうに60台の駐車場施設をつくりましたということなんで、差し引くと20台不足しているというお話になるかと思いません。ただでさえ少ない駐車場スペースが、そういった形で減るといのは確実な情勢といのはここでわかるというふうに思います。サンレイクかすやの駐車場を削っての建設は、今後のサンレイクかすやの運営上の駐車場不足の懸念があると思います。イベントをすれば当然、あの駐車スペース、町長がつくったという駐車スペースは会場になりますので、駐車ができないというような状況になりますので、新たに100台ぐらいのやっぱりスペースが不足してくる。大きなイベントのときには100台ぐらスペースが不足してくるというふうに思います。所管の委員会としては、この問題はサンレイクかすやといのは、もともと総務常任会所管だといふうに私は感じておりますので、駐車場の不足ということに関しましては、これは総務常任委員会の所管の問題だといふうに考えております。児童館、今回2つの機能を持つということで、子育て支援センターと児童館の機能を持たせるといふうに言われました。児童館といのは、学校教育課所管だといふうに感じておりますし、所管の委員会は私は総務常任会でないかなといふうに思っています。そうした中でこの運営、また施設のあり方というものをどういふうに総務常任委員会なしに進めようとしているのかをちょっと聞きたいです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

児童館でもあるし、今山脇議員がおっしゃったような総合的な施設になるし、駐車場の関係は、特にサンレイクの駐車場を潰すということになりますから、これも言わずもがなに総務委員会ということになるかと思えます。どこの常任委員会に決めるということは、これ議会のほうでお決めいただいたほうが適當ではないかと思えます。できるだけ全体におろした中で執行部のほうとしては、皆さんにしっかりしたご理解を持っていただいきたいというふうに思えますので、議会あるたびに全員協議会あたりで執行部としては、進捗状況あたりについては流していこうと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

議会の問題かもしれませんが、この件につきましては、かねてより総務常任委員会もかかわることが必要ではないかというふうな声かけをしておりました。しかしながら、所管の委員会が、どうしても厚生常任委員会ということで私たちにはこども館建設が見えないまま進んでいるという印象を持ってるんですね。だから、いろんな問題がここに発生しているというふうにも感じますし、それだったら何で全体でやっぱり審議するような形に持っていかないのかというのは、かねてからそういうふうに思っておりましたのでそこそこは考えていきたい。

この間、このこども館については所管の管理、要するに管理する側ですね、ほどこかと聞くと子ども未来課と聞かれましたんで、そうなるそれぞれの所管の委員会が違うので、このサンレイクは総務常任委員会、こども館は子ども未来課という流れになると非常に、この運営上の問題が出てくると思うんですね。その辺のこの連携というんですか、その辺を知る上で、このこども館の会館期間、休日日ってというのはどういうふうに設定してありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私が思うのは、土曜日、日曜日はもちろん、これ日曜日に開館するというのは幼稚園、保育園に行っている子ども達も使われるということです。それから月曜日も開館したい。これ月曜日は、サンデーがお休みになりますから、子ども達が安心して月曜日は遊べるということにもつながります。それで、休日の関係は別途水曜日とか、火曜日とか、そういった日を今検討委員会のほうで、いつが適当かというのを決めていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

サンレイクの休館日と合わせていくということは可能だと思いますし、その大きなイベント、町の行事であるというのはもう一年前からわかってるので、その辺の調整というのはきくと思うんですよ。ただ、サンレイクかすやというのは貸し館制度をとってるんですね。そうすると、企業が当然借りてる場合もございます。で、大きな企業が、そこで全館貸し切りにして事業を行ったりすることもできます。やってるんですね、現実問題。こういった状況の中で、このこども館との開いてる最中とその企業が開いてる最中との行事の調整っていうのは多分難しいと思うんですよ。難しいと思います。そういった中で、当然こども館、企業が会館を貸し切ってやってるときにこども館も開いてて、当然行事も重なって、いろんなそこで、他の議員さんも言われましたけど、交通量が多くなることによって、そういった事故やけが人が増えてくる問題もありますよね。その中で、歩道を拡幅したり、そういったアクセス道路をつくりますというような答弁もされました。でも、それは当然道を削っての話ですから、当然そこにもまた駐車スペースが狭くなるというようなこともやっぱりあるわけですね。だから、そういったことは少し考えただけでもそういう問題がいろいろ出てくると思います。この駐車スペースの問題もこども館建設内外による検討会議の中で、そういった問題も含めてやられたと思いますけども、駐車スペース以外にもいろんな課題というのが出てこようかと思しますので、その審議会のこの審議の内容、ちょっと箱田副町長、出られてると思うんで、4回やられたということだったんで、その辺の審議の内容と課題、課題と審議の内容ですね、に対する課題、駐車スペースの問題もあると思いますけど含めて、審議内容をちょっと教えていただきたいなと思います。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

お答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、4回程度、内部検討会議でも行っております。まず、その最初のほうは粕屋町の子育ての現状、もうこれは今まで再三申し上げておりますが、この必要性について内部でも論議をしております。その上で、その建設場所をどこにするかということも当然協議しております。その関連で、駐車場、そして財源についても協議し、いい方策がなかろうかということで、みんな所管の枠を取り払った格好で自由な発想で討議を行ってます。あと、建てたときの子育て支

援センターと児童館の機能、それのとり合いをどうするかという、具体的に言いますと、どういった中身にするかということなんですけども、それにつきましては各課からの提案を受けまして、その内部検討会議でも議論をしております。また、その提案を受けました内容につきまして、その検討会議で各課を呼んで、ヒアリングを行っております。その中で、具体的な意見交換等も行って、各課のさまざまな思い、それを何とか具現化しようということで、このこども館の内容を決定するにあたって参考にしております。そして最後のほうは、今後のスケジュールということで、プロポーザルのやり方で、こうやるかと。いつぐらいのことでやっていくかと。これは当然補助金の関係とか、財源的な手当もございますので、その辺につきましてもこの内部検討会議で議論をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ハード面、ソフト面含めて検討されているというふうに思います。今回資料つけていただきましたね。粕屋町（仮称）こども館建設基本構想という名目で、平成26年10月ということで、基本理念から基本方針、館の内容等ですね、出して見させていただきました。この基本理念に、「子育て世代がいきいき暮らせるやさしい地域づくり」「子どもとともに育つまち・粕屋」「豊かな心の子どもが育つまち」を基本とするというふうにならうんですね。非常にこれが基本理念にしては非常にわかりづらいというふうに感じておりますので、今後そのこども館設置条例というのを多分つくられて、その中で基本理念としてつづられるらうというふうに思いますが、この基本理念について、私はこの意識検討会議の中では、これをもとに話し合いが行われていると思うんですね。だから、この基本理念についてどういった審議がなされたのかな、このわかりづらい文章でいいのかなというふうにちょっと思っているんですね。通常はワンセンテンスぐらいで、わかりやすくなっていると思うんですね、基本理念というのは。どういったことでこの館を建てるようなことが具体的にワンセンテンスぐらいで、ほかのところを見るとつくられています。ところが、うちの町はいろんな条例とか、ほかから持ってきた基本構想とかそれとか持ってきた文言をただつけ足してただけなので、この辺が今後どうなっていくのかちょっとわかれば教えていただきたい。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

ご指摘の基本理念ですが、これは基本構想として、プロポーザルの審査の募集をするに当たって、これを出しております。今後住民の方々にこども館の建設についてのご理解を求めたり、あるいは粕屋町のまちづくりの基本である子育てについてのPRといたしまして、そのご理解を求めるためには、やはり議員ご指摘のこの基本理念ではわかりづらい部分が本当にあると思います。もうちょっと誰もがわかるようなスローガン、それでもって今後の住民にお示しする、こういうこども館をつくれますよ、そして今進捗はこういうことですよというようなことの中にそれをうたっていきたいと思っております。

ただその下の基本方針ということで、これは基本理念から一挙に具体的な内容にはなっておりますけれども、内容は7項目上げておりますけれども、こういったものをつくるという基本方針を上げております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

ワンセンテンスぐらいでわかりやすい基本方針をつくっていただきたいというのは、要望ですね。

それと、今、基本方針のことが出てきましたんで、具体的っていうふうに言われました。これをもとにプロポーザルしましたというようなお話でしたね。この7つに今分けてあるこの基本方針の中で、ゼロ歳から18歳を対象にしていることから、就学前と18歳未満の児童が集える施設の機能ということで、子育て支援センターと児童館の機能をあわせ持つ館としておりますということですね。その中で、この児童館の機能として、18歳未満の児童に健全な遊びを与えてというふうにあるんですね。この健全な遊びとはどういったことを指すのか、ちょっとイメージできないんで、まずそれを教えていただきたいということと、また住民の意見を取り入れた建設ということで、周りの環境に調和を図る景観形成にも配慮した施設というふうにあります。サンレイクかすや見ていただくとわかるんですけど、鉄筋コンクリートづくり、タイル張りの四角い形のサンレイクと調和する木造2階建てで、木のぬくもりを感じるこども館というのに、どこに調和があるのかなというふうな、そのイメージがちょっとわからないので、プロポーザル業者が多分、館のイメージを出した図面があるのか、正面図というか、サンレイク含めたそういう全体像があるのかなと思いますので、もしそういうのが出されたのであれば、その検討委員会の中での反応というか意見を教えてほしいということと、あとまた機能性、効率性、経済性のバランスのとれた施設として、フレキシブルなスペースの活用というふうにあるんですね。このフレキシブルなスペースの活用とは具体的にどういったその

館というか部屋というか、そういうことを想定されているのかというのを、ちょっと以上3点についてこれも教えてもらっていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

まず最初に、18歳未満の児童に健全な遊びを与える、これは児童館の機能の一つの柱なんですけど、やはり子ども達は学習とスポーツと、これは2本立てでございませう。学習につきましては、家で学習できない子が例えば図書館に行ったりとかするんですけども、やはり図書館じゃ、シーンとしたような状況の中で勉強すると友達同士の語らいもできないような状況がございませう。そういった子ども達をこの児童館の中に来てもらって、話しながら、仲間づくりをしながら学習をし合えるような場所、それを1つは考えております。それとともにスポーツを通して友達づくりをするということで、例えば卓球が気軽にできるような軽スポーツの会場、そういったスポーツを中心とした会場を考えております。

それと、(4)番になりますけども、景観形成に配慮した施設、議員ご指摘のとおり、サンレイクかすやが白い建物で四角の形状をしております。木造とはいえ今回のこども館はやはりそのイメージを崩すようなことでは、同じ敷地内ですのでそれはだめだろうということで、各種プロポーザル出ましたけども、多くの設計業者の方はそのサンレイクのイメージを大切に提案をさせていただいております。その鳥瞰図とかパースにつきましてはまた、議員各位にはお示ししながらご説明したいと思っております。

最後にフレキシブルなスペース活用、これはさまざまな機能の中で一つ大きな部分は、未就園児童、これはゼロ歳から3歳、4歳まであるんですけども、やはり同じ場で同時に混在する形ではなかなか子どもの面倒を見たりとか、あるいは手遊びをしたりとかというのはできません。したがって、大きなスペースの中で区分けをできるような、フレキシブルにその部屋を使えるような機能を持ったような提案を受けるためにこの4番目の項目を入れております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

このような質問は、前もってやっぱり各委員会にさせていただいたら、私たちも不安なくこども館建設に向けてみんなで一丸となって進んでいけることができたのかなというふうに思ってます。あえて質問をさせていただきました。

実施予定のそれぞれの機能を示す各部屋の紹介がこの中にも明記されていますが、画一的な部屋の設定になっていて、どうも新鮮で斬新的なものがちょっとないようなイメージがあるんですね。粕屋町のこども館が、他町とここが違うよというような部分って、どっかあるんですかね。どういったものを特色として、ちょっとしているのか聞いていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

6 ページになりますが、9 番の実施予定の主な機能、その中の特に一番上にあります事務所、ファミリー・サポート・センター事務局とこれありますが、通常こういった事務局は本当に事務所のスペースで、隔離されたといいますか、一隅にまとめて置かれるのが普通と思うんですが、今回のこのこども館の中には子育て支援のルームと隣接した形で、気軽に相談できるようなもう一体化したコーナーを設けた形で、その事務局もつくる予定にしております。そして、2 番目の子育て支援ルームですが、これはさまざまな子どもさんがおられて、保護者のニーズも多種多様でございます。先ほど言いましたように、フレキシブルに扱えるような、例えば絵本コーナーは隅にある、その横には自由にランチが食べれるようなコーナーということで、大きな区画の中で有効にいろんな区割りをしながらやっていくというのが、多分ほかの施設にはないような形だろうかと思います。ちょっと詳細につきましては、今から設計業者と詰める、これは私どもだけではなくて利用される立場の子育て応援団とか、さまざまなボランティアの方々の意見を取り入れながら今から醸成していく予定にしています。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

特色が少しはありますよということでありました。また、今後そういった外部の検討会議において、その辺も含めてやっていくというふうにありましたけども、総務常任委員会で、杉並のゆう杉並って子供支援センターですかね、あっちに視察に行かせてもらいました。その中で、館の機能としてすごく斬新的で、どうして斬新的かということ、子どもの意見を取り入れてるんですね。子どもの意見を取り入れて、運営から施設の形態からですね、そういうふうにつくっているというふうにお聞きしておりますので、大人ばかりの目線じゃなくて子ども目線の、どうせつくるならですよ、どうせつくるんだったら、子ども目線の意見も取り入れたこども館をつくったほうがいいんじゃないか。せっかくゼロ歳から18歳というふうにしてお

りますので、十分子ども達にもそういった意見を述べるものを持ってると思うんですね。だから、その辺も含めて、今後の建設や運営に生かしていただきたいと思いますので、そこはお願いしたいというふうに思います。

続きまして、立派なこども館はできたが、駐車場がないでは話になりません。こども館に至る専用の歩道や通路の確保をするというふうに答弁されました。建設場所のほかにも駐車場が多く削られます。また、今日もとまっています、昨日もとまっていますけど、バスの駐車場のところなんですね、建設場所は。このバスの駐車場をまたどこかに持っていかなきゃいけないということもあるように思います。また、他の議員さんからも何度も、私で4回目と思いますが、駐車場の質問が出ておりました。再度また質問したいと思います。

議会報告会の中でも、このこども館の駐車場の件について質問もありましたので、このこども館建設により削減される駐車スペースをどのように穴埋めしようとしているのか、その対策をもう一回、何回も聞いてますけど、もう一回お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

箱田副町長。

◎副町長（箱田 彰君）

先ほどまでの質問の中にもありましたが、駐車場につきましてはさまざまな方法があるかと思います。例えば、形でいうと平面を広く、例えば用地を買ったり借りたりして平面を多くすると。それと、お金投資するわけですが、立体化するというやり方、これはのスペースを非常に利用したやり方なんですけど、その際建設とともに、こども館の建設中のこともあるんですが、やはり長期間にわたって、いずれにせよ建設するに当たっては使用できないスペースが出てくるわけです。それを何とか、短期間ではあるかと思いますが、それを何とかそのほかに補完するような、代替えとしてできるような部分がなかろうかということで、民間の駐車場をその工事期間は借りるということをお願いしまして、何とかできないかということで承諾を得ております。これはもうはっきり申し上げまして、西部ガスエネルギーでございます。土日、祭日につきましては、社員の方がとめていらっしゃるもので、これはお話ししましたところ、西部ガスのほうももう本当に好意的に、これはもういいですよ、地域貢献しましょうということでお貸しできるようになりました。そのスペースは、最大60台ぐらいは確保できるような格好になると思います。ただ、今後建設が終わった後、ずっと借りれるかというのはまた今後の問題として、また後日、お願いに行ったりする必要があるかと思います。その他、民間の平面的な駐車場も検討をしております。また、立体的な駐車場につきましても、先

ほど申しあげましたように、経費的なもの、建築費用について検討している最中
でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

具体的にお名前が出てきました。西部ガスさんということですね。借りたいとい
うことで、いいですよというふうな善意のお言葉であろうというふうに受けとめて
ます。善意で貸していただけるならばいいんですが、善意は善意で返すというよう
な言葉もございますので、多分、今西部ガスさん、ガス祭りというのをやってらっ
しゃって、この間もガス祭りでサンレイクかすやを使われて、駐車場も相当込んで
ておりました。ちょっと私訪問させていただいて、ちょっと別件で打ち合わせがあ
ったものですから、今日館がいっぱいあいとるなど、部屋があいてるなどと思って、
ちょっと貸してくださいと言ったんですね。そしたら、いや今日は全館貸し切りで
すということで、えっどうしてですかと、使っていないじゃないですか、使ってもい
いんじゃないですかというと、館の館長さんが、運営会社のほうですね、館長さん
いませんでしたから。運営会社の方が、実は部屋を借りた方が以前、借りてて駐車
場でちょっともめごとがあつてご迷惑がかかったということで、もう全館貸し切り
にしてるんですと。要するに使えるようにしてるんですというお話だったです
ね。貸し館形態とってるんで、当然貸し切りというのは当然あるかと思えます
が、この件ですね、要はこの件について感じることで何かございませんか、町
長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

西部ガスの会議室とかそういうの……。

◎12番（山脇秀隆君）

そういう問題じゃなくて、企業が、企業が全館を貸し切って、部屋を全部貸し切
ってるってことなんですよ。しかし、使っていないということなんです。使ってな
いってことなんですよ、館を。あいてるにもかかわらず。その理由は駐車場なん
ですよ。駐車場の問題なんです。この件について、町長はどう思われるかな。感想
を聞きたいんです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

西部ガスも出ましたから、企業名言いますけども、私が工事期間中の駐車スペースとして土曜、日曜、企業が使われない日にちを貸していただきたいということでお話に行きました。それで、快く返事いただきましたけども、今の話は……。

◎ 12番（山脇秀隆君）

いいです、いいです、もう。

◎議長（進藤啓一君）

いいそうですから。

山脇議員。

◎ 12番（山脇秀隆君）

ちょっとわからないようでしたら、いいです。私が答えます。本来、生涯学習センターっていうのは町民のためにつくられた館だと思うんですよ。文化的とか教育的学びの場として建設されたと思うんですね。企業に貸す場合は、利益を当然得る集団ですから、その目的のために使うわけですからね、この目的とは違うわけです、本来の目的とは。だから、あくまでも企業に貸す場合は館があいてるのを条件に企業に貸すべきだというふうに考えるわけですね。だから、ここを見たときに本末転倒じゃないかと。要は、館を使わせてたらいいいんですよ。別にその会場を使ってやるんだったらその会場でいいと思うんです。だけん、駐車場の問題とかそういうのは別にして、やっぱりその日にやりたい、部屋を借りたいっていう人は幾らでもいるんです。今、館のあそこの運営は半年前からもうとれないんですよ。今回議会報告会でも、日曜日にしたいと思って館を押さえようと思ったら、もうないんですね。ないんですよ。5月にある事業ですよ。ないんですよ。どこが押さえてるかといったら、仏壇屋さんなんですよ。仏壇屋さん、もう既に押さえてるんですよ。だから、当然もうやりたいときにやれない。その日程に合わない。要するに、多分こういうことは往々にしてあろうと思うんですよ。文化的事業で使いたいけど、館が埋まってるって。どこのかっていったら、企業が入ってる。これじゃあ、ちょっとやっぱり館の、生涯学習センターとしてのあれがちょっとできてないんじゃないかなというふうに感じましたんで、それはいかんなど。企業優先ではやっぱりいかなのかな、その辺も考えて駐車場を貸してくれるから当然優遇しますよ、わかるんです。いいですよと。こちらも快く貸しましょうというのはわかるんですけど、やっぱりその辺の観点はやっぱりずらしたらいかないと思うんですよ。やっぱりそれを優先して、あいているときがあればどうぞ使ってくださいっていう流れにやっぱりしていかなきゃいけないのかなというふうに、サンレイクかすやの運営上の問題ですけどもそういうふうに、今回のこども館の建設にあつての流れの中でそういうふうに感じさせていただきました。

最後には、ちょっと提案になるんですけども、私も3人目に多分この提案なると思うんです。田川議員、久我議員、そして今回私が言いますけども、お金をかけないである程度できる駐車場って近辺に何があるのかなって見渡したら、役場前に小さなミニ庭園がありますね。銅像が建ってる場所ですね。ちょうど役場から駐車場側へ臨んだら、左側が駐車場あるんで、大体70台ぐらい、こっちにもできれば70台ぐらいできるかなという感覚で見えています。今日も庭園の剪定をやっておりました。当然お金はかかるとは思いますね。そういった剪定のことも考えると、あそこ駐車場にして、銅像はもうちょっと真ん中でも見やすいところに持ってくればいい話なんで、あそこをやっぱり駐車場にすれば、そういう庭園管理の費用も削減できて、そういった駐車場施設整備にもお金が回収できるんじゃないかなというふうに思いますので、お金をかけないでやろうとすると、そういうところなのかなというふうに自分では感じてたんで、この件につきまして、3人目の提案になりますんで、この辺含めて町長の見解を聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

いろんなご提案をたくさんの方からいただいております。やっぱり庁舎の庭園というのは、ある程度、町の品格をつくります。そういった部分もございまして、どうしてもあそこしかないということになりましたときには、最低限その庁舎と粕屋町の、やっぱり粕屋町は違うなというアプローチの損なわないようなところで、やるとすればいろんな先輩の議員さん方、それから先輩の町長さんの方、やっぱりご理解をいただかんと、ありやもう、因町長になってからむちゃくちゃしよるばいというようなことにも思われかねませんので、十分そこら辺も含めていろんな場所の検討をさせていただきます。どうもありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎12番（山脇秀隆君）

そういうしがらみにとらわれず、因町長らしくやっていただきたいなというふうに思っています。何らかの駐車場対策は必要というふうに考えております。一時的な対処ではなく、永続的な使用可能な駐車場が求められておりますので、今回の提案も含めあらゆる方策を考えていただきたいというふうに思っています。

こども館建設には大賛成であります。さまざまな課題には対応していただきながら、事を進めていただきたいというふうに思っております。町民の皆様から、待ちに待ったこども館ができたという声と賛嘆の声が聞かれるような建物であることを望んで一

般質問を終わります。ありがとうございました。

(12番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

皆さんに問いかけをさせていただきたいと思います。

残るはあと一名であります。傍聴の方もおられます。今、12時前でございますが、続けてさせてもらって結構ですか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

では、そのようにさせていただきます。

いやいや、傍聴の人も一遍帰ってこらっしゃあとと思いますが、どうですか。来らっしゃるのも大変だと思いますが、休憩して続けますか。トイレの関係もあるんでしょう。じゃあ、トイレの関係もあるようでございますから、12時再開させていただきたいと思います。

(録音なし)

それで今閉じとるわけですよ。それじゃなくてもいいですよちゅうことなら、あれとりますよ。

◎議長（進藤啓一君）

だから、意見言って、今聞いているんですよ。

◎13番（八尋源治君）

意見があった。

◎議長（進藤啓一君）

休み時間に。

◎13番（八尋源治君）

皆さんに聞かれたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

皆さん聞いてません。皆さんには、今聞いてます。ですから、じゃあ午前中はこれでいたしましょう。はい。

今から10分ばかり休憩とって続けてもいいと思われる方、どうでしょうか。

◎11番（本田芳枝君）

構わないです。

◎議長（進藤啓一君）

ああ、そうですか。本人さんもそうおっしゃってますので、10分間の休憩といたします。

◎13番（八尋源治君）

2人や。

◎議長（進藤啓一君）

あつ。

◎13番（八尋源治君）

続けるの2人やったですよ。

◎議長（進藤啓一君）

ですから、はっきりしてください。

◎議長（進藤啓一君）

ですから、休憩を12時5分までいたします。続けていたします。

どうぞ。

◎10番（因 辰美君）

続けるしか言うたらんから、昼休みをとるかどうか。

◎議長（進藤啓一君）

ああ、そうですか。はい。

では、昼休み時間をとって、その後に再開したがいいと思われる方は手を挙げて
ください。

（賛成者挙手）

◎議長（進藤啓一君）

わかりました。じゃあ、今からトイレ休憩とって再開するということでの賛成の
方は手を挙げてください。

（賛成者挙手）

◎議長（進藤啓一君）

そっちのほうが多いようでございますから、そうさせていただきます。

休憩を10分とらせていただきまして、12時5分からの再開といたします。よろし
くお願いします。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後0時05分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

本田芳枝議員。

（11番 本田芳枝君 登壇）

◎13番（八尋源治君）

済みません、ちょっと。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎ 13 番（八尋源治君）

あなたは、昼休みとりますか、どうしますかと言いましたよね。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎ 13 番（八尋源治君）

それだったら、多数決最初にとられました。その結果で進めてください。

◎議長（進藤啓一君）

その結果で進めております。

11番本田芳枝議員。

◎ 13 番（八尋源治君）

違います。6人対9人やったです。

◎議長（進藤啓一君）

発言をとめます。ここの議場の運営は議長ですから。

◎ 13 番（八尋源治君）

あなたがね……。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいです。

◎ 13 番（八尋源治君）

尋ねた以上、結論出さなやろ。

◎議長（進藤啓一君）

尋ねました。尋ねて、トイレ休憩とって再開してくださいって人が6人おられましたよ。

◎ 13 番（八尋源治君）

違う。

◎議長（進藤啓一君）

その前、3人でした。

ですから、再開いたします。

11番本田芳枝議員、どうぞ。

◎ 13 番（八尋源治君）

どっちでもいい人でしょ。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎ 13 番（八尋源治君）

尋ねた以上は、その結果出さなでしよ。

◎議長（進藤啓一君）

手挙げてない人は棄権ですよ。棄権やから数字に入らんでしようもん。

◎13番（八尋源治君）

入らん6人おるけん、いいやないですか。

◎議長（進藤啓一君）

ですから、始めましょう。

◎13番（八尋源治君）

何がね。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎13番（八尋源治君）

あんた、それ判断間違うとうよ。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎11番（本田芳枝君）

それでは、11番本田芳枝が一般質問をさせていただきます。

皆さんおなかがすいているので、多分、私もすいているんですけど、だから気持ちもちよっといら立つところがあるかもわかりませんが、できるだけ皆さんが納得していただけるような内容の一般質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと私、私自分が自転車なんですよね。だから、先ほどから駐車場の話をしておられましたが、そのことに関してはしがらみがないというところで、そういう意味では自分はフリーな立場っていうのは非常にありがたいなと思っております。問題がちょっと違うところもあるんじゃないかなと思ひながら聞いておりました。これは今からの展開になると思ひます。

それでは、まず最初に子どもの読書活動をさらに推進するためにはという設問からまいります。

粕屋町の子どもの人口は毎年増えています。以前から出生率が高く、700人以上の赤ちゃんが生まれていましたが、子どもの成長に伴って、小学校、中学校に入学するころには他町へ移っていくから幾ら保育園や幼稚園に予算をかけても意味がないという方の声をよく耳にしました。投資への見返りがないということでしょうか。

ところが、最近の状況は違います。この表をごらんください。

(パネル使用) いいですかね、これで。この表を見ていただきたいんですが、ゼロ歳から18歳まで、確実に子どもの数が増えています。これは平成21年の5月と平成26年の5月の実数です。皆さんいろんなことをおっしゃいますが、その月によって数が違うので、一応これは5月に、毎月、粕屋町がピラミッド型の人口を出しています。その人口の内容で、グラフをつくってみました。私は以前、10年間をとったことがあるんです。子どもの人口がどうなっているか。そのときは2,000人増えていましたけど。5年間で1,300人ほど増えています。その中で最も顕著なのが、ここ、6歳ですね。21年と26年と比べたら112人増えています。それから、10歳、これが154人増えているんです。この数字を見て、以前は子どもさんが大きくなられたら他町へ移られるとか、いろんなことを言われる方がありましたが、今はよそからうちの町に、子連れの方が家族がみえていると。だから、当然30後半から40歳前半の若いお父さんやお母さんもその人口増に入っています。21年から26年を見ますと、4,100人ぐらい増えているんですね。だから子どもとお父さん、お母さんでおよそ3,000人近くが若い世代が増えているという、そういう実情があるということ踏まえて、皆さんに今からちょっと質問をお願いします。

そんな魅力的な粕屋町の人口増に対する施策はどうなっているのでしょうか。今回は、子どもの読書推進という立場からご一緒に考えていきたいと思います。

本論に入る前に、子どもの読書活動推進計画について、少し説明をしたいと思います。今日さまざまな情報メディアの発展、普及により、子どもの生活環境や生活スタイルも変化し、子どもの活字離れ、読書離れが懸念されるようになりました。国は、平成12年、子ども読書年を契機として、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律を公布、施行。次いで、平成14年に、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画が閣議決定されました。その後、福岡県では平成16年に、粕屋町は平成19年に、5年間で計画期間として、粕屋町子ども読書活動推進計画を策定しました。現在は、第2次計画が平成23年から進行中です。

まず、教育長にお尋ねします。

この計画の現在の進捗状況を簡単にできたら教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今、本田議員のご質問にお答えします。

第2次粕屋町子ども読書活動推進計画というのが、ここにお示しをさせていただいておりますが、図書館協議会のほうでも話が出まして、これが平成24年4月から29年3月までの推進計画でございますので、そろそろ次の第3次の推進計画に手を

つけたらどうかという話が出ております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

まず最初に、設問に入りますが、子どもの人口増加による支援のポイントということで、子どもといってもゼロ歳から18歳までなので、まず小学生と中学生に前半はポイントを絞ってお尋ねします。

学校図書館では、子ども達の様子はどのようかといいますと、小学校も中学校も非常に電算化をしていただいたので、貸し出しが大きく伸びました。1人あたりの小学校の年間貸出冊数は154冊。あるいは、学校によってちょっと少なく109冊。ほとんどのこれは平均なんですね。子ども達が100冊以上の本を貸し出して、学校図書館から本を読んでいると。中学校はちょっと減りまして、去年は22冊、今年は16冊。今年は読書週間が減少したということが大きな理由のようですが、図書費の件ですが、この小学校と中学校の図書費は現在どのようになっているでしょうか、お答えをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

議員がご指摘いただきましたように、本年度児童・生徒数が増えておりまして、年度当初、小学校で154名、中学校では70名の児童、計224名が今年の春増えております。それで、図書館といたしましてもその対応に応じて3つ改善が大きく指摘されております。今本田議員おっしゃったように、バーコードリーダーというのがありまして、今までは本を借りるときに、子ども達は書名と著者名を書いて、カードに書いて、それを担当の係のほうに出していたんですが……。

◎11番（本田芳枝君）

図書費に関して。

◎教育長（大塚 豊君）

費用ですね、はい。費用については、学校教育課長が調べておりますので、答弁させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

平成26年度の予算につきましては、小学校が270万円、中学校が150万円でございます。

ます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

その状況は、最近はどうなのでしょう。ここ何年間の中では。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

平成23年度、小学校が256万円ですね、24年度が265万円、平成25年度が270万円、26年度も変わらず270万円という形です。中学校におきましては、平成23年度が149万5,000円、24年度に150万に上げて、現在に至っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私がちょっと調べの都合上、21年までしか書いてないんですけど、ほぼ今と変わらない、少し上がっているような状況も感じられますが、ちょっとここは確認をしていないので。子どもがこれだけ増えている、教室のほう、これだけ今ハード面で整理をしておられます。そういった中で、子どもも以前にはましてさらに電算化、今ちょっと教育長が言われましたけど、とにかく子ども達はよく本を読んでいる。たら、もう少しその蔵書を増やすような手だてというのはいかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

本田議員のご質問のように、粕屋町の学校図書館あるいは読書活動は非常にすばらしいものがあると教育委員会でも高い評価を得ています。全国的には、図書室の蔵書冊数が56.8%、標準の本の数が標準を満たしているところが全国的に56%しかない。粕屋町は本が余っていて、毎年廃棄をして、次のとを買いそろえないといけないというような状況で、非常にこの点も子ども達大変喜んでおります。今新しい児童・生徒数の増加に対してどのような工夫をしているかということですが、学級数が増えましたので、図書館1つしかありません。それで、1時間、45分、借りるときに一つの教室しか入れなかったのを今は学年単位で貸し借りをしたり、複数の学級で貸し借りをしたりして消化をしていますし、同学年ですね。司書教諭、それから司書、それから学級担任等が連携をとりながら読書活動を進めています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ということは、現状の中でいろいろ手だてを考えてしているということですね。本というのは、食物、食べ物と同じで、新鮮なほどいい。もちろん基本図書というのは、それでも辞書でも地図でも年々変わっていきますから、ある程度そういうものは新鮮なほうがいいですね、情報は。だから、新しいものを次々に入れていく必要もあるんですけど、かといってそれに追いつこうとして図書費を増やすというのはやはり少々無理があるということで、今の段階では何とか工夫をして賄っておられるということですね。

それでは、町立図書館ではどうかといいますと、町立図書館は児童図書、これはゼロ歳から18歳までを児童図書というんですけれど、子どもと、小学校と中学校だけじゃなくて、蔵書数が3万3,696冊なんですよ。それに対してこの本をどれだけ借りたかという貸出冊数は15万1,057冊、つまり回転率というか、貸出冊数を蔵書で割るとその本が幾ら回転したかという、それが4.8なんです。これは、糟屋郡ではトップです。断トツです。つまり少ない本を何回も借りて、子ども達が使っている。それで、子ども達は一生懸命それ喜んでいると思うんですが、町立図書館の図書費はというと1,200万円です。視聴覚資料も入れて。その中で昨日お尋ねしたんですが、200万円ほどがその児童図書に充てられている。だから、その200万円とこの小・中学校の図書館の図書費、合わせると、ちょっと計算しないんでわからないんですけど、まあ500万円以上600万円近くなりますよね。それを効率的に運用するという手だて、だから学校の図書館だけではなくて、町立の図書館も合わせた上で、子どもの読書環境を整えるという、そういう視点で今から物を見ていくということも大事じゃないかと。それがまさに子どもの読書活動推進ということになって、家庭、地域、学校、それを上手に運営していくというふうな流れになるんですが、それで町立図書館の2番目ですね。済みません、設問の2番を一番最後にいたします。

それで今、今度は2番目の学校図書館と粕屋町立図書館の連携をより具体的にというところに行きますが、町立図書館と学校図書館を定期的に結ぶ物流システムがあるといいなと考えています。図書館設立当初は、不十分ながらそのシステムがあったのですが、経費節減ということで予算がなくなり、今は先生方が通勤の合間に、図書司書ですね、貸し出しをされているようです。団体貸し出しのような形ですね。定期的に車を移動させることで、それぞれの蔵書の使い回しができます。それをもう一度、復活させていただくという手はどうでしょうか。教育長、お願いしま

す。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

年度の、何回も町立図書館と各学校、園とかですね、連絡をしておりますので、学校にない本は町立図書館から、あるいは町外の図書館からも貸し出しできるようになってます。図書館運営委員会の中で、校長のほうから図書館で大量に本が欲しいので運んでいただけないかという要望がありましたけれども、図書館にはそういう余った余裕のある職員がいませんので、どうぞ借りるほうの学校のほうから借りに来てくださいという返事でした。そういうことでうまくいっていると思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

今の答弁はうまくいってないような内容の答弁のような気がしますが、それぞれの部署で現状で何とかしておられるんで、今私はそれはもう精いっぱい限界に来ていると思います。それで、予算がないのであれば、それを上手に繰り返す、そういう手だてを考える。しかも以前、その物流システムはあった。私が覚えているのは、7万5,000円ぐらいの業者に渡す費用なんですね。車は図書館にありますから。それで週のうち何回か、あるいは月のうち何回か、定期的にその車を走らせることで、問題は誰が運転するか。安い方法は幾らでもあると思います。だから、そういうふうにして蔵書を回す。そして、学校図書館では買えない本があるんです。教育上好ましくないところ、町立図書館では、それはある程度いいだろうという、そういう内容もあります。だから、その辺を上手に回しながらやっていると、今の図書費の予算が生きてくる。それを少しまた上げていただくと、さらに今、例えば一つの学校で生きるということが6校で生きる。あるいは、町全体の子ども達に生きる。そういうふうな流れはありますので、そういう手だてとこの子ども読書活動推進計画にもそれがうたわれていますが、いかがでしょうか。教育長。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ちょっと言葉足らずでしたが、司書部会というのがございますね。町立図書館の司書と各学校の司書が連絡協議会をしていますし、粕屋町立図書館協議会

というのがあります。その協議会の委員の中に校長が入っております。ですから、町立図書館と各学校の校長先生も連絡はうまくいっているということで、具体的な内容は教育長としても把握をしておりますが、連絡は密にとっているということで安心をしております。おっしゃいましたように、図書館の予算が少ないっていても、本は町立図書館と学校にあるわけですから。学校に足りないのは町立図書館から、町立図書館で足りないのは学校から補完するというようなことで今うまくいっていると答弁いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それを支える制度がないので個人負担なんです。それを何とかできない、制度的に確保できないかというのが私の質問です。うまくいっているようなお話をなさいましたが、司書部会には校長先生はいらっしゃいません。それから、学校図書館の職員と、それから司書部会の方たちが年に2回研修を重ねられるときがあるんですけど、そこにも校長先生ほか学校の先生はいらっしゃいません。

その次の問題にかかりますが、実は司書、学校司書は、6校ありますが、3校は正規の職員、3校は臨時の職員なんです。私はこれ前から何とかできないだろうかと思うけど、臨時の職員と、しかも職員室の会議にも出れない。内容もよくわからない。もちろん学校司書がいらっしゃいます。ところが学校司書は、ほかの計画の担当だったりして、直接図書館に関係しておられるっていう先生が、全部が全部そうではないんですね、調べると。だから、その学校司書は臨時の職員、半年雇用だと思います。ちょっと、その辺は確認いたしますが、その職員と校長先生と話をしうまくいくでしょうか。その辺をちょっと今から進めたいと思うんですが、次の非正規雇用の学校司書の待遇改善をというところに話を持っていきたいと思いません。

まず、現在の待遇とそれからその理由といいますか、それをちょっと言っていただけですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

議員がおっしゃいましたように、今年の6月に学校図書館法の一部改正がございました。これは今まで、図書館関係者が切望しておりました学校図書館の司書の文言が入ってきたわけでございます。今からその条件についての本田議員のご質問だろうと思いますが、現状を学校教育課長が調べておりますので、答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋哲男君）

ただいま教育長も申されましたように、平成26年6月の通常国会におきまして、学校図書館改正法が可決されております。これによりまして、改正学校図書館法が成立して、学校司書が初めて法律上に位置づけられております。改正法の第6条には、学校には学校図書館の運営改善及び向上を図り、児童または生徒及び教員に従事する職員を置くように努めなければならないと規定されております。これの施行日は、平成27年4月1日から施行ということになっております。このことによりまして、平成27年度は図書司書免許を有する者の確保が難しくなる状況になると思っております。本田議員さんがおっしゃるように、粕屋町立小・中学校では、小学校に3校、正規職員を配置しておりますが、残りの小学校1校と中学校2校におきましては臨時職員を雇用し配置しております。先ほど申し上げましたように、職員確保が難しい状況が予想されますので、職員の待遇については今後検討していきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

どういうふうに検討するんですか。もう今、予算化の話が出てると言うんですね、来年の。27年4月からだったら、もうそういう話は出てるはずですよ。教育長、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

具体的には賃金の問題でございます。十分検討してまいりたいと思っております。まだ決定しておりません。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

決定してないということは、あるかもしれない、ないかもしれない。半々ですよ。教育長自身の考えで決定するようにしていただけませんか。それができるはずですよ。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

具体的に申しますと、他町の司書の時間給と粕屋町の司書の時間給が違うわけです。ですから、今学校教育課長が言いましたように厳しい状況が予想されます。予算の配分は町長が判断しますので教育委員会としてお願いをするところになっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

教育委員会をお願いをすると言われましたが、私はこの問題を再三総務課にも問い合わせました。そしたら、原課が嘱託化するといえはこちらはできますと、そういうお答えをいただいたこともございます。現在はどうかわかりませんよ。今のこの問題は、学校教育課が嘱託化をしない方針なんです、今まで。臨時採用。あくまでも半年雇用の臨時採用でやっていくという方針を長いことを続けておられました。それが今後変わるのかどうか、それを聞きたいです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今の学校図書司書の臨時、今現在、臨時職員でございます。これを嘱託職員にしたいという話は、たしか教育委員会から聞いたと思います。その方向で考えます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

これは予算が関係しますので、それでは教育委員会から町長部局にその話を今されていると。それは、可能性はほぼあるという話を今いただいて、それはうれしいです。どうしてかといいますと、実は役場の中にも嘱託の方、臨時職員の方たくさんいらっしゃると思うんですが、私が知っている図書司書の仕事に関する限り、休みが長うございます、夏休み、冬休みが。それで、いろいろ考えておられるかと思うんですけど、それも関係なく本当に仕事をしておられて、朝早い時間から帰りまで仕事しておられるし、要するに学校図書館の館長の仕事をしてあるんです、臨時職員で。だから、前から実は心を痛めていた。そういう方が子どもと接するときのことを考えたら、やっぱりある程度身分保障というのをできたらいいなと思っていましたので、それは本当にありがたく思います。ありがとうございました。

それでは、次の4番目、2番の問題を4番にしております。こども館構想に子ど

も読書活動推進計画を生かす手だてをと私は書いております。これを見ただけで、
どういうふうを考えられたか、その答弁が聞きたいので教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

まだこども館構想というのは、具体的に頭の中入ってませんけども、町民に対する読書活動というのはやっぱり町立図書館が核になると思うんですよ。その町立図書館で、各分館とか各行政区に読書活動を活発化していくということで考えておりまして、こども館が読書活動の拠点になるとは考えていませんが、町立図書館の中から発信して、こども館で読み聞かせをするとか、子どもの遊び場であるとかということとは支援していきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

教育長は児童館を見学されたことありますか。公民館でもそうですけど、昔から図書スペースというのを置くようにしておられる。私何軒か、この子どもセンターとか、児童館とか見学して回ったんですけど、必ず本が置いてあるんですよ。それは、多分位置づけ、ちょっと今すぐ条例がわかりませんので、法律で位置づけられた状況でそれがあると思うので、今度のこども館にも図書スペースという形で書いてありますね。私最近、那珂川も行ってきましたけど、本がたくさん置いてございます。そして、司書のような方がいらっしゃいました。中の職員かもわからないですけど。そういうところで、子ども達が寄ってき、しかもここはうれしいことに適応障害の教育相談室、それから子ども達の適応指導教室、それからいろんな問題を抱えている子ども達もここに来ると思います。だから、学校図書館で置けないような本、町立図書館でも非常に限られたスペースの本をここに子ども達がリラックスできるような形で置いてもらう。その選書は図書司書がする、町立図書館の。それに関する専門的な知識は司書は持っていますから、こういう場ではこういう、だから非常に少ない予算で本当に内容の深い本、いろんなケースを考えてできるので、それでこの生かすという形にしたいなと思うけど、いかがでしょうか。これは、部署が違う可能性があるんで、さっきうちの総務常任委員長が、こっちにはなかなか入れないとかという話をしていましたが、やっぱり教育長のほうから、これはどうやろうとかか、こういうことをしたいと思うけどできるだろうかという提案があれば、町長部局でもそのことは考えられると思うので、私は今この話をしています。いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今から具体的に検討していきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

実は私、こども館だけではなくて、保育園、幼稚園、それぞれ本を置いてあるんですね。その本が役場のほうから備品という形で本代が出ているケースが多いんですよ。だからそれも含めて、町立図書館の中に子ども読書推進活動センターというような部署を設けて、各町内の子ども達のいろんなケースによるその本の並べ方とか本の情報とか、あるいは本の繰り回しとか、それに物流システムがあると。保育園でも非常に熱心に本を借りに、団体貸しで来られる保育園もございます。非常にそれは助かっていますとおっしゃる方もいらっしゃいます。だから、そういうふうに関今後進めていただけるような、そうするとうちの町のこの第2次粕屋町子ども読書活動推進計画もばっちり進むわけですよ。これが29年まででしたかね、いや違う、24年から29年まで。それには進捗状況をかなりいい内容で報告できるんじゃないかと思いますが、町立図書館の中にそういうふうなセンターを置くという考えは、教育長、どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

先ほど申しましたように、町民のその読書センターっていうのは町立図書館が請け負うべきであって、子どもがあくまでも、こども館の社会福祉の面が非常に多いだろうと思います。教育委員会といたしましては、適応指導教室あるいは教育相談室を町長にお願いをしているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私、図書館にいたときに新聞コーナーに座るんですね。そうすると、前に漫画を置く書架があるんです。子ども達が三、四人ずらずらと来て、それをずっと何か楽しそうにその漫画を見て帰るんですけど、非常に置く数が限られているんですね。だから、漫画は世界的な文化でもあります。どういう漫画を置くかとか、どういう内容にするかは司書が選んで、このこども館に子ども達が喜ぶ、そういうものを置

いて、しかも司書がそれを管理しているというふうなこと、そしてお話のボランティアもそこに行くというふうな方向性で持っていったら、このこども館は今以上に、今、構想を立てておられると思うんですけど、それ以上に素晴らしい内容になると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に行きます。

今度は学校給食事業です。これはなかなか難しい問題で、私もここで取り上げるのに骨が折れます。もう言いたくない、あるいは聞きたくないというようなところもございまして、今議会で議案が出ていまして、その議案が通ればこの12月下旬には本契約をされると思います。それで、私とその後のいろいろモニタリングとかいろいろなことに関しては、今後もすると思うんですけど、この内容について今日が最後と思ったので質問を用意しました。

それともう一つ、先ほど川口議員がおっしゃった学校アンケートのことについて、この2つを取り上げたのは、私は議員になって最初は、厚生常任委員会、そこは福祉のことを扱う、今は総務常任委員会、主に私は教育畑をしたいのでということでしたんですけど、私自身はやっぱ子どものことを考えた、いろんなことをもって教育委員会が風通しがよく、保護者も子ども達も粕屋町の教育委員会ってすごいなと思ってくれるような状況を教育委員会がつくってくれたら、本当にうちの町は素晴らしいだろうなと思って今、日夜自分の仕事に取り組んでいます。それで、この問題を今出しております。

学校給食事業には、学校給食施設整備維持運営と給食費の2つのことをきちんと分けて考える必要があると思います。給食を提供する環境整備に関することは、自治体が責任を持って行う。その他給食、そのほかの給食のいろんなことは、例えば給食費の金額とかは先ほども町長おっしゃいましたが、学校給食調理場運営委員会が決定して、その給食費の徴収もそこが責任を持ってするという事になっていると思うんですけど、そういう認識でよろしいでしょうか。教育長。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

先ほども出ましたが、学校給食法の中に11条に書いてございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ということはいいということですね。

◎教育長（大塚 豊君）

はい。

◎11番（本田芳枝君）

だから、給食に関するいろんなことは、整備は、維持運営は教育委員会がしますが、給食費の例えば値上げとか、そういった問題に対してはこの運営委員会が決定するわけですね。

それを頭に置いて、それでは第1問の10月1日付で、学校給食に関するアンケート調査を実施されたことに対して、先ほどの繰り返しなるかもわかりませんが、これをどういう思いで実施されたのか、教育委員会がですね。そのことを。それから、その結果はどうなのか。そして、現在の給食費の会計についてお答え願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

先ほども給食費の答弁について、学校教育課長のほうから答弁があったと思いますが、具体的な給食費につきましてはPTA会長、校長、職員が参加します学校給食運営委員会の中で協議されます。それで、その担当をしております教育委員会としては、保護者の意向を調査する必要があると感じましたので、アンケート調査をさせていただきました。具体的には、PTA会長と校長で決めますが、教育委員会としてこういうアンケートが出ているよということですね。

それから、先ほど川口議員からもお話がありましたように、非常に物価上昇の折、生活に非常に危惧している保護者も多いよという話も聞いておりますが、やむを得ないだろうというパーセンテージも70%を超えていると。そういうものを勘案しながら決めていかれるものだろうと思います。質問はそのようですから。ただ、学校給食をただにせろということは、教育委員会として考えておりませんし、また、ある市町では学校給食補助を出すからということで進んでいる町もあるように聞きますが、現状学校給食費は粕屋町が近隣の市町で最も今安い給食費でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私が何点か言ったことに対してお答えがないんですけれども。その思いですね。それから、結果。結果は、学校教育課の課長が先ほど簡単にお話しされましたね。

現在の給食費の会計については、今お答えがないようなので、私からちょっと誘導質問みたいな形になると思うんですけど、アンケートを教育委員会が出すということ自体、合法でしょうか。私はそこがまずこれを見て、最終的な決定とかこういうことを考えるのは、学校給食運営委員会なんです。運営委員会は年2回開いておられます。6月と2月と。6月にそのような話があったとは聞いていません。10月1日に突然ほかの問題と一緒にあって、給食費のことがこういう形であっています。ある議員はこれを詐欺だと言います。そういう設問の仕方です。だから、結果の中には、記述の欄には非常にいろんなことが書いてあります。それで、私は申し上げたいけれど、教育委員会が先走っているのではないですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

教育行政を預かっている教育委員会といたしましては、保護者の意向を無視して教育行政をすることは考えておりません。できるだけ保護者の意向、学校現場の意見、教育委員会の意見ですね、それを勘案して判断していくことが非常に大事だと思います。もちろん具体的に夏休みを短くしたり、給食費を値上げしたりすることは、保護者にとって切実な問題ですから、アンケートをとるのは教育委員会として当然なことだろうと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

施設に関するアンケートだったらいいと思います。例えば今、PFIでするけれどどう思うかとか。だけど、給食費のことは、この給食運営委員会が任されているわけで、そこで話し合っただけで、来年度予算を、給食費をどうするかというのでもここで話し合っただけで決められていると聞いています。学校長とそれからPTAの代表の方が集まって、もちろんその事務局として教育委員会いらっしゃいますよ。だけれども、本論というか、本当にその内容を考えたりするのは、ここなんです。なぜかといいますと、給食は義務ではないんですよ。だから、中学校では給食がないところがあります。だから、その給食費に関しては、保護者が責任を持つ。だから、毎月献立委員会も開かれて、その中で献立に対してどうこうという意見が出ていると思います。だから、私は10月に突然これを出されたのにはすごく違和感を感じています。一応6月にそういう話があったのかというふうになんてちょっと知り合いに聞いてみると、そういう話はないと。ということは逆に、2月にそういう話し合いをするから、前もってアンケート調査をしておこうという思いでされた

のではないかと思いましたが、いかがですか。それが教育的配慮ではないというふうに思われたのかなと思いました。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

アンケートをとりまして、町民の方にもいろいろご意見があるだろうと思います。しかし、教育委員会としては保護者の意見、意向を尊重して把握する必要があるということでアンケートをとらせていただきました。参考にさせていただきたいと思います。ただ、教育委員会の給食値上げの問題につきましては、教育委員会がノータッチというわけじゃないんですね。事務局として学校給食を預かっておりますので、指導とか助言をしなければなりません。最終的には、PTA会長、校長で運営委員会で決めていきますが、現状こうなってますよ、こうですよ、こうしたらいかがでしょうかという助言は教育長がする、していきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

そのアンケートをするにあたって、一切そういう話ないんですね。突然です、アンケートは。しかも給食費の値上げというところで、給食の内容や回数を減らしても値上げは反対というところが、反対の意向を示す。これって文章ちょっとおかしいんですね。保護者にこういうアンケートを出すっていう、その教育委員会の考えが私にはよくわからなくて、ただびっくりしているだけですが、案の定、そしてしかも給食費の値上げに関しては、内規を次長がつくっておられますよね。その内規には、きちんと給食費の前年の状況、それから物価指数を考えて給食費を考えるとというふうなちゃんと内規があるんですね。だから、それに従って2月に値上げのことを提案されたらいいですよ。アンケートを出す必要はどこにもない。そのアンケート、記述のところに、アンケートの趣旨がよくわからない。値上げ金額が不明でよくわからない。例えば近隣はこうだけど、粕屋町はこのくらい値上げしたいと思ういかがですかという問いかけではないですよ。質疑応答もなく、プリントで調査すること自体どうかと思う。値上げに対する適切な表現と丁寧な説明が必要。具体的な内容が提示されていないので判断ができないと、私はこれを抽出したんですけど、私の勝手にね。そういった意見を述べられておられる方が多いと思います。私は、給食費は上げるのが当然だと思います。なぜなら、消費税が上がって5%が8%になってるでしょう。そうしたら今の給食費でやっていけるということはおかしいですよ。ぎりぎりですしてると思ってるから。どっかに余ってるお

金があるのかなって思っちゃいますよね。だから、父兄は当然上げていいと思って
いるわけで、その上げ方にいろんな思いがあるんですね。私は、その低所得者に対
しては就学援助金というのがあるから、そういう本当に生活に困っておられる方は
それを利用していただければ、しかもこの給食の内容はとてもすばらしいんです
ね。子ども達の栄養。今核家庭が多いから、なかなか十分栄養が行き渡らないとこ
ろがあるんですけど、本当にうちの学校の給食はよく考えておられて、とても内容
が私はいいいと思っています。だから、堂々と値上げをします、幾らしますというこ
とをおっしゃっていいわけなんですよ。確かに先ほどセンター長が200何万円残り
があるんですね。会計では。これも私会計なので教育委員会がタッチできないと思
うんですけど。だから、ちゃんと決算のときには、その監査をした方の印鑑があっ
て、私ども決算のところに来るんですけども、1億円近いんですね、内容が。そ
の内容に対して今、200万円ほど残りがあるという。本来残りがあるっていうこと
自体おかしいんじゃないかという議員もいますけれど、4月、5月はお金が入らな
いので、ある程度運転資金は必要です。そういった中で、本当にぎりぎりやって
るわけなんだから、もっとをきちんとした考えで保護者にそれを言ってほしいし、
この姿勢が私はどうしても教育委員会の流れの中で納得ができない部分があるん
ですね。それで、今回ちょっと取り上げさせていただきました。

次に行きます。

給食調理場建設についてですね。具体的に、時間が余りないので、給食調理場建
設における教育委員会の事務事業のあり方を問うということで、ここに幾つか挙げ
ております。その中で、現在の学校給食場の老朽化対策、それから、ここには給食
費の会計の事務のあり方と書いていますが、これはもう先ほどお尋ねしたので省き
ます。それから、調理員の研修、それから続けてもう言っていたきたいと思いま
す。学校給食共同調理場建設検討委員会の立ち上げたその内容について、それから
要求水準書の公表の時期について、ちょっと長いですけど、これをずらっとお願い
します。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

次長が答弁します。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

学校給食センターの老朽化対策についてでございますが、現在の給食センターは

昭和58年に稼働して以来、31年が経過し、老朽化が進行しております。そのため、児童・生徒数の増加にも対応できるように、また新学校給食センターの平成28年9月の供用開始も視野に入れ、さらに当然ながら児童・生徒の食の安全も考慮しながら、日ごろから調理員による建物、機械機器、排水設備等の整備点検作業を行い、老朽化した箇所の早期発見に努めております。また、大規模な修繕等は給食がない夏休み等の長期休暇中に専門業者により、空調設備、上部配管の清掃、機械機器の定期点検等を行い、老朽化が進行しないように営繕し、維持管理を行っております。

調理員の研修についてでございますが、調理員の研修については、初任者研修を初め、年1回開催されています福岡県調理技術講習会、これ県がしておる分です。それと、糟屋地区料理コンクール、それと糟屋地区実践発表会等へ参加しております。また、夏休みや春休みには講師による衛生講習会を実施し、職員はもとより臨時調理員に対してもノロウイルス感染や食中毒、細菌汚染等について再認識するための研修を行っております。

2点目でございます。2点目の検討委員会の立ち上げでございますが、粕屋町の学校給食共同調理場検討委員会につきましては、学校給食センターの運営及び建設について調査研究を行うことを目的といたしまして、平成22年11月に設置されております。この検討委員会の委員は、有識者1名、教職員2名、PTA関係3名、行政関係3名の計9名で構成されております。会議は、平成22年11月から平成23年10月までの間で8回開催されております。

3点目の要求水準の公表の時期についてというご質問でございますが、粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業に係る要求水準書につきましては、平成26年3月24日に実施方針を公表いたしております。その後、その質疑を得て4月11日に要求水準書案の公表を行っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

前半と後半とちょっと違うと思うので、もうまとめて申し上げますが、前半の現在の学校給食調理場の老朽化対策、それから調理員の研修、もうPFIで話がどんどん進んでいるので、そちらのほうがおそろかになっている可能性もあると私は思っているんですね。昨年10月にちょっと事故があったので、それも含めて、ここ一、二年の間は本当に心して今の給食センターが本当に大変な状況の中で、数多くの給食を賄っておられるという状況がありますので、教育委員会は本当に心して、

していただきたいと思うし、現在それは説明を聞く限りではなされているような気がして、私はそれはちょっと安心していますが、実はここに至った経過で議会でも責任があると思っています。学校給食センターは、それこそ安河内町長かな、ちょっと私その辺がはっきりしないんですけど、給食センターを学校給食に取り入れられて、うちの町は非常にすぐれた内容ということで、他町からもあるいは全国的に有名になって視察があつて、現在まで来ていますが、途中まではそういう段階でよかったんですが、だんだん施設が古くなったり、お金がかかり過ぎとか、そういう形でいろんなものを予算縮小する中で、給食センターをどうするかという中で、こども館と私は似てると思っているんですけど、何となく隅にやられて予算もつかない。その当時のセンターの課長に話したら、なかなか予算がつかないという話を聞いています。そういう状況の中で来て、それでこういうPFIの話が持ち上がったんじゃないかと思って、私自身も住民としては責任を感じています。もちろんそのPFIが悪いとかそういう問題じゃなくて、一挙にこういうことにくっていうことにちょっと私は違和感を持っていますので、そういった意味でちょっと反省を込めてその話をさせていただきたい。

それから、調理員の研修ですが、実はこれは現業職の方が主にされていますが、現業職も学校給食だけではなくて、ほかのところもいらして、ほかからこちらにみえるときにその研修がほとんどないような状況で、もう定年でやめておられるような方もどんどん増えていくからですね、経験もないような方が学校給食センターに来て調理をする、その中で本当に大変な思いをされた。そういうのが今の学校給食の実情ではないかというふうに思っていますので、もっと早くから声を上げてればよかったなというふうに思っています。

それで、平成22年1月に異物混入があつたときに初めて私は学校給食センターの状況を知ることができて、その後、議員の仲間と勉強会に行つて、6月議会でその話をして、その段階で前の町長が検討委員会を立ち上げるとおっしゃってくださったんですね。安心してしまつて、ところが後で、なぜ一気にPFIになったのかという、それを手繰り寄せて考えると、この検討委員会の発言からなんですね。その検討委員会の内容を見ると、見れないんです、どういった内容で話をされたか。それは非公開だったんですね。だから、後で情報公開でその内容をとりましたけれども、なかなかその情報開示が難しく、一般質問の前にはそれが見せていただくことはできなかったんです。こちらの不備もあるんですけど。その中で、内容を見ますと、職員とそれから今囑託にいらっしゃる関係者の学校の校長先生が中心というか、その方が副委員長だったんですけども、そういうこともあつて、何でそれがもっと町民に開かれた内容になってなかったのか、そのことを私は自分がその当時

議員だったのでもう少し食い下がればよかったなということで、この立ち上げのことを今考えています。もう少し、こういった検討委員会もつくるならつくるで、きちんと公募の人を入れる、それから情報公開して、多くの人の意見を聞く。その中で出された提案にみんなが進んでいくっていうふうな形で物事が進んでいったらよかったのにといいうに今、思っています。

それからもう一つ、最後のPFIによる建設における要求水準書の公表の時期です。実は、これはPFIの実施方針というのは、最初の段階では昨年11月に発表される予定でした。それが伸びて1月になり、要求水準書も2月の下旬に発表される予定でした。もう一般質問でも聞いてますし文書でも書いてあります。それを踏まえて今度予算化を、68億3,000万円という債務負担行為の予算化をされるという流れが私は一番いいんじゃないかなと思うんですけど、そのことなしに予算化をして、私は恥ずかしいんですけど、その予算に賛成しているんですが、今回そのことの金額を基準にして事業者にどうですかという形でこのことが進んでいます。それで、要求水準書の公表を議会が終わった2日後にされています。それは私も今でも悔やまれるんですけど、その辺のことについて次長にお尋ねしたいと思います。それはなぜですか。なぜもっと早くに、議会前に、予算を出す前に、最初の予定どおり2月になされなかったのか。お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

関教育委員会次長。

◎教育委員会次長（関 博夫君）

ただいまの本田議員のご質問ですが、当初、準備室といたしましては議員の言われるとおり、去年の11月か12月に実施方針の公表、今年2月に要求水準の公表をいたす予定でございました。12月の議会で、議員の皆様に一応、説明はいたしましたけれども、もう少し詳しい説明をしてもらいたいというような意見がございましたので、臨時の総務常任委員会、それと臨時の議員全員協議会を1月に開かせていただきまして、そしてその説明をいたしておりました。それで一応その公表等がおくれた原因でございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

このPFIによる事業を進めていこうと思われた一つの原因は、粕屋町がそれこそ生涯学習センターとか、あるいは駕与丁、それからドームなどの大型の公共投資をして、それが今実質公債費比率というのが18%超して、その状況の中で箱物を建

てるということに躊躇されていたということがあるのではないかなど考えています。私はPFIが悪いとかという話ではなくて、その進め方の中で、それで今回また議会で話があると思うんですけど、競争が働くからPFIはある程度いいということもあるんですけど、今回2社しかないんですね。1社はもう早々と撤退をしていますし、内容を見ると1社がすぐれていて、2社目はその内容はそんなによくないような形に今なっています。だから、もうこの辺の選び方、それは選定委員会の方がきちんと過程を通して選んでおられると思うので、それはもうどうしようもないことかなと思うんですけど、その68億3,000万円の予算、それから現在の事業の事業締結の予算、結果としていろんなことを今思い出すときに、議会ももう少し頑張っていなければならない時期があったのではないかというふうに思っているところですが、私は教育委員会というところは非常に難しいところだろうと思います。町長部局ではないのでね、お金を自由に使うことが難しい。でも、それだからこそ教育に関しては任されている部分があると思うんです。今後それは変わっていく方向になると思うんですけど、もう少ししがらみとか今までの流れとか、そういうものを少しずつ打破して、粕屋町の教育委員会として前を向いて頑張ってもらいたい。なぜならば、先ほど申しましたように、これだけ多くの若い世代が粕屋町に来ています。そして、今後も町長は市制を目指すとおっしゃっています。そうした中で、あなた方、行政マンの力量が試されます。その基礎を今築く段階。粕屋町の教育はすばらしいから粕屋町に来ようと今そう思っておられる方も結構いらっしゃると思います。それをさらに進めていただきたい。今ちょうどその分岐点にあると私は思っているので、そういった意味も込めてこの一般質問を用意させていただきました。教育長、いかがでしょうか。私の今の発言。私は教育問題ずっと考えていますので。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

励ましの言葉ありがとうございました。

教育委員会としても、昨日ご発言いただきましたように、粕屋市、市を構想してということで、私は市までいきませんが、どんどん増え続ける児童・生徒の安心・安全、また、ますます充実する学校教育、社会教育を含めまして、教育委員会の仕事を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

よろしくお願ひします。

以上で私の一般質問を終わります。

(11番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後1時03分)

平成26年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成26年12月12日（金）

平成26年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成26年12月12日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（15名）

1番 木村優子	9番 久我純治
2番 川口晃	10番 因辰美
3番 安河内勇臣	11番 本田芳枝
4番 太田健策	12番 山脇秀隆
5番 福永善之	13番 八尋源治
6番 小池弘基	15番 伊藤正
7番 田川正治	16番 進藤啓一
8番 長義晴	

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 青木繁信 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因清範	副町長 箱田彰
教育長 大塚豊	総務部長 八尋悟郎
住民福祉部長 水上尚子	都市政策部長 吉武信一
教育委員会次長 関博夫	総務課長 安河内強士
経営政策課長 山本浩	協働のまちづくり課長 安川喜代昭
税務課長 石山裕	収納課長 瓜生俊二

社会教育課長	中小原 浩 臣	学校教育課長	八 尋 哲 男
健康づくり課長	大 石 進	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	今 泉 真 次	介護福祉課長	吉 原 郁 子
道路環境整備課長	因 光 臣	子ども未来課長	安河内 涉
地域振興課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	中 原 一 雄		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

議案第70号粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

改めまして、おはようございます。

それでは、総務常任委員会の所管の報告をさせていただきます。

議案第70号は、粕屋町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、粕屋町学童保育所の入所対象年齢の条項を改正するものであります。

現在の条例の対象年齢は1年生から3年生までとじていましたが、その部分を削除することにより、入所対象が小学生全体となり、平成27年4月から1年生から6年生の受け入れを可能とするものであります。この条例改正によって、入所希望者の対象が広がり、現在の子育て世帯のニーズに応えることができるものと思えます。しかしながら、学童保育につきましては、部屋の数が少ないというようなご意見もございますが、当然学童保育の定数は決まっておりますので、その場合におきましては待機児童というふうになるというふうにご認識をしております。その辺につきましても、委員会のほうより適切に対応することを求めています。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第70号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第70号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第71号粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。
山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第71号は粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、議案第70号と同様、子ども・子育て関連法の制定により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものであります。

この基準の主なものといたしましては、第10条中、職員の項目であります。現在

は指導員と呼んでおりますが、来年度からは放課後児童支援員に改称され、公的な資格取得制度を導入することにより、指導員の資格研修などでさらなる資質向上が求められてきます。そのほか、開所日数、1人当たりの専用区画面積、クラスの構成人数、開所時間等の基準が定められております。このように設備及び運営に関する基準を定めることにより、子ども達を安心・安全に保育することが一層推進されていくものと考えられます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第71号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第72号粕屋町いじめ防止等対策推進条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長(山脇秀隆君)

議案第72号は、粕屋町いじめ防止等対策推進条例の制定についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、いじめ防止対策推進法の公布に伴い、いじめ防止等のための基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために条例を制定するものであります。いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。これまでも国や各地域、学校において、さまざまな取り組みが行われてきましたが、いまだにいじめによる児童・生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しております。

いじめから子ども達を救うために社会全体の問題として取り組み、いじめに対する基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、いじめ防止対策推進法が平成25年6月に成立いたしました。粕屋町においてもこの法律の理念にのっとり、いじめ防止等のための対策を推進する条例を制定するものであります。これにより、粕屋町いじめ防止等連絡協議会、専門委員会、調査委員会をそれぞれ置くことができ、今後の問題に迅速に対応できると思われまます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第72号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第73号粕屋町総合計画策定条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第73号は、粕屋町総合計画策定条例の制定についてであります。付託を受けました総務常任委員会における議案の審議の経過と結果についてご報告いたします。

条例制定の背景につきましては、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、市町村の基本構想に関する規定が削除されたことにより、基本構想の法的策定義務がなくなり、基本構想の策定及び議会の議決については市町村の判断に委ねられたことによるものであります。

粕屋町において基本構想及び基本計画から成る総合計画は、町民にまちづくりの長期的な展望を示す行政運営の指針となる最上位の計画となっております。引き続き、町政の総合的かつ計画的な運営を推進するため、この条例において総合計画の位置づけや町民等の意見の反映に関すること、議会の議決に関すること、策定の公表と実施状況の公表等について定めるものであります。さらに、議会の議決事項については、従来の基本構想に加え基本計画まで範囲を広げ、分野ごとの施策の方向性や体系までをその要件とするものであります。

当委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって可決すべきものといたしましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第73号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第73号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第74号粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第75号母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第76号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 因 辰美君 登壇)

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

平成26年第4回粕屋町議会定例会において、住民福祉部所管、議案第74号、75号及び76号について付託を受けました厚生常任委員会における議案の審議の経過並びに結果について一括してご報告をいたします。

まず、議案第74号は、粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について報

告をいたします。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年11月19日に公布されたことに伴い、所要の規定を整備するものです。今回の改正は、出産育児一時金の支給について、現在の支給額39万円を40万4,000円に変更するもので、平成27年1月1日から施行いたします。また同時に、厚生労働省の通知により産科医療補償制度の掛金が現在の3万円から1万6,000円に引き下げられたため、粕屋町国民健康保険規則の加算も3万円を1万6,000円に変更いたします。したがって、国保の出産育児一時金の支払い総額は42万円となり、従来どおりの支給に変更はありません。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべき議案と決しましたことをご報告いたします。

続きまして議案第75号、76号は、条例の文言改正です。改正理由は、法令の規則や改廃に伴って2つ以上の条例改正の必要が生じた場合、改正条例の本則で条建てにより関係条例の改廃を行うことができるという説明を受けました。今回、1議案に3つの改正となりますので、審議の内容を報告いたします。

議案第75号は、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について報告をいたします。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、同法を引用しております。粕屋町の関係条例につきましては、適切に運用する必要が生じたので所要の改正を行うものです。

具体的には、総合窓口所管、粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例、介護福祉課所管、粕屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例、子ども未来課所管、粕屋町家庭的保育事業等の整備及び運営の基準に関する条例、以上3つの条例について一部を改正するものです。主な改正といたしましては、法律名、母子及び寡婦福祉法を父子を追加し、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正するものです。

当委員会で審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべき議案と決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第76号は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について報告をいたします。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が一部改正されたことに伴い、同法を引用しております粕屋町の関係条例につきましては適切に運用する必要が生じたので、所要の改正を行うものです。

具体的には、総合窓口所管、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例、同じ

く総合窓口所管、粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例、介護福祉課所管、粕屋町営住宅条例、以上3つの条例について一部を改正するものです。主な改正といたしましては、法律名、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改正するものです。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべき議案と決しましたことをご報告いたします。

(厚生常任委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第74号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決いたしました。

これより議案第75号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決いたしました。

これより議案第76号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第77号平成26年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎予算特別委員長（長 義晴君）

議案第77号平成26年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

議案第77号は、農地台帳のシステム改修を行うものであります。

なお、審議の経過につきましては、議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告します。

今回は、既定の予算に歳入歳出それぞれ301万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を127億5,391万3,000円とするものであります。

歳入といたしましては、14款3項県委託金を301万7,000円増額するものであります。

一方、歳出といたしまして、6款1項農業費を301万7,000円増額するものであります。この歳出301万7,000円につきましては、1項農業費のうち農業委員会費の農地台帳システム整備に係る業務委託料の増額であります。これは本年4月の農地法の改正によるものであります。その中で、農地に関する情報の活用促進を図るため、各市町村の農地情報を国で一元化し、インターネット及び窓口による農地情報を公表することとされたため、農地台帳のシステム改修を行うものであります。

なお、改修費用について、本年9月末に福岡県より内報が通知され、全額を県委託金の交付予定でございます。

以上、予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成でもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

終わります。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第77号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第78号事業契約の締結についてを議題といたします。

本件に関し、委員長からの申し出は継続審査であります。

継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は継続審査とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第79号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

因厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 因 辰美君 登壇)

◎厚生常任委員長（因 辰美君）

議案第79号は工事請負契約の変更について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過並びに結果をご報告をいたします。

本議案は、粕屋町宮住宅内橋団地の屋根断熱防水、外壁改修工事請負契約を変更するものです。変更の主な工事は、お手元に配付いたしておりますとおり、プロパン庫改修工事、物置改修工事と、資料に記載されておりませんが、街灯改修工事を追加するものです。今回の変更による増額は206万2,800円となり、変更後の契約金額を6,821万2,800円とするものです。前回10月8日の臨時議会において提案された関連工事ですが、審議の中では、補助金の対象外で公示価格が少額なのに、なぜ工事請負契約の変更で処理するのですか、わざわざ議案提案しなくてもいいのでは、と議員から質問がありました。担当者は、同一敷地内の同一内容でしたので一体的な工事と捉え、請負契約の追加のほうが工事価格を少しでも安価に交渉できますからと回答されました。非常に小さなことですが、努力されている姿勢に感銘を受けました。本当にありがとうございました。

以上、当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって可決すべき

議案と決しましたことをご報告いたします。

(厚生常任委員長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第79号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、さきの9月議会におきまして継続審査となっておりました意見書案第2号 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書案と陳情第2号 集団的自衛権行使を容認した閣議決定の撤回を求める意見書案提出を求める陳情は同要旨でありますので、一括議題といたします。

意見書案第2号に対する総務常任委員会委員長からの報告は否決であります。

意見書案第2号 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書案は否決とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの議長の宣告に対し、ご異議がございます。

この場合の異議の申し立ては、粕屋町議会会議規則第87条ただし書きの規定により3人以上を必要とします。よって、異議ある議員の起立を求めます。

(異議者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立が3人以上であり、異議の申し立ては成立いたしました。よって、起立により採決いたします。

委員長からの申し出のとおり否決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立多数であります。よって、意見書案第2号及び陳情第2号は否決とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

◎町長（因 清範君）

平成26年第4回の粕屋町議会定例会の閉会にあたりまして、自席からではございますけれども、一言ご挨拶申し上げます。

去る12月5日に開催されました今定例会におきまして提案を申し上げました10議案のうち、1議案につきましてはさらなる審議が必要ということで継続審査となりましたが、他の議案はいずれも原案どおり可決をいただきました。まことにありがとうございました。会期中にいただきましたご意見等々につきましては、十分に留意いたしまして、これからの行政運営に努めてまいります。

いよいよ年末を迎え、数える日数も少なくなりました。これから寒さに向かうこととございますけれども、議員各位にはお体に十分留意され、来るべき年が議員の皆様にとって幸せな、また輝かしい年となりますことをお祈り申し上げます。

12月定例会の閉会にあたりまして挨拶といたします。本日は、まことにありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成26年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、平成26年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時04分)

会議録調製者 青 木 繁 信

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 久 我 純 治

署名議員 本 田 芳 枝